山形大学大学院
社会文化システム研究科

紀　要

第 10 号

目　　次

論　文
1900 年植民地台湾の「揚文会」に潜む二つの虚文観
—後藤新平と呉徳功をめぐって—…… 許　時嘉　1
日本語教育における「日台基本漢字」発音対照表の可能性について
…… 中澤信幸・岩城裕之・是澤範三　13
東日本大震災時の企業や組織のマネジメント
—山形県の事例—…… 伊藤嘉浩　21
ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について（第 2 報）
—南北歩行実験による検証—……本多　薫・門間政亮　33
中立性変様とその諸形態…… 小熊正久　49
中世叡尊教団と泉涌寺末寺の筑後国への展開
—新発見の中世西大寺末寺帳に触れつつ—…… 松尾剛次　69

社会文化システム研究科彙報（2012 年度）……83
投稿規程……87

平成 25 年 10 月

1900 年植民地台湾の「揚文会」に潜む二つの虚文観
―後藤新平と呉徳功をめぐって―*

許　　時　嘉

はじめに

1900 年 3 月 15 日，日本の台湾総督府は台湾人の民心を安堵する方針として，清国時代の最大級の学堂であった登瀛書院を改めた台北西門内の淡水館で，台湾人紳士を招き，第一回の「揚文会」を開催した。総督府は清朝時代に生員以上の学位を受けるもの，すなわち擧人，抜貢，歳貢，恩貢，廩生等を対象として，全島の 151 人に招待状を送り，そのうちの 72 人が出席した[1]。揚文会では，「廟宇の保存」「節孝の旌表」「救済賑恤」という三つのテーマを掲げ，旧慣調査として台湾人紳士の策議と意見書を求める一方，児玉総督と後藤新平も相次いで講演し，台湾における文教の再建と帝国の近代教育の優越性を説いた[2]。翌年，当日の流れを詳しく記録した『揚文会記事』（日本語）と，児玉・後藤の演説内容，72 人の台湾人紳士の意見書をまとめた『台湾揚文会策議』（漢文）が出版され，全島に配布された。参加者は往復を除き，台北に一週乃至十日間滞在し，旅費及び日当を支給され，揚文会に出席しただけではなく，台北各地の建設や新事業にも案内された[3]。総督府は揚文会を利用して台湾人紳士を喜ばせるほか，その実学重視策を宣伝し，台湾人の「移風易俗」を狙う意図がかなり強かった[4]。ちなみに，1898 年に台湾人年配者を招待した饗老典から 1900 年の揚文会開催に至った背景においては，児玉総督が主催者，後藤新平が後援者の役割を担っていたように見える。後藤新平の回想によれば，それは人民における総督の威信と慈愛的な形象を作り上げるためだった，という[5]。

総督府が揚文会を借りて台湾人の懐柔または統治力の再確立を狙ったことは既に多くの研究者が指摘している。そこに新帝国に隷属する新たな上流階級を造り上げようとする総督府の意図が潜んでいたこと[6]，台湾人紳士向けの「改朝儀式」を行ったこと[7]，さらに同文を利用して「中華帝国の宰相」

---

* 本論文は 2010 年名古屋大学大学院に提出した博士論文「明治日本の文明言説と植民地統治――台湾統治をめぐって」第六章の一部を元にして加筆修正したものである。

[1] 第一回総会の参加者は清朝時代から科挙を通して功名を得た士人達に限定したが，参加者である李秉鈞と蔡国琳等の提案の下で，入会条件は旧来の功名を持つ人のほか，審査付きで漢学素養をもつ旧知識人や国語学校の出身者までに拡大したようである。それ以降，各地方の弁務所は該当地方に在籍する台湾人紳士の詳細と人数を総督府に報告し，揚文会に参加した台湾人紳士は合計 846 人となった。ただし，総督府は第一回の総会を開催して以降，総会や支部大会を一切行なわなかった。揚文会の加入者 846 人のうち，会の名簿に名前を載せるだけの人は多かったようである。呉文星『日据時代台湾社会領導階級之研究』（正中書局，1992 年）65-66 頁。

[2] 『揚文会記事』（台湾総督府，1901 年，現台南市立図書館に所蔵）参照。『揚文会記事』（全 46 葉）は，揚文会開催の詳細と経緯，揚文会当日の児玉・後藤の日本語演説の内容，台湾揚文会規約，台湾人紳士の一週間の観光日程とその記録，台北医学校における後藤の日本語演説の内容，台湾人紳士・蔡路の感想等を収録している。

[3] 会員達は 3 月 16 日から 22 日まで，二班に分かれて各地を観光巡視した。その内容は，軍艦の観覧や法院，医学校，病院，製薬所，郵便電信局，度量衡調査所，商品陳列所，国語学校，小学校，砲兵工場，樟脳試製所などの観覧であった。

[4] 井出季和太『台湾治績志』（台湾日日新報社，1937 年）351 頁。

[5] 鶴見祐輔『後藤新平伝』2（勁草書房，1965 年），379 頁。

[6] 呉はラムリー（Lamley, H. J.）の研究を引用し，揚文会の開催が一回のみでその後二度と開催されなかったところを見ると，総督府は台湾人紳士の人数を把握するために揚文会の名義を利用したのだろうと指摘している。呉文星は揚文会を含めた植民地初期の台湾人紳士と総督府の多様な交流関係を研究するにあたって，初期の台湾鎮圧，戦乱による台湾人紳士階級の構造的変化及び揚文会における台湾人紳士との交流を通して台湾人紳士の人数を把握し，新帝国に隷属する新たな上流階級を造り上げようとする総督府の意図を指摘している。呉文星，前掲『日据時代台湾社会領導階級之研究』67 頁。

[7] 川路祥代は，島内各地からの台湾人紳士が台北の揚文会に「朝貢」するように集まり，新たな「想像の共同体」を構築したこと，総督府によって開催された揚文会は台湾人紳士向けの「改朝儀式」のような存在であったことを指摘している。川路祥代『殖民地台湾文化統合與台湾伝統儒学社会（1895～1919）』（国立成功大学中国文学研究所博士論文，2002 年）98-104 頁。

や「擬似皇帝」[8]として清国時代の封建政権の権力体系を模倣し，台湾人紳士を新たな帝国統治の秩序に再編しようとしたことは先行研究において相次いで指摘されている。それらを踏まえて，ここで注目したいのは，揚文会という空間の中で，発信者と受信者が各々相違する知的回路を経由して「揚文」への共感を見事に共有していたという現象である。これについては，陳培豊と川路祥代の研究が大きな示唆を与えてくれる。

陳培豊は総督府が揚文会に賦与する懐柔的性質を容認した上で，公学校教育による文明化の実現を唱える後藤新平の講演内容には，あるレトリックが潜んでいると指摘している。後藤は，近代文明の摂取において書房や漢文教育の非効率性を強調し，公学校教育を日本の国体に連結させることで近代教育による「一視同仁」――日本民族への同化を意図的に提起した。とはいえ，その国体の提起は忠君愛国の精神，国民的な性格の養成に全く言及せず，後になって台湾公学校の教育内容の向上に反対し，実業教育を中心とする有限的な教育を主張したのは，「文明流」の思想の注入を警戒した態度からだった。これらは台湾人を日本人に隷属するものと見て「（日本）民族への同化」から意図的に排除しようとするものだと陳は指摘している[9]。総督府は揚文会において，中国従来の文の伝統の容認と日本の近代教育の導入をパラレルに行なうことにより，台湾人紳士を懐柔して植民地権力構造に条件付きで統合する企図を明らかにした。

一方，台湾人紳士の反応は総督府の予想しない形で総督府の意図とのズレを生んだ。川路祥代は揚文会を台湾人紳士向けの「改朝儀式」と見なす一方で，揚文会に出席した台湾人紳士・呉徳功の述べた感想に注目し，後藤が提起した天皇制イデオロギーや国体の観念に対して呉徳功の反応はかなり鈍かたことを指摘している。呉は後藤が提起した「文明化」や台北で見たインフラ・新興建設の必要性を「格物致知」の概念によって把握し，儒学の存続と「近代文明」の推進を相克概念としてではなく，むしろ相互補完的なものとして認識した，という[10]。川路の論にしたがえば，揚文会の観光旅行が台湾人紳士に「近代文明」への共感を呼び起こすことができたその根本の理由は，後藤の演説における国体の天皇制イデオロギーや近代的教育の宣伝から影響を受けたというよりも，本来の儒学的な価値観（「格物致知」の概念）が大きく作用したのだと言ってよい。川路が提起した儒学の要素は，植民地統治における「文明化」の推進が，必ずしも総督府の意図したルートによって成立したわけではない，という見方に大きな論拠を与えるものである。

興味深いことに，揚文会の「成功」はこの「誤解」の媒介による「意思疎通」の成立にある。それは表面的に「同文」という漢詩文リテラシーを利用する総督府のポリティクスが効果的であったと解釈される一方で，その深層に，特に「文」の概念をめぐって，台湾人紳士と総督府に何かしら共通し，また対立する心性が存在していた可能性を示唆している。本稿ではこの点について，後藤新平の演説と呉徳功の観光日記，特に先行研究に取り上げられなかった部分を分析し，考察する。

1. 後藤新平演説の多義性

「揚文」という名称は，唐・玄宗皇帝が征西に赴く王晙に送った五言排律の「振武威荒服，揚文肅遠墟」に由来する[11]。元々「揚文会」の他に，「尚

[8] 齋藤希史「〈同文〉のポリティクス」（『文学』10（6），岩波書店，2009年11・12月号）42，44頁。齋藤希史は日本と台湾における漢詩文リテラシーの「同文」性への着目によって，児玉が台湾人紳士に地方施政に関する意見を提出するように求めたことや台湾人との漢詩文唱和を積極的に行なったことは，同文の伝統を借りて台湾人紳士を懐柔し，「中華帝国の宰相」，「擬似皇帝」として清国時代の封建政権の権力体系を模倣することによって，彼等を新たな帝国統治の秩序に再編する意図からだったと捉えている。

[9] 陳培豊『「同化」の同床異夢――日本統治下台湾の国語教育史再考』（三元社，2000年）73-78頁。

[10] 川路祥代，前掲『殖民地台湾文化統合與台湾伝統儒学社会（1895～1919）』106頁。

[11] 前掲『揚文会記事』1頁。この二句は『全唐詩』では巻三に載せる全二十句からなる五言排律「餞王晙巡邊」詩の冒頭の一聯である。

賢会」,「頤賢会」,「蘭台会」,「漱芳会」など，単に賢者乃至学問知識を求めることをスローガンとする提案もあったが，児玉はあえてその中から「揚文」という政治的意味を含む言葉を選んだ[12]。児玉は揚文会を開催した翌日，内地の新聞に向けて，文治中心の台湾社会において伝統知識階層の信頼を得ることなしには植民地統治を順調に行なうことができない，という打算的な認識を述べた[13]。児玉自身は明らかにこの集会の政治性に対してある程度の執着を持っていたように見える。

揚文会当日，児玉総督は総督府官僚たちを率いて式に臨み，次の式辞を朗読している。

> 抑々台島ハ素ト人文ノ区ト称シ夙ニ庠序ヲ興シ人才ヲ涵養スルノ道已ニ備ハレリト謂ツヘシ，然レトモ其智ヲ開キ世ヲ益スルノ具豈亦缺如ノ感ナカランヤ...茲ニ文教ヲ振興センコトヲ念ヒ揚文会ヲ挙行ス，夫レ揚文ノ会タル文人学士ヲ捜羅シテ，共ニ一堂ニ会シ，之ヲ優待スルノ典ヲ施シ，敦風励学ノ儀ヲ隆ニシテ，其所長ヲ展ヘシメ以テ文明ノ化ヲ同賛センコトヲ望ム，而シテ我帝国ノ文教ニ於ケル常ニ実行実用専心講究ヲ期シ，殊ニ致知格物ノ学ニ至リテハ鋭意討究スルモノ已ニ久シ[14]

児玉は揚文会の開催目的を簡潔に紹介し，文人紳士の協力を得て台湾島内で文風を振興し，文明の域に導くことを宣伝した。また，日本国内では「致知格物」の理念を前提として実学の教育を行い，多くの人材を養成してきたので，台湾人民も「新附の民」として帝国の方針に従うべきだと示唆した。児玉の簡潔な祝辞は後藤新平の演説においてさらに展開された。後藤は「致知格物」の観点を踏まえながら次のように述べている。

> 揚文会トハ何ソヤ，故ヲ温ネテ新ヲ知ルノ機実ニ此会ニ存ス，而シテ諸君ノ会同ハ実ニ大人ノ学ヲ発揚スルモノナリ，大人ノ学ハ即大学ノ道ナリ，大学ハ明明徳新民止至善ニ在リ，（明徳ヲ天下ニ明カニスルノハ格物致知ノ理ヲ求メルニ在リ，所謂作新民トハ湯ノ盤銘ヤ康誥ノ説明アル故ニ至善ニ止マリ，以上ノ言ニ諸君ガ馴染ムガ故ニ言ウヲ待タナイ。）揚文ナルモノ素ヨリ虚文ニ走リ，俗儒記誦詞章ノ弊ヲ発揚スルニアラス，総督閣下ハ日新ノ学文明ノ徳ヲ普及シ以テ斯民ノ福利ヲ起サンコトヲ期シ，世人ヲシテ徒ニ新故ノ教育其方同シカラサルニ眩惑シ，其道一ナルコトヲ知ラサルノ弊ニ座スルヲ悟ラシメンカ為メ，乃チ本会ヲ開キ茲ニ有識諸君ヲ招集セラル，若シ諸君一旦豁然トシテ貫通スル所アルニ至ラハ，衆多書房教育ニ従事スルノ徒モ亦靡然トシテ其風ヲ矯メ自ラ新タナルノ域ニ進ムニ至ラン[15]

後藤は『大学』の経「大学の道は，明徳を明らかにするに在り，民を新たにするに在り，至善に止まるに在り」を引用し，経の八条目「格物，致知，誠意，正心，修身，斉家，治国，平天下」の順序によって，明徳を天下に明らかにすることはみずから自己の輝かしい徳を輝かし，ついでそれを推し及ぼして天下の人をして皆その輝かしい徳を輝かせるが，その根本は格物致知に由来する，と説明している。さらに，伝第二章「湯の盤銘に曰く『苟に日に新にせば，日々に新に，又た日に新なり』と，康誥に曰く『新にするの民を作（おこ）す』と」を引用し，「民を新にする」と「明徳を明かに

[12] 前掲『揚文会記事』1 頁。
[13] 揚文会が開催された翌日（3 月 16 日），総督児玉源太郎は内地の新聞紙面に次のような意見を披露した。「台湾土民の如き読書人を尊重する風は其の本国支那人より伝へ，而も新たに治者を代へ近ごろ匪賊と区別せられたる人民に対して鎮撫統治の功績を挙げんと欲せば，先づ読書人の階級をして治者に悦服するものたらしめざるべからず。読書人は愚民にして且つ領民たる多数を惑はすべき佯言の製造者にして，やがて土匪の煽動者ともなり，連りに統治者を誹謗して施政の最大障碍となる」。「児玉総督の談話（三月十六日国民）」（『台湾協会会報』19，1900 年 4 月）参照。
[14] 前掲『揚文会記事』6 頁。
[15] 前掲『揚文会記事』11-12 頁。括弧内の文句が漢文版にあるが，日本語版に欠如された部分である。

する」を統一的に捉えて，至善のとまるべき所が自分の明徳でなく，自分以外の，民の，明徳をも含む，と示唆している。つまり，格物致知は至善の所在を認識しようとする根本的な動力であるがゆえに，台湾人紳士たちに「虚文」の学，「俗儒記誦詞章ノ弊」を排し，「格物致知」の理念に回帰し，「日に新に」して「民を新にする」境界に達すべきである，という。朱子学では，「格物致知」は「事物の理に窮め至る」こと，「それぞれの事物に即してそれぞれの事物の理を窮め，それらの理のいかなる究極点にも到達しないことがないようにすること」を意味しており[16]，それを踏まえて明末清初の頃から西洋科学技術に関する知識は「格致」，「窮理」と訳されるのが一般的であった[17]。後藤新平が「格物致知」を取り上げた意図には，伝統的書房教育と相対する，近代科学知識を包含する公学校教育の宣伝も含まれていたのだろう。

しかし，『大学』の格物致知に対する王陽明の説が朱子とまっこうから対立していることを想起すれば，後藤が提起した新民説における多義性の存在とその多義性による理解の交錯を見逃してはならない。周知のように，朱子学派の「性即理」の主張は陽明学派の「心即理」の立場と異なるがゆえに，「格は至るなり」と「格は正すなり」の対立が生じ，その結果『大学』のテクスト解釈にも大きな差異が生じた。朱熹は『大学』の「親民」の「親」を「新」の誤字と見て，伝第二章の「日新」「作新民」「維新」の字句を挙げ，親民を「民を新にする」と読み替えた[18]。朱子の解釈は，自らの明徳を明らかにした君子が，進んでさらにそのことを人にも推し及ぼし，他者の革新にまで進まなければならない，という。一方，島田虔次によれば，明明徳を致良知とする陽明が親民を文字どおりに「民を親しむ」と読むのは，心の本質（明徳，つまり良知）が萬物一体の仁であるという考えに基づくのである[19]。したがって，明徳を明らかにすることは，民を親しむことに展開，具体化されなくてはならない[20]。「明徳を明らかにするのは，天地万物一体の体を立てることであり，民を親しむのは，天地万物一体の用を達することである」（『大学問』）。陽明は龍場体験を経て，「外」によって「内」を補おうとする，という朱子の格物説への不満から，「致知」とは知識を磨くことではなく，内面からの知（良知）の実現にあるべきだと頓悟し，「知行合一」の中核的思想を打ち出した[21]。そして，良知が万物一体の「仁」であるならば，人民を親しむことも自然に「仁」の発揮に繋がるのである。朱子学の制度主義下における民衆主体の欠如に対して，陽明学は民本主義的性格を展開していたのである[22]。

---

16 島田虔次『新訂中国古典選　第四巻　大学・中庸』（朝日新聞社，1967 年）45-46 頁。

17 十五世紀中期イエズス会の伝道士ヴァニョーニ（中国語名，高一志）がアリストテレスの『四元素理論』を『空際格致』（1633 年），アダム・シャール（中国語名，湯若望）がアグリコラ（G. B. Agricola,. 1490-1555）の『金属について』（De re metallica）を『坤輿格致』（1640 年）と訳して以来，ラテン語の scientia（後に英語 science の語源）が中国語の「格致」と読み替えられるようになった。19 世紀中期以降，西洋科学の著作の中国語翻訳が大量に現れ，「格致」が「science」の訳語とされることが一般化した。清末民初の間における「格致」，「窮理」，「経世」，「科学」，「科技」諸語彙の概念的融合と分節化を分析した金観涛と劉青峰は儒学的概念である「格致」が後に「科学」という言葉に読み替えられた理由について次のように説明している。「格致」は元々「窮理」と「経世」という儒学的概念を意味していたが，1900 年以降，清朝政府が新政と科挙廃止を推進するために，「格致」における東洋西洋のイデオロギーの混同を回避し，「科学」という道徳的色彩のないニュートラルな語彙を用いはじめた，という。金観涛と劉青峰「従「格物致知」到「科学」「生産力」――知識体系與文化関係的思想史研究」『中央研究院近代史研究所集刊』46 期（中央研究院近代史研究所，2004 年）105-157 頁。

18 『朱子語類』巻第十六

19 島田虔次，前掲『新訂中国古典選　第四巻　大学・中庸』30 頁。

20 弟子徐愛が「民に親しむ」という解釈の根拠を問うのに対し，王陽明は次のように答えている。「新民を作す」の新は，自律的に自己革新を遂げることを意味し，「民を新にする」という他律的な革新ではない。『大学』に見える「君子その賢を賢としてその親を親とす」（第三章第五節），「赤子を保する如し」（第九章第二節），「民の好むところを好み，民の悪むところを悪む，此れを民の父母と謂う」（第十章第三節），「親に親しみ民を仁す」（『孟子』），「己れを修めて以て百姓を安んずる」（『論語』）は，いずれも民を親愛することを意味している。「『民に親しむ』といえば教化とともに養民を兼ねるが，『民を新にする』というと，（教のみの）一方に偏ってしまう」。王陽明『伝習録』（溝口雄三訳，中央公論新社，2005 年）11 頁。

21 王陽明学説の「致良知」，「知行合一」，「親民」の相関関係については，島田虔次の『朱子学と陽明学』（岩波書店，1967 年）119-146 頁参照。

日本の陽明学は幕府政治の当初から朱子学者に異端と見られ，寛政の異学の禁によってますます抑圧されたが，朱子学を表面的に尊重しながらも陸王学を排斥しない（藤原惺窩，佐藤一斎），あるいは陽明学に傾倒してその先駆となった（中江藤樹，熊沢蕃山，三輪執斎）学者も存在し[23]，朱子学者と陽明学者も必ずしも対立していなかった[24]。陽明学の「心即理」,「致良知」,「知行合一」という中核的思想は幕末に至って政治的蜂起に繋がり（大塩平八郎の乱が代表的である），後に尊皇攘夷の志士たちの行動理念に大きな影響を与えた。

「心即理」の思想は文芸上にも影響を与えた。虚文を軽視，排斥する学風である。中江藤樹は文芸についてこう述べている。「文芸は道を求める筌なり。魚を得れば筌は無用の物なり」,「心法明かなものは，文理も自ら通ぜり」（『翁問答』）。その理念を以って彼は作詩に際して，平仄・押韻に拘泥せず，文法上の規則を無視し，自由な性格を表した[25]。彼の弟子三輪執斎も「わが江西の中江先師，遺経によりて其の緒を接ぎ，致良知の学を本邦百年の後に興起し，訓詁詞章の陋を改めたり」（『抜本寒源論私章』）と唱えている[26]。虚文嫌悪の心理は幕末期の陽明学者にも一般的である。岡田武彦が指摘するように，幕末の学者は，道学を標榜し，心性を説き性命を説いたが，多聞博識，訓詁汎濫の弊に陥り，分析，考察知解の弊に陥ることを極めて戒めた[27]。例えば吉村秋陽（1797～1866）は『読我書楼文草』において，読書講解という知識の獲得は学の入所に過ぎず，体験躬行こそ学の究極にほかならないと述べ，読書講義に耽って知行合一の重要性を軽視するのは学問の入所を究極と見誤ることだと指摘している[28]。彼はさらに自警三条を掲げて，「訓詁の陋に落ちず，門戸の見を立てず，知解の精に頼らず」と述べ，虚文の弊を徹底的に回避しようとする。この点からみれば，彼が同門の訥菴の朱子学を非難し，同じく文才に長じ議論を好んで行いの軽佻，知識の浅薄の譏りを免れえなかった朱子学者，安積艮斎を批判したのも当然である[29]。これと似たような言論は林良斎（1807～1849），池田草庵（1813～1878），春日潜菴（1811～1878）等の著述にも見られ，虚文への警戒感が広く共有されていたことが分かる[30]。

幕末志士の行動理念と陽明学との関わりを想起するならば，幕末生れの後藤新平と同時代の知識人の社会的思想は，陽明学と朱子学の異なる理念が交錯して生じた多義性を背景にしていると考えられる。後藤新平自身については陽明学との直接の関わりを証明する資料は皆無だが，その少年時代から師の安場保和から横井小楠の尊王理念に親しんでいたといわれる。また，彼が 15 歳で上京するにあたって，父・実崇から受け取った前途を訓戒する書信には，「学問の道申迄も無之候へ共，

[22] 陽明学思想と民衆意識の問題については，島田虔次『中国における近代思惟の挫折』（筑摩書房，1970 年）の第四章参照。
[23] 安藤英男『日本における陽明学の系譜』（新人物往来社，1971 年）31-42 頁。
[24] 朱子学正統派の頼山陽と陽明学者の大塩平八郎の間に親交があったことはこの事実が示唆している。小島毅『近代日本の陽明学』（講談社，2006 年）31-36 頁。
[25] 安藤英男，前掲『日本における陽明学の系譜』31-42 頁。
[26] 安藤英男，前掲『日本における陽明学の系譜』31-42 頁。
[27] 岡田武彦「解説　幕末の陽明学と朱子学」『陽明学大系 10　日本の陽明学（下）』（明徳出版社，1972 年）29 頁。
[28] 岡田武彦，前掲「解説　幕末の陽明学と朱子学」31 頁。
[29] 他方，幕末の朱子学者も多聞博識，汎濫訓詁の弊や議論弁析，考索知解の害を自戒しているが，その理由は陽明学の知行合一の立場からではなく，「捕風把影，懸空恍惚の弊に陥るか，さもなければ利害得失の間，計較の心を生じて功利権詐に陥り，覇学のために赤幟を樹てるに至る」と考えたからである。岡田武彦，前掲「解説　幕末の陽明学と朱子学」31 頁。ちなみに，「文」と完全に切り離すことのできないこの意識は文と道を表裏一体のものと見る朱子の主張と関連しているのではないかと思われる。たとえば朱熹は『朱子語類』巻百三十九において「道者，文之根本。文者，道之枝葉（道は文の根本で，文は道の枝葉である）」と述べており，「文以載道」の実現が文と道の表裏一体性にあると強調している。さらに，蘇東坡の「吾所謂文，必與道俱（所謂文とは必ず道を具えるものである）」という説を批判し，蘇が「文」と「道」を別々に存在する個体と見なし，必要に応じて両者を融合しようとするのは誤っていると論断している。
[30] 岡田武彦，前掲「解説　幕末の陽明学と朱子学」29-31 頁。こうした影響は西郷隆盛にも見られ，佐藤一斎の『言志四録』から百余条を手抄している。その中には，「経を読むは，宜しく我れの心を以て経の心を読み，経の心を以て我の心を釈すべし。然らずして徒爾に訓詁を講明するのみならば，便ち是れ終身曾て読まざるなり」という一条が記されている。山田済斎編『西郷南洲遺訓　附手抄言志録及遺文』〔1888 年〕（岩波書店，1939 年）54 頁。

先づ輪講等弁舌よく申述，虚文に而已走り，枝葉に悉く日を費し，文道の本旨を失ひ，孝悌忠信の道を差置き，権謀術数を旨とし，加之，人物の評論，且御政事の批判を致し，我身を修め，家を斉るの事を度外に差置候類，以之外成儀に候」[31]と書かれていた。後藤は後にこれを軸物として終生秘蔵し，毎年正月いっぱいは必ず床の間に懸けることを家例とした。後藤新平の父・実崇は，水沢藩士出身で，少年の頃藩黌立生館に入り堀籠胆水に程朱の学を学びながら，陸象山の学説にも傾倒していた[32]。いずれも直接的な資料ではないが，後藤の虚文排斥は洋学からの影響よりも，こうした幼少時の環境と幕末の儒学思想から来ている可能性が高い。

今日の日本国運の隆盛は国体と教育との合体によって「人心ノ統一ト国民ノ一致」を果たした結果であると唱えた後藤は，日本の公学校教育を万世一系の国体と結びつけ，教育勅語を国民教育の原則と見ている[33]。すなわち，国体精神を主軸として「国民」の養成を目指す日本の教育は，中国書房教育の記誦詞章の能力とは異なり，国家の発展に役立つ「実学実用」の知識ばかりを重視する。それは日本の国力を世界列強の一員へと飛躍させた根本的な要因である。一方，中国世界は嘗て「文教最盛ノ国」でありながらも，「記誦詞章ノ習」を以って「無用無実ノ学弊」に陥った結果，学問を求めるのはもはや自分のためではなく，ひたすら「科挙ノ具」に過ぎなくなっていた[34]。それゆえ，学術は「詞章訓詁ノ末技ニ耽リ，実学ヲ務メス，庸陋墨卷ヲ取リテ浮華ヲ事トシ，文風日ニ敝レ，士習亦問フヘカラサルニ至リ，科名声利ノ習ハ深ク人心ニ入リ，積重返シ難シ」[35]。しかし，後藤が望んだのは，単に虚文の弊や書房教育を改革して済むことではない。後藤は次のように述べている。もし今孔子孟子が蘇えるならば文教を振興し，庶政を改革してすぐさま世界雄飛の夢を叶えるのは決して難しくないが，中国は「国体ト教育トノ終始一貫セサル」ため，いくら改革を行なったとしても，その国力は到底日本に及ばない[36]。つまり，人民の国体への意識の有無こそが日本と中国の国力発展上に根本的な差異を果たした原因である。

後藤は最後に次のように述べている。

> 予ハ清国文学ノ気韻高尚且ツ優美ナルヲ知ラサルニアラス，又之ヲ廃業セント欲スルモノニアラス，唯方ニ四民ノ容易ニ学ヒ得テ容易ニ識リ得ラルヘキ方法ヲ以テ俗ニ通シ易キ日用常識ヲ普及セントスルニ在リ，山川風月紫水明山等ノ対句ニ労センヨリモ実学実用ヲ主トスヘキコト是レ予ノ諸君ニ向テ切ニ注意ヲ望ム所ナリ（略）教育ハ国家ト相離ルヘカラスシテ国民ノ賢愚ハ国家ノ盛衰ニ影響スルヲ以テ国家ハ教育ヲ普及セシムルノ責務ヲ有シ，国民ハ自己及ヒ国家ノ為ニ教育ヲ受クヘキ義務ヲ有ス（略）帰郷ノ後，此趣旨ヲ賛襄シ益々揚文ノ実務ヲ奏シ以テ総督閣下優待ノ美意ニ副ハンコト呉々モ諸君ニ冀望ス[37]。

後藤は最後に，中国文章の美を知らないわけではなく，また教育改革が漢文漢学を排除するのでもないが，単なる文字の遊びよりも，実用の学を重視しなければならないことを理解してほしいと訴え，台湾人紳士に郷里でこれを宣伝する任務を与えている。公学校教育に教育勅語と天皇制イデオロギーの論理を導入しようとする後藤の演説は，単に書房教育の不足と実学の重要性を説明するに止まらず，教育と国体との合体が必要であること，そしてその実現には公学校教育が不可欠であること，という三重のメッセージが巧みに込められていた。

[31] 鶴見祐輔『後藤新平　第 1 巻』（勁草書房，1965 年）92–93 頁。
[32] 鶴見祐輔『後藤新平　第 1 巻』（勁草書房，1965 年）56 頁。
[33] 前掲『揚文会記事』15 頁。
[34] 前掲『揚文会記事』15 頁。
[35] 前掲『揚文会記事』15 頁。
[36] 前掲『揚文会記事』15 頁。
[37] 前掲『揚文会記事』18 頁。

2. 呉徳功の揚文理解

それらのメッセージは台湾人紳士に完全に一義的に受け止められたわけではないように思われる。ここでほかならぬ呉徳功の例をもう一度提示する必要がある。呉徳功（1850～1924），台湾彰化人。1874 年に博士弟子員になり，1895 年に歳貢に昇進した。かつて台湾通志局に彰化県志の編纂を命じられ，各地を訪問し資料収集を行なっていたが，乙末の戦乱でこれらの史料が散逸した。日本軍が台湾を接収する際，呉は台湾地方聯甲局正管帯を担当し，一時抗日活動に参加していたが，後に失敗して，世間を避け田舎に隠居した[38]。台湾が平定された後，総督府は清朝時代の旧制を継承する必要を実感し，地方の治安統制と人心懐柔のために，功績・名望のある地方人士の協力を得なければならないと認識した。こうした背景において，1896 年冬に彰化駐在の高橋藤吾大尉が呉を訪れ，1897 年春には台中県知事・村上義雄が通訳を介して接触し，その結果，1897 年，当初は拒絶していた呉も総督府の誠意を感じたのか，台中県参事の職を引き受けることになった。台湾旧慣調査会事務嘱託，総督府史料評定委員会評議委員を兼任し，1902 年に総督府から紳章を授けられた[39]。地方の公益事業に携わるほか，台湾の伝統文学である漢詩文の存続と流布及び儒家思想の継承に力を尽くし，多くの日本人学者，官員と定期的に漢詩文を唱和，交流し，特に日本漢詩人中村桜洲との親交を持った。1918 年，崇文社が伝統漢文復興を趣旨として成立する，『台湾日日新報』で時局を論じる漢文文章応募キャンペーンを行うにあたって，呉は評議員を担当した。著書は多く，『瑞桃齋詩文稿』，『戴案紀略』，『施案紀略』などがあり，『呉徳功全集』に収録されている。

揚文会を主とする台北観光に参加した呉徳功は『観光日記』において後藤の演説内容を次のように要約している。

> 帝国皇統一系，国祚興隆，與天壌無窮，迄今二千五百年，金甌無缺，国運之振興，教育之進歩，漢文自王仁齎入，釋教自印度流來，泰西文学亦喜為採納，皆能與之融和而得其要領。余非不知漢文之高雅優美而欲廢之也，惟先示以易知易学之方，故首教以国語，継公学校，師範学校，将来文運長進，更設専門学校以期鞏固利用厚生之根抵，養成有用之才。此次之揚文会即発揚大人之学，即大学之道。大学言明徳新民，又曰格物致知，湯言日日新，康誥言作新民，無非欲使人格考窮理，使徳業富有日新也。爾等博学之士，帰去当教迪後進，庶無負督憲表揚文之意[40]。
>
> （帝国は万世一系，国威隆盛，天壌と共に窮まることなく，今日まで二千五百六十年来金甌無缺である。国運が振興し，教育も進歩し，王仁によって漢文が齎され[41]，印度から仏教が流入し，泰西文学も歓迎され，それらを融合してその要領を悟得した。余は漢文の優美高雅を知らないわけではないし，その廃除を欲するわけでもない。ただし，それよりまず人々に知りやすくて学びやすい方法を示さなければならない。故に先ず国語を教え，公学校や師範学校を相継いで造り，将来文運が進歩するならば，さらに専門学校を設けて利用厚生の根底を固め，有用な人材を養成する。揚文会は実に大人の学を発揚するものであ

[38] 張子文等編著『台湾歴史人物小伝――明清暨日拠時期』（台北：国家図書館，2006 年）145 頁。

[39] 施懿琳「由抗日到傾斜――日治時期彰化文人呉徳功身分認同之分析」（『従沈光文到賴和――台湾古典文学的発展與特色』所収，春暉出版，2000 年）375，377 頁。施は，1897 年に抗日的な立場から協力的な立場に一変する呉徳功の転向の具体的な理由は不明であるが，生涯にわたり儒学伝統文化・文学を重視した姿勢と地方の公益事業に対する熱心な態度からみて，日本に協力する立場を選択した呉の思考には「（和光同塵）世に入る」という儒教的理想が明らかである，と指摘している。

[40] 呉徳功「観光日記」〔1901〕『呉徳功先生全集 戴案紀略／施案紀略／讓台記／観光日記／彰化節孝冊』（台湾省文献委員会，1992 年）172-173 頁。

[41] 日本に千字文と論語を伝えたとされる渡来人である。『日本書紀』では王仁（わに），『古事記』では和邇吉師（わにきし）と記されている。

る。大人の学即大学の道である。大学は明明徳に在り，新民の要を説く。次に致知格物の学を云う。湯が日日新と云い，康誥が作新民と云うのは人を窮理に致せ，日々より徳行を富ませるためである。諸君は本島の博学な士にして，帰郷の後，後進子弟に此の趣旨を宣伝し，総督が揚文の意を表した意図に背かないようにすべきである。）

後藤の演説には虚文の弊と伝統教育の後進性への批判に満ちているが，呉はそれを「余は漢文の優美高雅を知らないわけではないし，その廃除を欲するわけでもない。ただし，それよりまず人々に知りやすくて学びやすい方法を示さなければならない」という後藤の一言に凝縮させている。また，後藤が二重三重に示唆した公学校教育と天皇制イデオロギーの連繋及びその連繋自体の重要性について，呉は全く認識しておらず，川路が指摘したように，かえって「格物致知」の概念を経由して公学校の必要性を理解している。呉の単純な理解は台湾人紳士の思想的基盤が朱子学派を主とすることから来ているのかもしれない。陳昭瑛は清朝時代の台湾島内の書院の学規を分析して次のように指摘している。台湾文教の官員や学者の多くは朱子学を主唱し，陽明学を「末学」と見て警戒視していたので，書院教育において陸王学説が道統から排除される傾向が見られる[42]。

ところで，後藤の重層的な思想背景と異なって，科挙生員出身の呉は一体どのような対象に自分の期待を投射していったのか。揚文会の盛会は，総督府の懐柔策の成功として理解されうる一方，台湾人紳士たちはどのような「揚文」の理想像を描き，総督府の政策を肯定したのか。その理想像の正体を，揚文会の一連の催しから戻った時の，喜びを隠しきれない態度が図らずも示していたのかもしれない。揚文会からの帰途に，呉は同じ揚文会に参加した友人・蔡蓮舫が開いた宴会に出席し，揚文会についての感想を五律で表現した。

勝会揚文赴，帰来笑語温。友朋欣共述，姻婭喜開罇。大道千鈞挽，吾儒一線存。作人歌棫樸，士貴国弥尊[43]。（大意：盛大なる揚文会に赴き，笑って語って帰って来た。朋友とともに喜んで語り合い，酒盃を挙げて（日本と台湾の文化と）姻戚関係の結びつきを祝おう。大道を挽回し得て，我儒もぎりぎりのところで残存を許された。人材を養成して賢人が多いことを称え，こうして士人を重視すれば国家も尊くなるのだ）

しかも，揚文会から喜々として帰宅した呉が揚文会に肯定的な態度を示したからといって，それがそのまま総督府の提起した「公学校教育」への全面的協力に繋がったとは限らない。呉の「大道千鈞挽，吾儒一線存」という言葉は，伝統的儒学が一命を取り留めた後の安堵感をよく表わしている。

後藤新平の虚文への批判は明らかに「辛口」ではあったが，呉徳功が逆にそれをポジティヴに捉えたことは興味深い。後藤が虚文を排斥し，伝統的書房教育を新式教育に切り替えようとするのに対し，呉は新式教育を伝統的書房教育の延長線上にあるものと見て完全に楽観視しており，新式教育の出現が伝統的書房教育の先細りを必然的に招来することにすら気付いていないように見える。呉の楽観的な思考はおそらく，後藤と同様に虚文への警戒心を持つことなしには成り立たないのであろう。

ところが，後藤と呉において「虚文」への警戒心は共通しているが，どのようなものを「虚文」

[42] 台湾が 1885 年建省する前に福建閩学の影響を強く受け，福建閩学の重鎮である鼇峰書院が台湾人の第一希望の「留学」地であった。乾隆年間，台湾府儒学西に創立された海東書院が鼇峰書院をモデルにして建てられ，学規もそれに準する。この鼇峰書院の創立者張伯行はほかならぬ福建朱子学の先駆的人物である。陳昭瑛「道東之伝：清代台湾書院学規中的朱子学」『台湾與伝統文化【増訂再版】』（台湾大学出版中心，2005 年）28-39 頁。

[43] 呉徳功，前掲「観光日記」188 頁。

というのか，その「虚文」をどこまで徹底的に改革すべきなのか，そして改革する場合，漸進主義的な改良をめざすべきか，それとも急進的に全体を撤廃すべきなのか，という「虚文」の内実把握とその解決策において一線を画している。呉は書房教育の弱点を理解しないのではない，むしろ虚文の氾濫が書房教育を弱体化させたことを理解した上で，後藤の演説に賛同しているのである。あえていえば，呉が最初から望んでいたのは，教養としての四書五経という本来的，本源的面目を棄て去るのではなく，むしろ儒学教養の形骸化を強く意識した上で，実学による教育の活性化を果たし，過去の理想像へと回帰しようとしたのだと思われる。つまり，呉が総督府の「揚文」行為と公学校教育の提唱から読み取ったのは，伝統教育の撤廃ではなく，実学教育の導入によって伝統教育の内実を補強，清新化する可能性そのものだったのではないか。呉の喜びはその思惑を見事にほのめかすものだった。だからこそ，彼は国体と教育の連繋及び公学校教育の必要性を説く後藤の演説を聞いたにもかかわらず，公学校教育の重要性を単なる実学的機能性によって理解しただけで，国体との連携関係の次元を閑却して去ることができたのである。

呉の認識には，後藤とは大きく相違する点があった。後藤が「虚文の弊」を挙げたのは，機能性を基準／尺度として一言語（もしくは一文体）の価値を決めることができると考えたからである。明治の言文一致運動以来，漢詩文は上流知識階層の趣味と位置付けられ，近代的知識の流布に相応しくない文体と見なされていた。この漢詩文の「限界」性は，西洋文明と接触して以来，ずっと物議をかもしてきた。一方，後藤とは異なって，呉は伝統的書房教育における教養としての漢詩文の役割を強く認識している。虚文の弊があるとはいえ，書房における四書五経教育の価値は，文章の綴り方を学ぶことにあるのではなく，中国文学者吉川幸次郎の言葉を借りれば，むしろある種の「生活の規範」の修得に資するものとして尊重，維持されるべきなのである[44]。吉川幸次郎は「五経」が出現して以降の中国人とそれらの古典との関係について次のように論じている。「五経」が道理のすべてを担い得るという考え方は千年以上もの間中国社会に伝えられてきて，精神上に「五経」を規範とするばかりではなく，具体的な生活においても「五経」との合致を求める，という中国的心性を生んだ，と[45]。こうした教養としての中国伝統へのこだわりは清朝遺民の台湾人紳士が後藤新平から一線を画す基盤となったといえるだろう。

したがって，『観光日記』の最後に，呉は満足の気持ちとともに帰郷したと書いている。途中，大肚溪を過ぎ，中寮に着いたところで，呉は園内の婦女達が豆の種を撒くのに忙しい姿を見た。呉は思わず「不復如春冬相交飛沙揚塵也（この時期はもう春冬の時期ほど沙が満天に舞い上がっていない）」という感想を洩らし，「叮嚀鋤草者，勿使豆根傷（雑草を鋤く者にお願いする，豆の根をどうか傷付けないでおくれ）」と詠んで，観光日記の幕を閉じることにした[46]。この一句は文章全体に呼応しつつその意味を補完する意図が強い。この締め括りが暗示しているのは，「沙が満天に舞い上がって」いるような社会的紛擾，すなわち植民初期の戦乱によって文教活動は一度衰えはしたが，今は漸く安定した時期に入り，総督府の扶植によって「豆の種を撒く」という状態に生まれ変わりつつある，ということである。呉は文教を重視し始めた為政者の姿を種まく人と見て，揚文会の

[44] 吉川幸次郎『支那人の古典とその生活』〔1944〕（岩波書店，1964年）107頁。『吉川幸次郎全集』第2巻（筑摩書房，1984年）に再録。ちなみに，戦時中に東京大学で行なった講義内容を元にするこの著作は，腐敗の中国への批判と「日中親善」に協力すべき日本人の義務を唱えて戦争協力を合理化する結論に至っているが，五経を学問の中心とする中国士大夫社会の精神世界の形成を客観的に論じているところは参照に値する。

[45] 吉川幸次郎，前掲『支那人の古典とその生活』116頁。

[46] 呉徳功，前掲「観光日記」188頁。原文：「午後過大肚溪，抵中寮，見園中芸瓜種豆，子婦皆忙，不復如春冬相交飛沙揚塵也。即吟五律云：四月閒人少，経営子婦忙。蔬園多下種，蔗部尚研漿。雨後薯藤秀，風前麦浪場。叮嚀鋤草者，勿使豆根傷。行至薄暮，抵家」

盛大な開催は儒学を存続させる活動であると捉えた。そこで，感激した呉はこの時を捉えて「根を傷付けない」ように忠告することにした。この結尾からは揚文会に託した呉の期待が強く感じられる。

書房教育の後進性を批判し，虚文の弊を排除して実学実用を主とする公学校教育を称揚する後藤新平の演説内容を，呉徳功はかえって伝統的「教育」を大切にする姿勢として理解し，実学の導入を戦乱で荒廃しかけた文教活動の「復興」事業と読み替えてしまった。そこに明らかな乖離があるにもかかわらず，興味深いことに，両者ともにこうした乖離に全く違和感を持たなかったのである。

まとめ

本論文では揚文会を分析対象とし，植民地時代の揚文政策に潜んでいた多義性とその多義的意味の共存を可能にした思想的状況，背景を考察した。後藤新平は台湾人紳士を集めた揚文会において書房教育の後進性を批判し，実学実用を主とする公学校教育を称揚する際に，『大学』の格物致知を引用し，虚文の弊を排除した実学重視の理念を説いた。興味深いのは，後藤新平が旧来の書房教育の虚文伝統を辛口で批判し，新しい教育制度の導入を唱えたのに対し，伝統的知識人である呉徳功はかえってそれを「教育」を大切にする後藤の姿勢として好意的に理解し，実学の導入を戦乱で荒廃しかけた文教活動の「復興」事業と読み替えて，固有の文教活動の存続を一意専心に祈願した。

朱子学と陽明学の差異からみれば，「虚文」への警戒心の強弱に応じて，伝統教育の形骸化に対する批判も異なってくる。同じ儒学思想に潜むこの微細な差異は，後藤と呉の教育方針が一時的に足並を揃えるように見えながらも，「同床異夢」に終わる結果をもたらした。呉徳功が「豆の種を撒く」効果を期待した総督府の教育政策の下で，漢文教育は最初のうち公学校の教育科目に含まれていたが，1904 年に公学校の国語教育から外されて「漢文科」として独立し，1918 年には授業時間数が半分にまで削られ，1922 年には選択科目，1937 年にはとうとう廃された。呉は「虚文」の排除によって儒学教育の形骸化を回避しようとしたが，新式教育の導入が結果的に伝統的書房教育の先細りを招致するであろうことに全く気付かなかった。あえて言えば，このような結果は彼の朱子学中心の世界観では考えの及ばないことでもあっただろう。

日治時期台灣「揚文會」的兩種虛文觀
——以後藤新平與吳德功為例

許　　時　嘉

1900 年 3 月 15 日，總督府以清領時期生員以上的台灣士紳為對象，在台北淡水館舉行第一次「揚文會」。會前以「修保廟宇」,「旌表節孝」,「救濟賑恤」為題，廣徵 72 名與會台人士紳們的意見。開會當日則由兒玉源太郎與後藤新平先後以台灣總督與民政長官的身分發表演說,對台人士紳們宣揚日本重振台灣文教的企圖，與帝國近代教育的優越性。正如諸多先行研究已再三闡明的命題：總督府以模擬前朝，百官朝聖般的方式舉行揚文會，其目的不外乎是為了收編人心，懷柔舊知識階層，好重新確立新政府在異地台灣的正統性。這點已成學界定論。耐人尋味的是，在揚文會的共同空間下，日方總督府官員們所闡述的「文明」概念，與台人士紳在東洋儒家社會薰陶下所描繪的「文明」想像，實各自指涉不同的意涵。

誠如許多學者指出的重點，台日之間的同文性，乃締造此「美麗的錯誤」的重要關鍵。儒學思想與漢詩文書寫能力的共同背景，使總督府聰明地透過漢詩文與儒學的同文傳統，達成統合殖民地的策略。然而，從日本儒學發展的歷程看來，江戶時代到幕末，在「陽朱（熹）陰王（陽明）」的影響下，日本志士們對儒學的理解，逐漸出現內在意涵的轉變（從幕末志士蜂起的心理變化即可窺得其中端倪），這點與清朝強調科舉文化的朱子學思想已有差距。透過後藤新平演說內容的涵義與吳德功觀後感所表現出的理解，可以發現兩者之間存在一種交錯式的「誤讀」,這種誤讀不只存在於台人士紳對天皇意識型態的認知闕如，更表現在兩者因社會思想背景（儒學的分化）的根本差異而對「虛文」態度不同：後藤主張徹底根除傳統教育制度，吳德功卻樂觀地認為後藤的教育主張僅僅是「以維持為前題的改革與修正」。這種虛文觀的差異，導致兩人雖然初期可以在「同床異夢」的狀態下取得共識，但隨著時間推展，傳統教育只會一步步退出國民教育之外，吳德功所期待的願景也始終不可能到來。

日本語教育における「日台基本漢字」発音対照表の可能性について

中　澤　信　幸
（文化システム専攻言語科学領域担当）
岩　城　裕　之
（呉工業高等専門学校准教授）
是　澤　範　三
（京都精華大学講師）

はじめに

台湾をはじめとした東アジアでは，日本語が多くの人々に学ばれている。その日本語には「漢語」が多数含まれるが，これは中古中国語を起源とした借用語である。一方，台湾語は中国閩南方言を起源としているが，その発音は現代北京語音とは異なり，中古中国語音の特徴を多く保存している。

台湾における日本語教育では，台湾の国語とされる北京語との対照が行われるが，北京語音と現代日本漢字音の発音は乖離しており，それが日本語学習者の壁ともなっている。一方，台湾語音には，無声・有声の区別，入声韻尾の存在など，現代日本漢字音と共通の特徴が多く見出されるが，これはともに中古中国語音の特徴を保存していることによる。しかしながら，台湾における日本語教育では，台湾語音のこの特徴を生かした教育は行われていないのが現状である。そこで本稿では，日本漢字音と台湾語音とを対照させた「日台基本漢字」発音対照表を構築し，それによって台湾語音を利用した日本語教育の新しい発音学習の可能性を示すことにする。

1　日本漢字音と台湾語音

1.1　日本漢字音について

古代の日本は中国より数多くの文物を取り入れたが，それと同時に借用語として多くの漢語を取り入れた。このような借用語は日本語だけでなく，朝鮮語・ベトナム語にも見られるものである。

日本の漢語の音である日本漢字音には，複数の層が存在する。すなわち「呉音」「漢音」「唐音」である。

呉音は，六朝期の中国語音が日本に伝えられたとする説，複数の時代や地方の音が伝えられたとする説，また朝鮮漢字音が介入しているとする説がある。いずれにしても資料の限界もあり，その母胎音や伝来経路は明らかではない。

漢音は，中国隋・唐代北方音が，遣隋使・遣唐使を通して伝えられたものである。中国から正式なルートで伝えられたため，当初は「正音」とも呼ばれた。朝廷や大学寮などで用いられ，漢籍の読書音として定着していった。一方，古くからの漢字音は「和音」（後に呉音）と呼ばれ，仏教界において経典の読誦音として存続することになる。

なお，唐音は鎌倉時代以降に禅宗によってもたらされたものであるが，すでに呉音・漢音が定着した後であり，個別語の音として定着するにとどまった。

呉音はおおよそ六朝期の，漢音は隋・唐代の中国語音が伝えられたものであるが，この時期は中国語音韻史では「中古期」ということになる。したがって，日本漢字音は中古中国語音が母胎となっていると言える。

1.2　台湾語音について

台湾で話される台湾語は，中国の閩方言の一つ

である閩南方言が，漢族の移住に伴って伝えられたものである。福建省の泉州と漳州の言語が伝えられたものとされている。

閩方言は，中国の中古期に南下してきた人々の言語の影響を多分に受けている。そのため，現代台湾語には，北京語では失われた無声・有声の区別，入声韻尾の存在など，中古中国語音の特徴が多く見出されるのである。

「言語類型地理論」[1]によれば，インド・ヨーロッパ語（牧畜民型の言語）は，民族が大陸を広範囲に移動したため，いわゆる「基礎語彙」が共通しているのに対し，アジア諸語（農耕民型の言語）は，民族が定住していたために「基礎語彙」はそれぞれ異なるものの，抽象的な，あるいは文化的な語彙は共通しているという。これに従うならば，かつての文明国家である古代中国の語が，中国南方，さらには台湾，そして日本・朝鮮・ベトナムにも伝えられたということになる。その意味では，台湾語と日本漢語は共通する要素を保持していると言えよう。

台湾語音には日本漢字音と同様，複数の層が存在する。すなわち「読書音」（文言音）と「俗音」（白話音）である。これはもともと俗音が存在した地域（現在の福建省）に，中央（北方）から新たな読書音が伝来したことに由来しており，その意味では日本の呉音・漢音の伝来とよく似ていると言えよう[2]。

1.3　日本語教育における台湾語音活用の可能性

以上のように，日本漢字音と台湾語音には，無声・有声の区別，入声韻尾の存在などの共通した特徴が存在する。これらは現代北京語音には存在しないものである。そこで，台湾における日本語教育では，日本漢字音を台湾語音と対照させるのが効果的である。しかしながら，実際の日本語教育においては，台湾の国語とされる北京語とのみ対照が行われるのが実情である。そのため，日本漢字音における無声・有声の区別，入声韻尾の存在などが，台湾人日本語学習者にとっては壁になってしまっている。

日本語教育において台湾語音を活用すれば，学習者のこのような労力を軽減させることができるはずである。ここに，日本漢字音と台湾語音とを適切な規模で対照させた一覧表の作成が期待されるのである。

2　現代版「日台字音便覧」データベース

2.1　『日台大辞典』について

『日台大辞典』およびそれに付載される「日台字音便覧」については，中澤（2010）および（2011）ですでに述べた通りであるが，ここで改めて概要を述べておく。

『日台大辞典』の編纂は台湾総督府の編修官だった小川尚義を中心に進められ，1905 年（明治 38）に脱稿した。出版されたのは 1907 年（明治 40）のことである。

『日台大辞典』では冒頭に伊藤博文による題字，台湾総督府民政長官の後藤新平による序文が付けられ，「台湾言語分布図」「台湾語数詞比較表」の後に「日台大辞典緒言」が 212 頁にわたって付けられる。この「緒言」は台湾語に関する初めての精緻な研究として，中国語研究史上でも特筆されるべき内容である。その後「台湾語ノ発音」が 18 頁にわたって付けられ，「凡例」の後に本編である「日台大辞典」が続く。本編は 1,184 頁におよぶが，その後に「画引日台字音便覧」が 66 頁にわたって続く。その後「百家姓」「台湾地名」「旧台湾度量衡附貨幣、時間」「血族ニ対スル称呼」と続き，最後に小川尚義による「本書編纂ノ顚末」で終わる[3]。

2.2　「日台字音便覧」について

「日台字音便覧」は『日台大辞典』の本編に続く

[1] 橋本萬太郎（1978）参照。
[2] 日本漢字音の漢音・呉音と台湾語の読書音・俗音との関係については，中澤（2012）参照。
[3] 『日台大辞典』の編纂と内容に関しては，村上嘉英（1966）および（2004）参照。

もので，正式な名称は「画引日台字音便覧」である。その名の通り漢字が部首の画数順に排列され，それに日本漢字音（漢音・呉音），韻（平水韻），台湾語音が記される。台湾語音は第1段に読書音，第2段以降に俗音が，それぞれ厦門音と漳州音とに分けて（または厦門・漳州共通音として）片仮名で示される。全部で66頁あり，1頁あたり6段，1段あたり19行で，1行ごとに1字の掲出漢字，および漢字音等が掲載される。掲出漢字は全部で7,283字におよぶが，352字については「同～」「俗～字」のような異体字注記となっており，音注は付されない。したがって音注が付される字は6,931字となる。

なお，『日台大辞典』巻末の小川尚義による「本書編纂ノ顚末」には

> 此他、本書ノ巻首ニ附シタル臺灣言語分布圖、同言語表、臺灣語ノ發音、及ビ巻尾ニ附シタル日臺字音便覽ハ予ガ起稿ニ係リ、(p.4)

という記述がある。これによれば，「日台字音便覧」は小川尚義自身によって編集されたということになる。

2.3 「日台字音便覧」データベースの作成

『日台大辞典』は台湾領有という時代の要請の中で，必要に迫られて作られた実用的なものである。しかしながら，その内容は日本語と台湾語とを対照した，初めての本格的な台湾語研究であった。付載の「日台字音便覧」も，日本漢字音と台湾語音との初めての総合的な対照研究と言える。厦門音と漳州音のみで泉州音が載せられていないという問題はあるものの，「日台字音便覧」は当時の台湾語音を知ることのできる貴重な資料でもある。

この先人の遺産とも言うべき「日台字音便覧」であるが，紙媒体の状態では部首の画数順での検索しかできず，使い勝手は良くない。これを活用するためには，現代のパソコン技術を利用したデータベース化が有効である。

そこで本稿の筆者たちは，まず「日台字音便覧」の内容をMicrosoft Excelに入力することで，「日台字音便覧」データベースを完成させた。この時点では明治時代の「日台字音便覧」に基づいたため，台湾語音は片仮名で記されていた。しかしそれでは，台湾人にとっては使い勝手が良くない。そこで台湾語音のローマ字表記（臺灣閩南語羅馬字拼音方案）を追加することで，台湾人にも使いやすい現代版「日台字音便覧」データベースを完成させた。これで日本漢字音と台湾語音との総合的な対照研究が可能となったのである。

3 「日台基本漢字」発音対照表の構築

3.1 文字の選定

現代版「日台字音便覧」データベースは，現代の日本語と台湾語との対照研究の基礎資料である。しかしながら，その文字数は7,283字（音注が付されるのは6,931字）におよぶため，日常の日本語教育に利用するには不便である。1.3で述べたような，「日本漢字音と台湾語音とを適切な規模で対照させた一覧表」とするためには，その文字数を適切な方法で絞り込む必要がある。

そこでまず，台湾でも広く使われている日本語教科書『みんなの日本語　初級Ⅰ』『みんなの日本語　初級Ⅱ』（スリーエーネットワーク，初版，1998）に出てくる日本語の漢語をピックアップし，それに対応する台湾語を記載してデータベース化することで，「日本語漢語基本語彙･台湾語対照表」（717語）を選定した。そしてここで挙げられた日本語の漢語および台湾語で使われている漢字を，現代版「日台字音便覧」データベースからピックアップした。

これに加え，台湾の教育部から公布されている「臺灣閩南語推薦用字700字表」に挙げられた漢字も，現代版「日台字音便覧」データベースからピックアップした。その結果，文字数は1,169字に絞り込まれ，これをもとに「日台基本漢字」発音対照表を構築することにした。

No.	掲出字	文字URL	日本語漢語	台湾語	700字表	部首	画数	頁	段	漢音	呉音	漢呉共通	韻	声調	ピンイン	注音	四声
1	一		51/108/246/581/	63/164/526/630	670	いち	0	1	1	イツ	イチ		質	入	yi	ㄧ	1
2	丁		330/620/646			いち	1	1	1	テイ	チャウ		青	平	ding	ㄉㄧㄥ	1
5	丈		216			いち	2	1	1	チャウ	ヂャウ		陽	上	zhang	ㄓㄤ	4
6	三		694	65		いち	2	1	1	サン	ソン		覃	平	san	ㄙㄢ	1
8	上		223/453/477/558	49	459	いち	2	1	1	シャウ	ジャウ		陽	去	shang	ㄕㄤ	4
10	下		41/77/113/224/3	50	063/064/066/09	いち	2	1	1	カ	ゲ		麻	上	xia	ㄒㄧㄚ	4
11	不		255/322	143/412/684	265	いち	3	1	1	ホツ	ホチ		月	入	bu	ㄅㄨ	4
15	且				033	いち	4	1	1	シヤ	セ		麻	上	qie	ㄑㄧㄝ	3
17	世		170/297/391/481/500/670/676/688		107/434	いち	4	1	2	セイ	セ		斉	去	shi	ㄕ	4
21	両		160			いち	5	1	2						liang	ㄌㄧㄤ	3
24	个				62	ぼう	2	1	2	カ	コ		歌	去	ge	ㄍㄜ	4
26	中		17/368/391/422/	17/205/368/514	557	ぼう	3	1	2	チュウ	チョウ		東	平	zhong	ㄓㄨㄥ	1
34	主		138			てん	4	1	3	シユ	ス		虞	上	zhu	ㄓㄨ	3
35	井		190/447			てん	4	1	3	タン	トン		覃	上	tong	ㄉㄨㄥ	4
41	乍				585	のめ	4	1	3	サ	ゼ		麻	去	zha	ㄓㄚ	4
50	也				140	おつ	2	1	4	ヤ	エ		麻	上	ye	ㄧㄝ	3
52	乳		102	102		おつ	7	1	4	ジュ	ニュウ		虞	平	ru	ㄖㄨ	3
54	乾		248		276	おつ	10	1	4			カン	寒	平	kan	ㄍㄢ	1
58	予		228/356/362/369	654	123	はねぼう	3	1	4			ヨ	魚	平	yu	ㄩ	3
59	事		32/126/136/178/226/537/538/557/562			はねぼう	7	1	5	シ	ジ		支	去	shi	ㄕ	4

読共通1	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	読共通2	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	読厦門	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	読ｼｮｳ州	教育部	白話字	注音	八声	鼻音
イッ	it	it	ㄧt	上入																			
｜チェン	ting	ting	ㄊㄧㄥ	上平																			
												｜チォン	tiong	tiong	ㄊㄩㄥ	下去		｜チァン	tiang	tiang	ㄊㄧㄤ	下去	
サム	sam	sam	ㄙㄚm	上平																			
												シォン	siong	siong	ㄙㄩㄥ	下去		シァン	siang	siang	ㄙㄧㄤ	下去	
												ハア	ha	ha	ㄏㄚ	下去		ヘエ	he	he	ㄏㄝ	下去	
プッ	put	put	ㄆㄨt	上入																			
チ・ア	tshia	chhia	ㄔㄧㄚ	上声	鼻																		
												セエ	se	se	ㄙㄝ	上去		シイ	si	si	ㄙ	上去	
コヲ	ko	ko	ㄍㄛ	上去																			
｜チォン	tiong	tiong	ㄉㄩㄥ	上平																			
ツウ	tsu	chu	ㄗㄨ	上声																			
タム	tam	tam	ㄉㄚm	上声																			
												｜サア	tsa	cha	ㄗㄚ	下去		｜セエ	tsu	chu	ㄗㄨ	下去	
イア	ia	ia	ㄧㄚ	上声																			
												ズウ	ju	ju	ㄐㄩ	上声		ジイ	ji	ji	ㄐㄧ	上声	
ヌ	?	?		上平																			
												ウウ	u	u	ㄨ	下平		イイ	i	i	ㄧ	下平	
スウ	su	su	ㄙㄨ	下去																			

俗共通1	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗共通2	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗共通3	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗共通4	教育部	白話字	注音	八声	鼻音
チッ	tsit	chit	ㄗㄧt	下入																			
｜チウ	tiunn	tiuⁿ	ㄊㄧㄡnn	下去	鼻	｜ツン	tng	tng	ㄊng	下去	鼻												
サア	sann	saⁿ	ㄙㄚnn	上平	鼻																		
ヘエ	he	he	ㄏㄝ	下去		エエ	e	e	ㄜ	下去		ケエ	ke	ke		下去							
ム	m	m	ㄇ	下去	鼻																		
トム	tom	tom	ㄉㄛm	上平																			
アア	a	a	ㄚ	上声																			
リェン	ling	ling	ㄌㄧㄥ	上平		リヌ	lin	lin	ㄌㄧㄣ	上平													
タイ	tai	tai	ㄉㄞ	下去																			

俗厦門1	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗厦門2	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗ｼｮｳ州1	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	俗ｼｮｳ州2	教育部	白話字	注音	八声	鼻音	備考
シイ	si	si		上去																				同声
																								読共通1教育部「kan」？

図１　「日台基本漢字」発音対照表のサンプル

3.2　白話字および注音符号の追加

現代版「日台字音便覧」データベースでは，「臺灣閩南語羅馬字拼音方案」によるローマ字表記を追加していた。この「臺灣閩南語羅馬字拼音方案」は 2006 年に教育部より公布されたもので，比較的新しいものである。一方で台湾語表記には，伝統的に使われてきた「白話字」（POJ，教会ローマ字）も存在する。そこで「日台基本漢字」発音対照表では，白話字による表記も追加することにした。

ただし，台湾語音をローマ字で表記する方法は，一般社会には必ずしも普及していない。むしろ台湾の国語教育で使われている「注音符号」（ㄅㄆㄇ）の方が，一般の台湾人には馴染み深い。そこで「日台基本漢字」発音対照表では，注音符号による表記も追加することにした。ただし注音符号は本来北京語音のためのものなので，それだけでは台湾語音を十分には表記できない。そこで「臺灣閩南

語羅馬字拼音方案使用手冊」[4]において，ローマ字に併記されている注音符号はそのまま使い，注音符号が併記されない場合はローマ字（臺灣閩南語羅馬字拼音方案）で代用して表記することにした。

3.3　北京語音の追加

一方，中国語の発音としては北京語音が広く普及している。台湾では国語として位置付けられ，日本でも中国語教育を通して普及している。そこで「日台基本漢字」発音対照表では，相互対照の補完として北京語音も加えることにした。北京語音表記としては，大陸および日本で用いられるピンイン，および台湾で用いられる注音符号を併記した。これによって，台湾語音にはあまり馴染みのない日本人にとっても，使いやすい対照表となる。

3.4 「日台基本漢字」発音対照表の可能性

このようにして構築した「日台基本漢字」発音対照表（→図 1）には，さまざまな可能性がある。まず台湾における日本語教育では，この対照表を活用することにより，台湾人日本語学習者が日本漢字音を習得する上での壁がなくなり，学習効果もあがることが期待される。

また日本人に対しては，日本漢字音と北京語音とともに台湾語音を示すことで，これまで馴染みのなかった台湾語音に親しむことが可能となる。その上で，台湾語音が北京語音よりも日本漢字音に近い関係にあることが理解でき，日本人にも台湾語が普及することにもつながる[5]。そして日本人と台湾人との，発音上の円滑なコミュニケーションも可能となるのである。

4　日本語教育における実践に向けて

さて，このようにさまざまな可能性がある「日台基本漢字」発音対照表であるが，データベースの状態では実際の日本語教育には生かしにくいという問題がある。ここでは日本語教育における実践に向けて，具体的な方法を提案する。

4.1　日本語教科書に合わせた副教材

日本語教育で実際に「日台基本漢字」発音対照表を生かすためには，これをもとにして日本語教科書に合わせた副教材を作成するのが早道であろう。そこで本稿では，その副教材のサンプルを提示する。

学（學）	漢音　カク　呉音　ガク 北京語音　xue　ㄒㄩㄝ（2 声） 読書音　ハク　hak　hak　ㄏㄚ k （下入　8 声） 俗音　オヲ　oh　oh　ㄛ h（下入　8 声）
生	漢音　セイ　呉音　ショウ（シャウ） 北京語音　sheng　ㄕㄥ（1 声） 読書音　シェン　sing　sing　ㄙㄧㄥ （上平　1 声） 俗音　チ・イ（鼻）　tshinn　chhi^{n} ㄘㄧ nn　（上平　1 声） （厦）　シイ（鼻）　sinn　si^{n} ㄙㄧ nn　（上平　1 声） （漳）　セエ（鼻）　senn　se^{n} ㄙㄜ nn　（上平　1 声）
会（會）	漢音　カイ（クヮイ）　呉音　エ（ヱ） 北京語音　hui　ㄏㄨㄟ（4 声） 読書音（厦）ホエ　hue　hue　ㄏㄩㄝ （下去　7 声） （漳）ホエ　hue　hue　ㄏㄩㄝ （下去　7 声） 俗音（厦）ヘエ　he　he　ㄏㄝ （下去　7 声） オエ　ue　ue　ㄩㄝ（下去　7 声） （漳）エエ　e　e　ㄝ（下去　7 声）
社	漢音　シヤ　呉音　セ 北京語音　she　ㄕㄜ（4 声） 読書音　シア　sia　sia　ㄙㄧㄚ （下去　7 声）
員	漢音　エン　呉音　ヰン 北京語音　yuan　ㄩㄢ（2 声） 読書音　オァヌ　uan　uan　ㄨㄢ （下平　5 声） 俗音　イイ（鼻）　inn　i^{n}　ー nn （下平　5 声） ゴァヌ　guan　guan　ｇㄨㄢ （下平　5 声）

※台湾語音（読書音・俗音）は，片仮名，「臺灣閩南語羅馬字拼音方案」，「白話字」，「注音符号」の順に表記する。

図 2 「学生」「会社員」の日台発音対照

[4] 中華民国教育部，2008 年。
[5] 現実的には，台湾在住の日本人妻が相手方の舅・姑と話すために台湾語を学習するケースがある。

日本語	熟語例	台湾語	北京語
学 がく gaku（gak）	学生 がくせい gaku-sei（gak-se:）	hak^{8}　ㄏㄚ k^{8} oh^{8}　ㄛ h^{8}	xue^{2}　ㄒㄩㄝ^{2}
生 せい sei（se:）	学生 がくせい gaku-sei（gak-se:）	sing^{1}　ㄙㄧㄥ^{1} tshinn^{1}　ㄘㄧ nn^{1} sinn^{1}　ㄙㄧ nn^{1} senn^{1}　ㄙㄜ nn^{1}	sheng^{1}　ㄕㄥ^{1}
会 かい kai	会社員 かいしゃいん kai-sya-in　kai-sha-in	hue^{7}　hue^{7}　ㄏㄩㄝ^{7} he^{7}　he^{7}　ㄏㄝ^{7} ue^{7}　ue^{7}　ㄩㄝ^{7} e^{7}　e^{7}　ㄝ^{7}	hui^{4}　ㄏㄨㄟ^{4}
社 しゃ sya　sha	会社員 かいしゃいん kai-sya-in　kai-sha-in	sia^{7}　sia^{7}　ㄙㄧㄚ^{7}	she^{4}　ㄕㄜ^{4}
員 いん in	会社員 かいしゃいん kai-sya-in　kai-sha-in	uan^{5}　uan^{5}　ㄨㄢ^{5} inn^{5}　i^{n5}　ㄧ nn^{5} guan^{5}　guan^{5}　ｇㄨㄢ^{5}	yuan^{2}　ㄩㄢ^{2}

※台湾語音は，「臺灣閩南語羅馬字拼音方案」，「白話字」，「注音符号」の順に表記する。また台湾語および北京語の声調は数字で示す。

図３　日本語教科書に合わせた副教材のサンプル

『みんなの日本語　初級Ⅰ』[6]の第１課では，最初に「学生（がくせい）」「会社員（かいしゃいん）」といった漢語が出てくる。これらの字については，「日台基本漢字」発音対照表から図２のような情報が得られる。

4.2　副教材のサンプル

これらの情報をもとにして作成した，副教材のサンプルを図３に示す。

この副教材を利用すれば，台湾人日本語学習者は母語である台湾語の知識を生かしながら，日本漢字音を習得することが可能になるであろう。

この方法を用いれば，『みんなの日本語』に限らず，どの日本語教科書でもこのような副教材を作成することが可能である。「日台基本漢字」発音対照表は，そのための基礎資料となり得るのである。

5　おわりに

以上，本稿では日本漢字音と台湾語音とを対照させた「日台基本漢字」発音対照表を構築し，それを台湾における日本語教育に生かすことを提案してきた。ただし，この「日台基本漢字」発音対照表はいまだ試作段階であり，拡張，改良の余地は多々ある。

例えば，ここで示される日本漢字音は江戸時代以来の「字音仮名遣い」に基づくが，これは日本漢字音の実態に即していない面も見受けられる。また片仮名表記のままでは，台湾人にはわかりにくいという問題もある。

加えて，日本語教育における実践に向けての副教材のサンプルを 4.2 で示したが，その本格的な作成も今後の課題として残されている。

一方，この対照表に，客家語，広東語，上海語，さらには朝鮮漢字音，ベトナム漢字音を加えることで，東アジア全体で利用可能な基本漢字発音対照表へと発展させることも可能である。そして東アジア全体で発音上の円滑なコミュニケーションが可能になることも，夢ではないのである[7]。

※本稿は第二回台越人文比較研究国際研討会 &

[6] 『みんなの日本語　初級Ⅰ』『みんなの日本語　初級Ⅱ』については，2012～13 年に第２版が発行されている。

[7] 「東アジア共通漢字」一覧の構想については，中澤（2011）ですでに述べた通りである。

第六回台湾羅馬字国際研討会（台湾・国立成功大学，2013 年 5 月 18・19 日）におけるポスター発表（英語）の内容をもとに，加筆修正したものである。

また本稿は平成 25 年度科学研究費助成事業（基盤研究（C）「現代版「日台字音便覧」データベースの整備と「日台基本漢字」発音対照表の構築」，課題番号：23520544，研究代表者：中澤信幸）による研究成果の一部である。

引用文献

中澤信幸（2010）「『日台大辞典』付載「日台字音便覧」について」，『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』7，pp.162-154（右 pp.1-9）

中澤信幸（2011）「『日台大辞典』と東アジア共通漢字」，『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』8，pp.89-101

中澤信幸（2012）「日本語の漢音・呉音と台湾語の読書音・俗音」，『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』9，pp.59-68

橋本萬太郎（1978）『言語類型地理論』，弘文堂，『橋本萬太郎著作集』第一巻，pp.29-190，2000

村上嘉英（1966）「日本人の台湾における閩南語研究」，『日本文化』45，pp.62-108，天理大学

村上嘉英（2004）「日本人の台湾語学習と研究の事始め　―序に代えて―」，王順隆編『新編台日大辞典』，pp.1-20

参考　「日台基本漢字」発音対照表の凡例

(1)［掲出字］は「日台字音便覧」からピックアップしたもので，全 1,169 字である。コンピューターで表せない文字については，［文字 URL］に「e 漢字データベース」（島根県立大学，http://ekanji.u-shimane.ac.jp/）の URL を記載した。

(2)［日本語漢語・台湾語］は，『みんなの日本語』（スリーエーネットワーク）に出てくる日本語の漢語および対応する台湾語の通し番号である。［700 字表］は「臺灣閩南語推薦用字 700 字表」（中華民国教育部）の通し番号である。

(3)［部首・画数・頁・段］は「日台字音便覧」における所在を表す。また日本漢字音（［漢音・呉音・漢呉共通］）は「日台字音便覧」による。［韻・声調］（「平水韻」）も「日台字音便覧」による。

(4)［ピンイン（拼音）・注音（符号）・四声］は中国語（北京語）音を表す。

(5)［読共通］は厦門・漳州共通の読書音，［読厦門］は厦門の読書音，［読ㇱㅛㇴ州］は漳州の読書音を表す。片仮名表記は「日台字音便覧」による。［教育部］は「臺灣閩南語羅馬字拼音方案」による表記，［白話字］は白話字（POJ，教会ローマ字）による表記，［注音］は注音符号による台湾語表記である。

(6)［俗共通］は厦門・漳州共通の俗音，［俗厦門］は厦門の俗音，［俗ㇱㅛㇴ州］は漳州の俗音を表す。

(7)［備考］には異体字等の情報を記してある。

※この「日台基本漢字」発音対照表データベース（Microsoft Excel ファイル）は，次の web サイトからダウンロード可能である。

Nobuyuki NAKAZAWA Website
http://www7b.biglobe.ne.jp/~nob_nakazawa/

關於「日臺基本漢字」發音對照表應用於日本語教育之可能性

中　澤　信　幸
（文化系統專攻言語科學領域擔當）

岩　城　裕　之
（吳工業高等專門學校准教授）

是　澤　範　三
（京都精華大學講師）

日本漢字音與台灣語語音有區分清濁、存在入聲韻尾等共通點。利用此等共通點，本可期望日本人與台灣人在語言交流中於發音一環能觸類活用。但實際上，台灣的日本語教育是使用北京話授課，故日本漢字音的清濁區別與入聲韻尾等反成台灣人日本語學習者之負擔。

過去小川尚義任職台灣總督府時曾編撰《日臺大辭典》（1907 年刊印），當中附有題曰「日臺字音便覽」之 66 頁漢字音對照表，記載 7283 字所對應之日本漢字音（漢音、吳音）與台灣語語音（讀書音、白話音，取廈門與漳州音）。此爲日本漢字音與台灣語語音間綜合對照之珍貴資料，至今仍具重要參考價值。筆者以此爲基礎，完成了現代版「日臺字音便覽」數據庫。「日臺字音便覽」作於明治時代，係用片假名標注台灣語語音，本數據庫則增加了現代台灣通行之羅馬字母標注（台灣閩南語拼音方案）。

然而，若將本資料庫應用于日本台灣兩地人間之語言交流，勢必需要篩選出適當數量之實用字。有鑑與此，筆者曾將日本語教科書《みんなの日本語》中出現之漢字熟語製成數據庫，當中收錄字乃依照「日本語漢語基本語彙・台湾語対照表」（717 字）。以此對照表與「臺灣閩南語推薦用字 700 字表」（教育部）所收漢字合併爲基本字庫，而後從現代版「日臺字音便覽」數據庫調出發音，復增教會羅馬字母標注與注音字母標注兩種，遂成「日臺基本漢字」發音對照表數據庫（1169 字）。

若能活用此「日臺基本漢字」發音對照表，相信台灣人日本語學習者能輕鬆習得日本漢字音，學習效果當可期待。得益於此，日本人與台灣人語言交流中定能減少發音上的問題，實現更流暢之談話。

東日本大震災時の企業や組織のマネジメント
―山形県の事例―

伊　藤　嘉　浩

1. はじめに

本稿は，東日本大震災時の企業や組織のマネジメントについて山形県の事例を調査分析するものである。具体的には，東日本大震災の際に福島県の隣県である山形県の主要な企業や組織の 11 社でどのような問題が発生し，それに対して各企業や組織のトップがどのようにマネジメントを行ったかをインタビュー調査により明らかにする。

2011 年 3 月 11 日に起こった東日本大震災では，大地震による被害だけでなく，大津波による大きな被害，さらには福島第一原子力発電所の事故による放射能の被害と，未曽有の被害を受けた。これまで地域での被害の状況の調査などは行われているが，地域の企業や組織の東日本大震災時のマネジメントについてはほとんど論文として明らかにされていない。

よって，本稿では，震源に最も近い福島県の隣県山形県における主要な企業や組織の被害やトップマネジメントについて報告し，明らかにしたい。大津波や原発事故の被害の当事者県になる可能性は少なくても，その隣県になる可能性は何倍もあり，調査した結果が今後の地域企業や組織の防災マネジメントに役立つ可能性は大きいと考えた。

2. 先行研究

東日本大震災に関しては多くのＴＶ番組や出版物がある。しかし，そのほとんどは，被災地域の市民の被害状況やその後の市民生活を報告するものである。また，原発事故のその後の様子を報告するものである。つまり，地域の企業の東日本大震災時のマネジメントに焦点を当てて調査した論文や出版物は皆無である。よって，本稿で地域の企業や組織の東日本大震災時のマネジメントに焦点を当てて，調査報告する価値があると考える。

3. 研究方法

調査方法は，インタビューによる。山形県内の 11 の主要な企業や組織のトップに各 1 時間程度のインタビューを合計 12 回行った。インタビュー日および相手の情報は表 1 に示した通りである。また，同時に各企業や組織が作成した関連資料を収集した。インタビューデータは IC レコーダーに記録し，文字起こしを行った。インタビューの際の質問は，東日本大震災の発生から 1 か月程度の間にどのような問題が発生し，その問題に対してトップとしてどのようなマネジメントを行ったのかである。

分析はグラウンデッドセオリーによる統合的な分析ではなく，各企業や組織のトップの対応が生々しく理解できるように，また資料としても活用できるように，各インタビューデータを要約し，報告する方法により行った。

4. 調査結果

(1) シベール

最初にまず社員の安否確認，次に危険な個所の確認を行った。全国に 20 ほどある店舗のうち，仙台の店舗は壊滅的な被害で社員も出社できない状況が続いた。そこで，社長として賃金は払うので自分の安全を確保して出勤できなくても心配しないでよいという文書を社内に出した。

また，被害を受けている顧客への対応として，食料を提供するため，パンに集中して開店できる店舗から再開した。当時店舗には，食料不足でパンを購入する顧客が行列を作った。

また，売上げの半分が宅配業者を通じた通信販売であるが，これも全部停止した。まさに，工場

表1：インタビューの情報

インタビュー日	企業または組織名	インタビュー 相手役職（当時）	企業または組織の概要
2012年04月26日	シベール	社長　佐島清人氏	菓子製造業。売上げ37億円，社員238名，ジャスダック
2012年05月09日	ヤマザワ	会長　山澤進氏	スーパーマーケット。65店舗，社員844名，売上げ1014億円，東証一部
2012年05月17日	平田牧場	会長　新田嘉一氏	畜産業。社員716名，売上げ160億円
2012年05月31日	東北パイオニア	社長　塩野俊司氏	エレクトロニクス製造業。社員887名，売上げ525億円
2012年06月07日	山交バス	常務取締役　寺澤亨氏	バス運送業。社員380名，売上げ24億円
2012年6月3日，14日	山形銀行	頭取　長谷川吉茂氏	銀行。社員1355名，79店舗，預金残高20310億円，東証一部
2012年06月28日	山形放送	社長　園部稔氏	放送業。
2012年07月05日	山形市	市長　市川昭男氏	行政。職員数2300人，予算1728億円。市民数25万人。
2012年07月12日	NDソフトウェア	社長　佐藤廣志氏	ソフトウェア業。社員640人，売上げ90億円，ジャスダック
2012年07月19日	山形大学	学長　結城章夫氏	国立大学。6学部，学生数約1万人。
2012年07月25日	山形県	知事　吉村美栄子氏	行政。職員数1万9000人，予算6271億円，県民数117万人。

の資金，物資がなくなり，店舗も出勤できないという状況が続いた。それを毎日店舗ごとの営業時間を決め，出勤できる人，出来ない人などを全部把握し，毎日朝礼で確認しながら対応を進めた。

通常3月は繁忙期で，ホワイトデーもあり，全国から注文が殺到し，その出荷をしていたが，物流が停止したため，全部商品が戻ってきた。仕方がないので，避難先の山形の体育館に商品焼き菓子などを数千個持っていき，避難者に全部寄付をした。

ガソリンはスタンドに並ぶしかなかったので，就業規則上の枠を超えて，就業時間中でも給油を認めた。

通信販売は物流が停止したため20日間くらい動かなかったため，東京の店舗を休むなど，様々な対応をした。通信販売など注文を受けた分，約7000件の対応は，オペーレータだけでは足りず，工場の工員も全員動員して電話対応した。

シベール通信という社員向けのチラシで，今どんなことを行っているかを写真入りで次々に社員に知らせ，社員の不安を払拭させるよう努めた。再開できる目途がたった店舗や工場に社長が出向き，社員を激励した。最後の店舗が再開したのは4月10日であり，入社式も4月16日に延期した。

当時を振り返ると，震災の対応を通じて社員がこれまでに比べて主体的になったように思われ，ボランティアにも積極的に行くようになった。そういう意味では意義があった。原発対応は，水，材料，商品の全部の放射線を測定して対応した。福島県産の材料や商品は中止した。3月17日には全社員の安全を確認した。

ジャスダック上場企業なので社外にも水の安全性や福島県産商品の有無などの情報を発信した。そして，ラスク菓子の製造を開始した。小麦などの物資は，大量の在庫分を使用し，不足する分は問屋にあるものを調達した。また，宅配便も利用できるようになったので，商品を送れるようになった。3月27日仙台にある支倉工場がそれまで水も物資もなく稼働しなかったが，稼働するようになった。

物資については，長年の信頼関係を持つ業者が融通してくれた。危機対応のマニュアルというのは一応あったが，今回のような大きな被害対応のものはなかった。そのため，対応を毎日黒板に全部書いて，対応を協議して指示していった。

(2) ヤマザワ

宮城の塩釜の2店舗が大きな被害を受けた。山形市は商品のビンや缶詰が揺れて落ちてきたくらいで，一部が破損した程度であった。宮城は店舗が30店ほどあるが，ほとんどの店で天井から照明器具や暖房器具が落ちてきた。津波の被害にあったのは2店舗で，1メートルくらいの波が押し寄せてきた。そのため売り場のレジスターなどが全部泥をかぶって使用できなくなった。また，窓ガラス，天井，壁などが全部破損した。これらの復旧に20億円くらい，約1か月かかった。

本部は危機管理として，本社ビル1階に集まって，毎日対策を行った。白板10個を接続し，人，物，金などについて対策を練った。人はどの店に支援に行くか，商品はメーカーや本屋から集めるなど，朝8時に出勤して対策本部で，毎日の仕事の役割を白板にすべて書いて対策を行った。しかし，3日間停電だったので，日中は外の明かりで仕事をした。また，連絡については携帯電話が全く使用できなかったため，固定電話を利用した。人命については，アルバイトの社員が1人亡くなり，社員の家族が2組亡くなった。

山形大学病院から50人いる新生児のミルクと紙おむつがないので，村田にある倉庫に取りに行って納めた。また，おにぎりを工場と本社で作って小学校や被災地に大量に納めた。仙台地域の店長は15日間毛布1枚で寝て，風呂も入らず健闘した。物資の輸送に車が足りなかったので，会長車のベンツにも大量に荷物を積んで運んだ。宮城県庁にもおにぎりなどを大量に納めた。

商品は問屋にあったので，問屋を全部回り商品を集めた。牛乳は毎日1万本販売していたが，福島の牛乳が放射能でダメになったので，毎日24時間体制で3万本製造した。問屋に商品を取りに行くのに車のガソリンがなかったが，市町村の役所にいくとスーパーマーケットで食料品を扱っていると言うと，緊急のガソリン券を得られた。これをスタンドにもっていくと，行列の横からはいってすぐに20リッターだけもらえた。

物流としては，福島や郡山方面が全面的に止まったので，新潟から持ってきた。大阪から新潟を経由して商品を持ってきた。また，パンはパンメーカーの仙台の工場が操業停止したので，地元のパンメーカーに作らせた。

従業員の放射能への不安はあった。しかし，店長らに現金持って行って，5万円を自由に使え，店員と食事していいと言って，店員にやる気を出させるようにした。停電で店内に入れないので当初，テントで販売を行った。レジも動かないので電卓をたたいて商売をした。

(3) 平田牧場

畜産業だが，餌や飼料が全く入手できなくなった。岩手県に餌の工場があり震災で大きな被害を受けた。また，畜産工場の解体処理に使用する重油が10日間位入手できなくなり，北海道や九州から調達した。また，重油は新潟から調達した。

また，観光業も行っているが，震災や原発事故の影響で観光が大きな影響を受けた。旅館，ホテル，観光地が全滅だった。観光施設相馬楼という料亭に舞子を置いた観光施設を運営しており，年間3，4万人の客が来ていたが，外国人を中心に全く客が来なくなった。そのため，中国や台湾に交渉した結果，台湾からチャーター便で観光客が多少来た。

(4) 東北パイオニア

会社として災害時，緊急時のための組織体系を作っていて，それに基づいて総務が中心になって対応した。まず社長をトップとする対策本部を作り，社員の安否の確認を行った。また，親会社や子会社に連絡を取った。

原発事故についてはパイオニア全体でＥＭＳ委員会という危機管理委員会があり，そこで情報を収集して，関係会社に指示した。

対策本部では，情報を集めて，その場で指示を決定し徹底させ，事業所間では電話会議を用いた。出社状況は，3 月 11 日から 15 日まで通常出社にし，その後 3 月 15 日に原発事故のニュースがあり，3 月 16 日は自宅待機にした。その後通常出社に戻して全事業部が生産を再開できた。安否確認は，3 月 11 日は社員の安全の確認が出来た上で社員の方は帰宅にした。3 月 11 日，12 日は社員の安全確認をした。3 月 14 日と 15 日は家族の安否確認を行った。交通手段の車のガソリンが枯渇したので，相乗り通勤の指示を 3 月 14 日に出した。また，パイオニアグループのソフトハウスが山形に 3 か所あり，本社からは支援に行けないので，代わりに支援してほしいとの要請を受けて，支援に行った。

対策本部では，総務の持っている部屋を全部解放し，停電でパソコンなどが使用できなかったので，ホワイトボードを集めてきて，状況やその対策について全部手書きした。具体的には，各事業所の被害状況や従業員の安否確認情報などである。

当時，来ていた顧客についても宿泊先確保や食料提供などを行った。また，海外の客は成田空港まで送っていった。これらを日曜日に行った。また，生産物を顧客に届けるため，物流状況を確認し，物流手段を検討した。

車のガソリンを集めるために，タンクが売り切れていたので，広く社員から集めた。

原発事故については，EMS 委員会で原発から何キロ以内は出張してはいけないという出張制限を設けた。出張する場合には事前に対策本部に申請させ，重要度とリスクを考慮して判断した。福島に取引先があって，出張せざるをえない場合でも許可しなかった。原発からそれぞれの事業所が何キロあるかを円を描いて検討した。米沢の事業所は原発から 100km であり，危機感が非常にあった。学校も休校になった。

生産しているスピーカーやメカトロニクス製品に使用する IC がルネサスエレクトロニクスが被害を受けたため，生産日程が変更になった。

最終的に 3 月 29 日に状況が落ち着いてきたので，乗り合い出勤の通達を解除し，あとは通常の職制の中での活動にし，定例の災害対策本部会を終了した。

(5) 山交バス

震災後は山形県内は道路に異常はなかったため，バスは一般道路で運行した。しかし，高速道路が通行止めになり高速バスの検討を行った。まず，無線で安全を確認し，高速道路に入っているバスを集めて，国道で戻ってきた。

翌日，山形へ避難のための人が 1000 人ほど仙台に行列ができた。そのため，一般道路で対応して運行した。当時，新幹線も高速道路も使用不能になったので，日本海側に避難する人たちであった。そこで，山形から新潟へのバスを 1 日 5，6 便増便した。山形から日本海側の鶴岡に行くバスも増便した。また，仙台空港が大きな被害を受けたので，山形空港で航空便の臨時便が大幅に増え，山形空港へのバスを増便した。

3 月 15 日以降は今度は逆に仙台など宮城へ戻っていく人が増加した。買い出しをして荷物が多い人が多く対応が困難であった。

会社の被害は，あまりなかったが，社員の家族が 2 名亡くなった。ガソリン不足のため，JR と並走している普段客のあまりいないバス路線も多くの客がいた。職員の通勤車のガソリンは職員が新潟に買いに出かけた。バスの燃料の軽油は，タンクローリーで千葉から一般道路を使って持ってきた。

原発事故の影響としては，観光用の貸し切りバスの事業が大きな影響を受けた。山形県を起点にした 1 泊のコースが全くだめになった。サクランボ狩りなども大幅に客が減少した。一方，震災の復旧工事に携わる人の輸送のために貸し切りバス

の需要が増加した。ガス屋や電気屋が長期間，宮城県に来ていて，仙台は被害で宿泊施設がなかったので，山形県内に宿泊していたためだった。

(6) 山形銀行

建物などの被害はなかったが，5つある仙台の店舗で音信が途絶え，東京や福島の郡山の店舗とも連絡がつかなかった。営業時間内だったので，客と職員の安否確認を行った。電話がつながらず，FAXを使用して行った。総合企画部が対策本部となって被害状況の確認を行った。店舗のシステムも動かなくなり，ATMも停止したため，入出金や為替といった事務も止まり，当日勘定を行うことができなかった。そのため，翌日，土曜日や日曜日も全員出勤とした。そして，県内の3つの銀行で共同で震災対応について対外的に発表した。原発事故もあり，福島の郡山の支店があるので焦った。3月11日は人事異動の内示の日だったが，それも2日遅れた。

宮城県の5店舗で建物の損壊があったため，3月末までに補修工事を行い開店した。また，全店舗の7割に自家発電装置があり，これを稼働して停電に対応し，ATMの営業に影響がなく済んだ。そのため，地元の信用金庫から顧客の誘導があった。仙台の店舗では約100名の職員が勤務しているが，交通機関が動かず，多くが支店に宿泊して対応した。残りの職員は近隣のホテルの部屋を借り切って，そこに宿泊させて対応した。地元のスーパーマーケットが営業できなかったので，山形から毎日ピストン輸送で食料を送った。また，天童にある研修センターに宿泊させて，バスをチャーターして仙台に送迎した。仙台の七十七銀行にも不足物資を供給した。山形の支店では各店舗ＡＴＭを１台だけの稼働にして，自家発電装置でできるだけ長く営業できるように対応した。

地元テレビ局にも金融機関の営業の情報を流した。また，監督官庁の財務局，東北財務局内，日本銀行との連絡調整を行い，金融機関の資金繰りの対策を調整した。

また，被災して当座の資金切りが厳しくなる取引先企業が多くあったため，協力や相談の対応を行った。さらに，被災地の住宅ローンの対応は，毎日数十人が仙台地区に行き，仙台の100名の職員と共同で，1か月かけて，すべての顧客を訪問して対応し，被害状況を聞き取りした。また，ボランティアも被災地に派遣した。

震災時の銀行の対応として，行員が避難する判断をどうするかという問題がある。営業時間内に現金を放り出して避難していいとは言っていない。どの時点で避難するかは難しい判断である。郡山の店舗では原発事故の影響で水が危ないという情報が出たため，飲料水を山形から大量に届けた。行員にはそれを自由に持って帰っていいと言った。また，放射線量の監視も行っている。郡山支店へは単身赴任になり，週末には山形の家族のもとに帰れるようにしている。また，福島県の浪江町の酒屋が津波で流されてしまい，その奥さんを米沢支店で雇用したという事例もあった。福島県から山形県に避難している人は1万3千人いる。その中で，福島の銀行の代払いを引き受けた。その件数は115件程度であった。

(7) 山形放送

まず震災被害の確認を行った。会社の入っているメディアタワーは，自家発電に対応しているので，放送の中断はなかった。しかし，燃料補給やガソリン補給が困難であった。例えば自家発電は約2日間持つが，それ以降の燃料補給の手配などの対応を行った。幸い，商用電源が回復した。テレビ放送についてはキー局からの放送も全部特別番組へ編成となりそれに従って放送を行った。

被害が大きかったのは，コマーシャルがすべてカットされたことであった。これは全国一斉の対応であった。そして，特別番組，災害報道の番組をどの時点から通常番組に戻すかという判断の問題が生まれた。

ローカル放送の段階では，被災された県は大変な取材を行っていて，次々に新しいニュースが

入ってきて新しい被害状況を伝えた。しかし，今回の災害では，ラジオの番組が非常に大きな力を発揮した。テレビは電気が切れれば映らないが，ラジオは乾電池で聞けるので，ラジオという媒体は災害に強い媒体だと言われている。ラジオで災害放送をしている中で続々とリスナーから情報が寄せられ，その情報を検証しながら伝えていくサイクルであった。ラジオも普段は半分程度は東京のキー局の番組を流しているが，ほとんど全部ローカルな放送に切り替えて，ローカルな情報を伝えた。

また，日本テレビ系列だが，仙台地区の宮城テレビに食料や水などの支援物資の補給を行った。特に入手が困難になった食料は毎日届けた。また，日本テレビ系列で全国各地から東北震災地に記者を派遣した。300 人の記者が岩手県と宮城県に派遣された。その後，原発関係の取材の応援も行った。

原発事故については日本全国に影響を及ぼす大惨事になると心配した。その対応としてキー局が作成したニュースをできるだけ山形にも放送する努力を行った。福島原発への取材については，社員の意思を確認して派遣した。各自，放射線量計を持ち，被爆量を監視しながら取材を行った。

社員やその家族に被害はなかったが，仙台支社はたいへんな被害を受けた。一時，連絡も取れなかった。

(8) 山形市

3 月 11 日の大震災では，人的被害 9 名，建物等被害 51 件，道路関係被害 9 件，農業関係被害 7 件であった。山形市全域が停電となり，吹雪の中，信号機が点灯せず，市役所の前が大渋滞となった。事態収拾に向け，「災害対策連絡会議」を設置し，情報収集にあたるとともに，市の施設に職員を配備し，避難者の受け入れ準備を行い，18 か所の避難所を開設し，延べ 818 名の市民の方々の支援を行った。この中には，臨時的に避難所として開設した所もあった。また，市役所でも 11 日と 12 日の二日間，避難者の受け入れを行い，約 250 人が利用した。11 日の夜，市長自ら車で市内を回り，避難所をはじめ主要な施設の状況を観察した。山形市では，今回の経験を踏まえ，自家用発電機や投光機の導入を進めている。

また，停電の中，多くの町内会や自主防災会で，安否確認や被害確認，高齢者への物資提供，地区集会所の避難所活用などの取り組みを自主的に行った。

電気が復旧し始めると，物流が停止したことによるガソリン不足やスーパーマーケットでの物不足が深刻になった。市役所も同様で，人命にかかわる業務や緊急止むおえない業務を除いて，車での移動を避けながら業務にあたった。

3 月 12 日からは，仙台市や福島県からの避難者が，次々と山形市へ入ってくる状況になり，隣県から来る避難者の対応に追われた。山形まなび館と厚生会館を一時避難所として開設し，避難者を受け入れる一方，長期の避難に対応できるよう総合スポーツセンターを避難所として活用する準備を進め，3 月 15 日に開設した。総合スポーツセンターは，収容避難所として位置付けていないが，職員一丸となって準備や運営を行い，ピーク時には 1100 名の方の世話をした。また，山形市民から，多くの炊出しや物資，ボランティアなどの支援を頂戴し，避難者の方から多くの感謝の声を得た。

震災直後からしばらくの間，物資不足への対応，避難所の運，被災自治体への支援など，非常に多くの仕事を行う必要があったが，自治推進委員をはじめ多くの地域の人たち，関係団体やボランティア団体の協力により，対応することができた。

(9) ND ソフトウェア

施設や病院，老人施設などが被災した岩手，宮城，福島で約 1000 軒あり，それらで被害があり，コンピュータシステムのデータが流された。そのため，仙台営業所を 1 か月休業して，対応を行い，様々な物資を供給した。名古屋，東京などから物

資を仙台営業所に運んだ。

また，被害としては，計画停電で仕事ができなくなったこと，家に帰れないことおよびガソリンがなくなったことだった。そこで，総務部でガソリンを集めて社員に配った。また，計画停電や放射能の影響を心配する母親の社員も多く，精神科の医者に来てもらって，相談に乗ってもらった。なお，会社に在宅勤務制度があり，震災からある程度の期間は在宅で仕事をした。

(10) 山形大学

学生と教職員の安否確認を行い，その対応に2週間かかった。その結果，2名の学生が亡くなっていた。米沢市にある工学部では，研究施設が壊れ被害が多かった。また，付属病院から救援チームを東北大学に送った。震災の翌日が入学試験だったが，前日下見に来ていた50人程度の人たち帰宅できなくなり，大学に宿泊させた。

学長がトップになり，災害対策本部を立ち上げ，この運営を2か月間毎日行った。この対策本部では震災被害に関する情報の共有と指示を行った。また，卒業式と入学式も中止にして各学部単位で行うことにした。例えば，卒業式を行う予定だった県の体育館が避難所になった。また，新入学生の入学金や授業料の免除も行った。放射能については理学部にある測定器で測定し，福島市に比べて10分の1や20分の1であることを確認した。

しかし，中国大使館では学生に帰国指示を出し，外国人留学生の多くが帰国したが，5月頃になると彼らも戻ってきた。

(11) 山形県

震災発生後すぐに，県内の被害状況の収集のため，災害対策連絡会議を招集した。この会議で，各部局長に対して，人的被害，市町村，県管理施設，危険箇所等の被害状況の収集，さらにヘリコプターからの情報収集と初動体制の確立，とこれらの情報の県民への提供を指示した。また，夕方には宮城県庁へ職員2名を情報収集のため派遣した。そして，夜には追加の災害対策連絡会議を招集した。

被災地の救援では午後7時に宮城県から宮城県庁に避難している住民用として1000人分の食料と水の要請があった。すぐに村山総合支庁に備蓄していた米1100食と飲料水500mlを1440本と毛布100枚を直ちに送った。午後10時半に，消防庁からの要請に基づき，緊急消防援助隊，山形県隊が岩手県に向けて出発した。県内の全てのDマット，災害派遣医療チームが午後11時までには宮城県入りをして現地での活動を開始した。

3月12日午前8時30分に災害対策連絡会議を開き，被害状況に加えて県の各部局の対応状況について報告を受けた。具体的には県内の人的被害や建物被害はその時点で小さなものであるという事がわかった。一方で電気，一部の水道，鉄道・高速道路等ライフラインは停止したままであった。また，県内の医療機関では宮城県等からの患者の受け入れ準備が整いつつあった。さらに山形空港が全国各地から救援に駆けつける消防防災ヘリの基地となる見込みであった。

原発事故については，福島第一原発，第二原発の状況はかなり深刻なものになりつつあったので，山形市内の空間放射線量について3月12日19時以降の測定データから公表を開始した。3月12日午後7時30分から4月7日までの間この山形空港の運用時間を24時間開放とした。この間防災ヘリ等による救助活動や自衛隊，米軍の災害救助部隊を始め，臨時便を含む多数の旅客便の受け入れ等を行った。前夜から大停電が続いていたが，3月12日午前中から徐々に復旧が始まり，12日午後9時に県内全域で復旧した。県民に向けてテレビなどの報道で余震などの正しい情報を入手し，落ち着いて行動するように呼びかけた。また，東北5県の知事に直接連絡を取り，出来る限りの支援を行う旨の意向を伝えた。宮城県知事との話で，一つの県の問題ではなく，大変な災害で国と全国知事会議に頼むという事を聞いた。福島には何回電話しても通じなかった。そこで，知り合い

の国会議員を通して，佐藤知事に伝え，次週に佐藤知事から電話かかり，今大変な状況だと言っていた。その際に，福島県民の支援を頼むと言われた。

3月13日日曜日は，宮城県に派遣した職員から刻々と情報が伝わり，その被害の甚大さがわかった。そこで，災害対策連絡会議ではなく，本部組織にした。各総合支庁に地域支部を設置し，県内の災害対策と被災支援に取り組む体制を整えた。

3月14日月曜日は，原発事故に伴って福島県からの被害者が急増し，毎日1000人が山形県に避難してきたため，その受け入れに当たり各市町村の体育館や文化センターなど公共施設を急遽避難所として開設した。炊き出しなどの対応への協力を県内各市町村長に要請した。県としても霞城公園内の県体育館，少年自然の家など，避難所として開設した。放射線に関する不安を抱える避難者向けの健康相談窓口も開設した。山形新幹線が運行を停止していたため，山形空港が被災地と首都圏を結ぶ重要な拠点となっていたが，山形空港と山形市との間の交通が弱かったため，これを強化するために関係企業に要請した。その結果，中型バスを投入し，山形空港と山形駅との間をピストン輸送した。また，庄内空港と山形駅とを結ぶ臨時バスの運行もこの日から開始した。ガソリンを始め，石油燃料の不足が深刻となり，当時の管首相宛に石油燃料の供給確保に関する要請書を送り，救助を訴え，必要な対策を早急講じてほしいと要請した。

3月15日は東北電力から電力需給，逼迫時の計画停電の実施を検討する旨の発表があり，節電は自らの生活を守るだけでなく，被災地の復旧を後押しする事に繋がるという事を広く県民に伝えた。

3月16日は山形市に続き，米沢市内の空間放射線量のデータについて公表する事にした。政府に電話して，放射線の専門家の派遣を要請した。

3月17日は，救援物資を被災地に届ける事が出来ないという事態が発生していたので，天童市の山形県運動総合公園を被災地向けの救援物資の集積配分の拠点として指定し，3月18日から全国及び海外から食料品や衣類，毛布等の物資を受け入れた。そこからは自衛隊が輸送をして，被災地や県内の避難所に送り届けられた。

発災から一週間が経過し，震災対策の重点を救援物資の円滑な供給を始めとした，被災地，被災者への支援に移すべく，災害対策本部の中に広域支援対策本部を新たに設置して総合調整班，輸送対策班，そして生活救援班の3班体制で業務を開始させた。

県内の放射線量は人体に影響のない水準であるという事を派遣してもらった専門家を通じて改めて認識し，インターネットも使用してその情報を発信した。なお，山形市の水道水の放射性物質検査はこの日から開始した。

金融対策については，県内中小企業者から宿泊のキャンセルが相次いで観光客が大幅に減ったこと，材料の仕入先が宮城県であり被災したため，材料調達が停止し，物が作れないとの情報が寄せられた。その対応のため，3月18日から中小企業者の資金繰り支援策として経営安定資金の貸付用件を拡大して対応した。

第2週は3月19日，20日，21日の3連休の3日間，知事自ら，県内を回った。公共施設に開設した一時避難所への避難者の受け入れが3月20日から21日かけてピークを迎え，その数は57箇所で3834人に達した。その後，4月20日から民間借り上げ住宅の入居募集を開始し，その入居者数が今年の1月26日にピークの12852人に達した。そこで，3月23日に被災者受け入れ基本プログラムを公表した。救援物資の提供や被災者の受け入れなど隣接県として出来る限りの対応すること，3万人を受け入れるということである。

3月24日は，食の安全を確保するためホウレン草を皮切りに，県産の農畜産物等の放射性物質検査を開始した。また，米沢市の水道水の放射性物質検査の公表をした。3月25日は妊婦と乳幼児専用の避難所を設けた。

第３週の３月 26 日は，民主党の当時の幹事長の岡田克也氏が，党の震災対策の本部長であり，災害関係の視察のために来県した。その際に必要な石油燃料の確保，医薬品や生活必需品の確保など８項目の要請を行った。また同日の午後に自民党の谷垣総裁も来県し，同じような視察を行った。

３月 28 日は，今後の対策として収束の目処が立たない原発，原子力災害の対応と県境を越えた多数の避難者への対応を加えた。また，広域支援対策本部の応急対策班に放射線対策班と避難者支援班の２班を追加した。

４月１日は新年度のあいさつとして“がんばろう東北・がんばろう山形県”の宣言をした。この宣言で被災者，被災地に対して可能な限り支援の輪を広げて行く決意を表明した。また，大震災のため，既決予算では十分な対応が出来ないので，緊急の予算措置について，地方自治長に基づく先決処分を行った。その主なものは放射量の測定に伴う経費や震災により経営が悪化した県内中小企業に対して運転資金の融資を行う震災対応資金の創設であった。また，土木，農林，技術職員等の専門職員，医療急行班の派遣に伴う経費も計上した。避難所の運営や民間宿泊施設における被災者の受け入れに伴う経費も計上した。

さらに，県職員と県外職員が連携して編成したチーム，山形県被災地広域支援隊を被災地に派遣する事で，様々な行政分野で地方公務員としてのノウハウを活かしながら，被災地主体の行政を支援していくよう指示をした。

４月３日は，山形空港は平日は１日８便の旅客便が４月３日には 34 便となりピークを迎えた。４月７日は最大余震が発生した。このため４月８日午前０時に災対本部会議を召集し，情報収集やライフラインの早急復旧など指示をした。

４月 11 日は，東京銀座の山形県アンテナショップ，おいしい山形プラザにて，震災復興を応援するための募金活動とチャリティー販売を催して，知事も参加した。またこの日の午後に北海道東北知事会を開催し，東日本大震災からの復旧，復興に向けて，被災県の要望を取りまとめ，国への要望を採択して政府与党の関係者に対して，各道県知事と一緒に要請を行った。

5. 考察

本稿で調査した各企業や組織で共通に行われたのは，社員とその家族，および顧客や関係企業の安否確認である。携帯電話が使用できなかったため，固定電話やＦＡＸなどを用いて連絡を行った。各企業のトップが自ら指揮して対策本部を設置し，毎日被害対応の陣頭指揮にあたった。停電のため，ホワイトボードなどを用いて手書きで被害状況を把握し，対応を検討した。また，停電や交通などインフラへの対応，水や食料不足への対応を行った。また，自動車のガソリン不足の対応を行った。

また，事業面では原材料の調達の問題や，商品の発送の対応を行った。観光業に関係した企業は大きな影響を受けた。放送局も主にラジオを通じて地元の情報を供給した。

さらに，大きな被害を受けた福島や宮城に店舗や工場のある企業では，これらの地域への支援が重要であった。食料など生活物資の送付や支援部隊の派遣などである。また，これらの地域から多くの人が山形に避難し，その対応を行った。

原発事故への対応では，社員の自宅待機や原材料や商品の放射線量測定の徹底などで対応していた。

しかし，各企業ともトップが陣頭に立ち，大震災や原発事故に対し，極めて冷静に対応を行ったことが明らかになった。いくつかの企業では，当時の様子を克明に記録した数十ページにわたる社内資料を作成していた。本稿もインタビューデータとともにこれらの社内資料を参考にした。このような社内資料は今後の災害時の対応のための貴重な資料になるであろう。

本調査に対しても，震災対応の今後の貴重な資料になればと，調査を依頼した企業や組織のトップのほとんどが非常に協力的であった。

本稿のような調査が，山形県だけでなく，より被害が大きかった宮城県や福島県でも行われることは重要であろう，今後これを検討したい。

6. 結論

本稿は，東日本大震災時の企業や組織のマネジメントについて山形県の事例を調査分析し，具体的には，東日本大震災の際に福島県の隣県である山形県の主要な企業や組織の 11 社でどのような問題が発生し，それに対して各企業や組織のトップがどのようにマネジメントを行ったかをインタビュー調査により明らかにした。これにより，これまで明らかにされてこなかった東日本大震災時の企業や組織のマネジメントが明らかにされた。

Corporate and organizational management in the Great East Japan Earthquake: Case studies from Yamagata Prefecture

Yoshihiro ITO

This paper examines and analyzes case studies from Yamagata Prefecture of corporate and organizational management in the Great East Japan Earthquake. Specifically, it employs interviews to identify the kinds of problems that arose for 11 major companies and organizations in Yamagata Prefecture, a neighboring prefecture to Fukushima Prefecture, in the Great East Japan Earthquake, and how top management of each company or organization managed such problems. In doing so, it elucidates some aspects of corporate and organizational management in the Great East Japan Earthquake that had not been identified before.

ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について（第 2 報）
―南北歩行実験による検証―

本　多　　薫
（文化システム専攻心理・情報領域担当）
門　間　政　亮
（人文学部学術研究員）

1. はじめに

ナスカ台地には，動植物，幾何学図形，直線など 1000 個以上の地上絵がある。そのうち，動植物の地上絵は少数で，750 個以上は直線の地上絵である。この直線が集まる放射状直線の地上絵である“ラインセンター”が数多く存在する（図 1）。ナスカ台地に 62 箇所のラインセンターがあることが分かっていたが[1)]，山形大学人文学部のナスカ地上絵プロジェクトチーム[注1)]による調査の結果，少なくとも 138 箇所[注2)]のラインセンターがあることが判明している[2)]。また，ラインセンターと別のラインセンターが直線で繋がっていると言われている[3)]。実際に人工衛星画像を分析してみると，ラインセンター間が直線で繋がれており，複数のラインセンターを経由して台地の南北が繋がれていることも確認できる。

ナスカの地上絵が制作された当時のアンデスでは，文字は存在しなかったと言われている[4)]。ナスカ台地は南北 15 キロ，東西が 20 キロもある広い台地であるが，その北側と南側にはそれぞれ川があり，人々が生活した痕跡である墓や遺跡がある。北の人たちと南の人たちが交流していたと仮定すると，文字が無ければ直接に会って情報を伝える必要があったとも考えられる。直線の地上絵には，さまざまな幅と長さのものがあり，歩行できないほど幅の狭いものやどこを歩いたのか単純には指定できないほど幅が広いものもあり，すべてを歩行路（“道”）として解釈することはできないが，ナスカ台地に南北を繋ぐ道（情報科学では“情報を伝達するネットワーク（通信網）”）があったのではないかと考えても不思議ではない。また，人間社会の中で人間の行動や情報の交換などがスムーズに行われるためにネットワークが形成される。そのため，ナスカ台地に人の移動や情報を伝達するネットワークが存在したという仮説を立ててラインセンターのネットワーク構造を検討してきた[5)]。Aveni[1)]は，ラインセンターの分布とラインセンターとラインセンターのコネクト関係を歩行して調査している。しかし，この調査の結果では，ナスカ台地の南北がラインセンターと直線で繋がっていることを明らかにしておらず，歩行路としての十分な検討はされていない。そのため，本当にライン センター間の直線を歩行路として，歩行することができるのかは不明である。そのため，第 1 報[6)]では，1 か所のラインセンター間のみを取り上げ，予備的な実験を実施した。その結果，(1) ラインセンター間を移動できること，(2) 4730m 程度の移動では途中休憩を取らなくとも歩行できる距離であること，などを示した。しかし，ナスカ台地の南北を歩行で移動する場合には，いくつかのラインセンターを経由する必要があり，歩行距離も長くなるとともに歩行条件も異なると考えられる。よって本稿では，複数のラインセンターを経由し，南北を歩行で移動する実験を実施し，ラインセンター間で迷うことなく歩行による移動ができるのかを検討する。



（円の中心がラインセンター，複数の直線が出ている）
図１　ラインセンターの例

表１　被験者

被験者	身長（cm）	体重（kg）	年齢（才）
a	172	87	25
b	168	82	26
c	165	65	25

2. 実験内容

2. 1　被験者

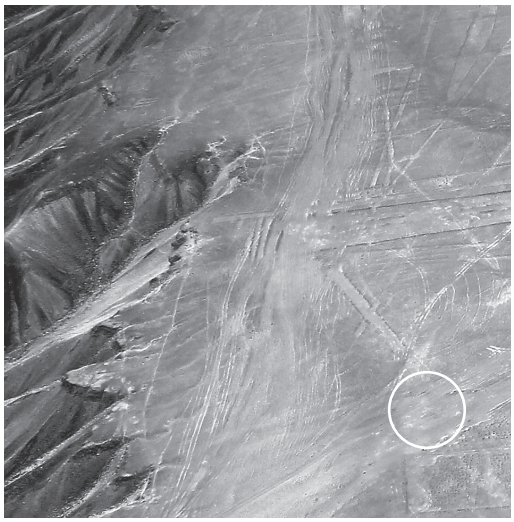
被験者は，実験で使用したラインセンター間の歩行経験がない，25 歳から 26 歳の健康なペルー人男性 3 名である。表 1 に示すように，身長 165～172 ㎝，体重 65～87 kgであった。実験前に歩行に影響するような四肢に障害がないこと，これまでに心臓について何らかの指摘を受けたことがなく，心拍が過去および現在において正常であることを被験者の申告に基づいて確認した。

2. 2　歩行するラインセンターの選定

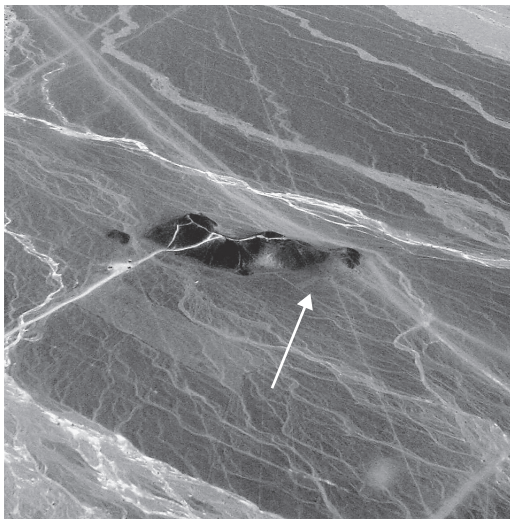
予備的な歩行実験（第一報）[6]では，ナスカ台地の中央に位置しラインセンター間の距離が長く，洪水の影響で直線の一部が消えているラインセンター C35 と C37 を選定した。今回の南北歩行実験では，予備的な歩行実験の結果の再現性を確認することができるように，ラインセンター C35 と C37 を含むこととし，ナスカ台地の北側の端と南側の端を結ぶ複数のラインセンターを経由することを条件として，ラインセンターを選定した。図 2 にナスカ台地と歩行経路を示す。ナスカ台地の北側の端のスタート地点 A，中継地点のラインセンター B（C44），C（C37），D（C35），および，ナスカ台地の南側の端のラインセンター E（ゴール地点（C36））を取り上げることにした。カッコ内の C35，C36，C37，C44 の番号は，Aveni[1]が付け

（ナスカ台地の地形図（等高線間隔10m））[注2)]

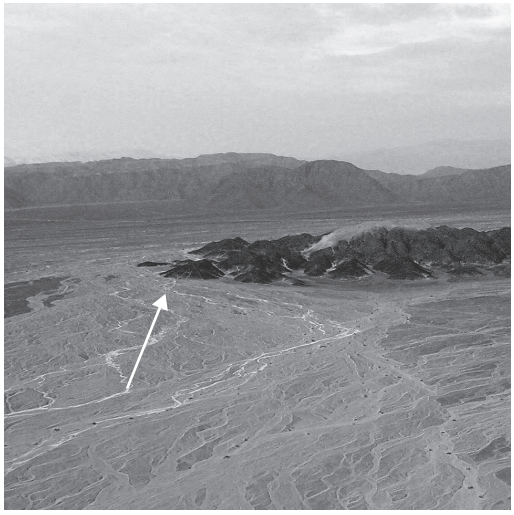
図２　ナスカ台地と歩行経路



A



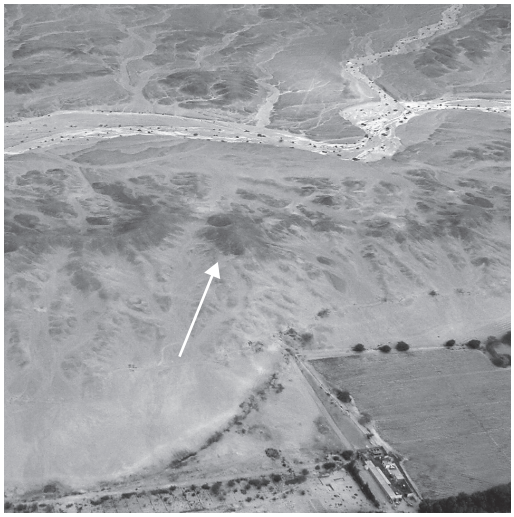
B



C



D



E

A　スタート地点
B　ラインセンター（C44）
C　ラインセンター（C37）
D　ラインセンター（C35）
E　ラインセンター（ゴール地点（C36））

円の中心がスタート地点
矢印がラインセンターの位置を示す

図３　歩行実験で使用したラインセンター

表２　実験実施日時と天候

実験実施日	スタート時刻	天気	視界＊	被験者
2012 年 11 月 10 日	午前 7 時 03 分	晴れ	良好	a
2012 年 11 月 13 日	午前 6 時 37 分	晴れ	良好	b
2012 年 11 月 15 日	午前 6 時 46 分	晴れ	良好	c

＊：ビデオ映像からも，ナスカ台地周辺の丘や山を隠すような雲や霧などの発生はなく視界は良好であったことを確認した。

たラインセンターの整理番号である。

ラインセンターには，自然の山や丘を利用したものがあるが，人工的に制作されたと思われるマウンドや石積みもある。今回の実験で取り上げたラインセンターは，自然の丘を利用したものである（図 3）。スタート地点 A は，ラインセンター B から伸びる直線と台形の地上絵がクロスする地点とした。また，ラインセンター間の距離[注3)]は，A と B 間で約 3340m，B と C 間で約 5170m，C と D 間で約 4730m，D と E 間で約 2890m である。

2. 3　実験方法

自動車でスタート地点付近まで移動後，スタート地点 A に歩行による移動を行った。スタート地点で被験者に対して，「ラインセンターからラインセンターまで，いつもの速さで歩きます。」，「歩いている時は，止まらず，走らず，後ろを振り返らず，また喋らないこと。」と歩行方法を母国語のスペイン語で説明し，直線の上を歩いてスタート地点 A からラインセンター B まで行くことを指示した。説明後，10 分間の立位による休息を取った。次に被験者が落ち着いていることを確認し，実験を開始した。最初に実験補助者が歩行する直線を指でさし，この直線の上を歩いて次のラインセンターまで行くことを伝え，「Vamos（スタート）」と声をかけ，歩行を開始させた。そして，直線の上を歩行し，中継地点（ラインセンター B）まで移動した。なお，歩行中に地図を携帯させたり，助言や指導は行わなかった。同様に，ラインセンター B と C，ラインセンター C と D，ラインセンター D と E の歩行においても，10 分間の立位による休息の後，実験補助者が歩行する直線を指でさし，この直線の上を歩いて次のラインセンターまで行くことを伝え，「Vamos（スタート）」と声をかけ，歩行させた。ただし，ラインセンター C では，60 分間（50 分後に立位 10 分間）の休憩を取り，軽食・水を取らせた。また，表 2 に示すように実験は 3 日間に分けて実施し，3 日間ともに天気は晴れ，ナスカ台地周辺の丘や山を隠すような雲や霧などの発生はなく視界は良好であった。スタート地点 A のスタート時刻は，午前中である。

GPS（Global Positioning System）ロガー（eTrex30, Garmin）により，歩行時の位置情報（緯度・経度）を約 20 秒間隔で測定するとともに，被験者の後方よりビデオカメラ（HDC-TM350, Panasonic）で歩行の様子を撮影した（図 5～図 8）。また，被験者 1 名の心拍（T.K.K.1876a，64K バイトインターフェースⅡ型，竹井機器工業）を測定した。

3. 実験結果

表 3－1 から表 3－4 に各ラインセンター間を歩行した際の各被験者の歩行所要時間と平均歩行速度を示す。表 3－1 のスタート地点 A からラインセンター B の歩行した結果であるが，所要時間は，41.8 min～44.6 min であり，平均で 43.20 min であった。また平均歩行速度は，1.28 m/sec～1.34 m/sec（4.47 km/hour～4.84 km/hour）であり，平均で 1.287 m/sec（4.633 km/hour）であった。歩行軌跡を図 4 に示す。スタート地点 A からゴール地点（ラインセンター B）までの歩行軌跡を見ると，被験者 3 人の歩行軌跡は合わさりほぼ一致しており，直線上から大きく逸れたり，

表 3−1　各被験者の歩行所要時間と平均歩行速度（A → B）

被験者	所要時間（min）	平均歩行速度[注5)]（m ／ sec）	（km ／ hour）
a	43.3	1.28	4.60
b	44.6	1.24	4.47
c	41.8	1.34	4.84
平均	43.20	1.287	4.633

表 3−2　各被験者の歩行所要時間と平均歩行速度（B → C）

被験者	所要時間（min）	平均歩行速度[注5)]（m ／ sec）	（km ／ hour）
a	76.7	1.14	4.10
b	73.8	1.22	4.39
c	67.7	1.29	4.66
平均	72.74	1.218	4.385

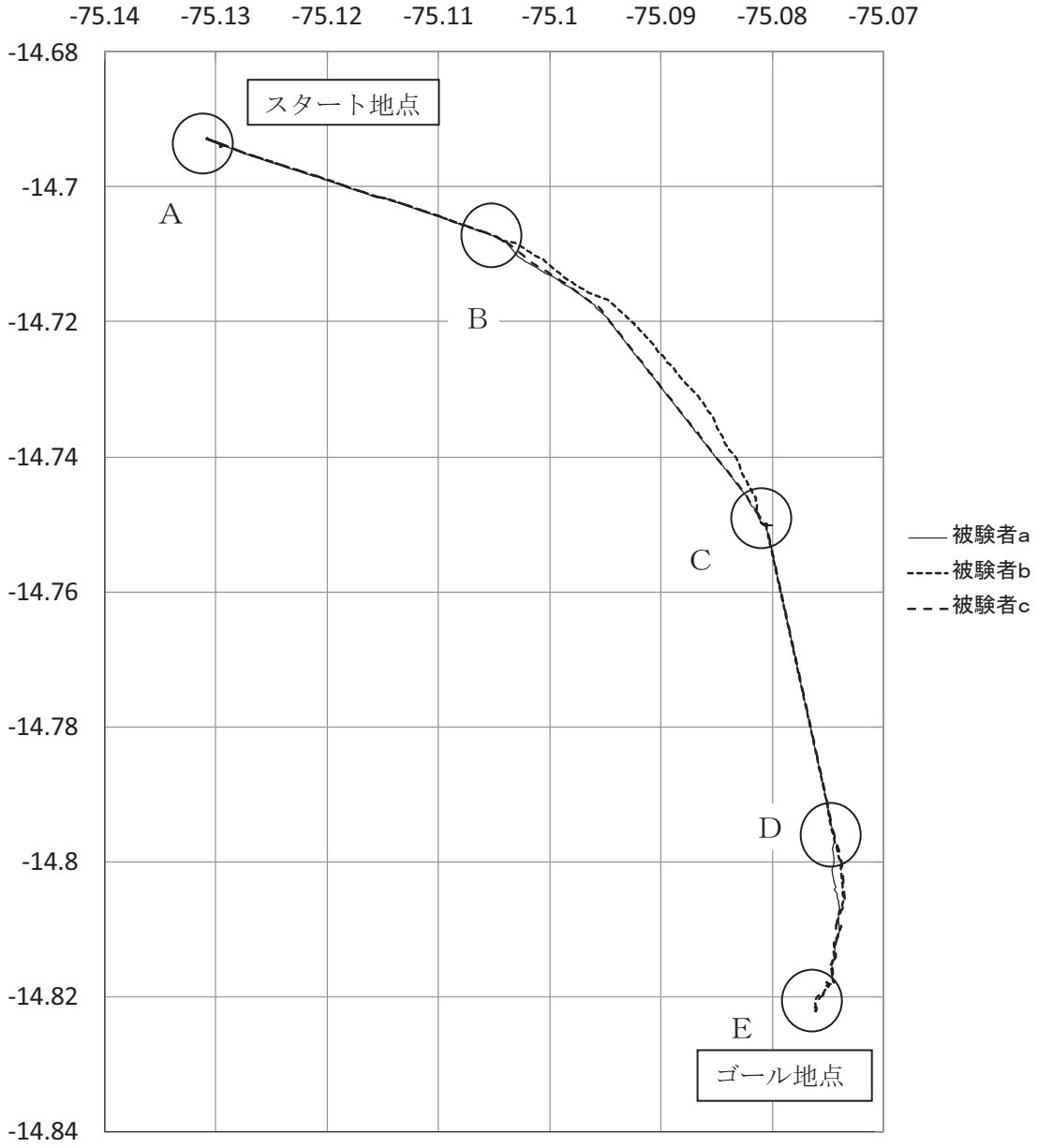
表 3−3　各被験者の歩行所要時間と平均歩行速度（C → D）

被験者	所要時間（min）	平均歩行速度[注5)]（m ／ sec）	（km ／ hour）
a	59.4	1.34	4.81
b	61.4	1.30	4.67
c	59.9	1.32	4.77
平均	60.25	1.319	4.750

表 3−4　各被験者の歩行所要時間と平均歩行速度（D → E）

被験者	所要時間（min）	平均歩行速度[注5)]（m ／ sec）	（km ／ hour）
a	39.7	1.21	4.37
b	35.2	1.37	4.93
c	38.8	1.25	4.51
平均	37.89	1.279	4.603

道に迷ったような軌跡は見られない。表 3−2 のラインセンター B から C の歩行した結果であるが，所要時間は，67.7 min～76.7 min と幅があり，平均で 72.74 min であった。また平均歩行速度は，1.14 m/sec～1.29 m/sec（4.10 km/hour～4.66 km/hour）と幅があり，平均で 1.218 m/sec（4.385 km/hour）であった。図 4 のラインセンター B からラインセンター C までの歩行軌跡を見ると，被験者 a と c の歩行軌跡は合わさりほぼ一致しているが，被験者 b には，歩行軌跡に差異が見られる。しかし，被験者 3 名ともラインセンター C に到着できたことが確認できる。次に表 3−3 のラインセンター C から D の歩行した結果であるが，所要時間は，59.4 min～61.4 min であり，平均で 60.25 min であった。また平均歩行速度は，1.30 m/sec～1.34 m/sec（4.67 km/hour～4.81 km/hour）であり，平均で 1.319 m/sec（4.750 km/hour）であった。図 4 のラインセンター C からラインセンター D までの歩行軌跡を見ると，被験者 3 人の歩行軌跡は合わさりほぼ一致しており，直線上から大きく逸れたり，道に迷ったような軌跡は見られない。最後に表 3−4 のラインセンター D から E の歩行した結果であるが，所要時間は，35.2 min～39.7 min と幅があり，平均で 37.89 min であった。また平均歩行速度は，1.21 m/sec～1.37 m/sec（4.37 km/hour～4.93 km/hour）



（縦軸：緯度，横軸：経度）

図４　GPS データ（緯度・経度）による歩行軌跡

と幅があり，平均で 1.279 m/sec（4.603 km/hour）であった。図４のラインセンター D からラインセンター E までの歩行軌跡を見ると，歩行開始直後は被験者 b と c の歩行軌跡は合わさりほぼ一致しているが，被験者 a には，歩行軌跡に差異が見られる。しかし，途中から被験者３名の歩行軌跡は合わさりほぼ一致し，ラインセンター E に到着できたことが確認できる。

図２の地形図を見ると，A と B の区間は等高線

表４　歩行中の心拍数の平均（被験者 b）

区間	心拍数（bpm）
A → B	100.2
B → C	121.6
C → D	126.2
D → E	126.8
平均	118.7

bpm（beats per minute：１分間の拍動数）



スタート地点Ａのスタート直後の地点：
真直ぐ伸びる直線が確認できる（矢印）



スタート地点Ａとラインセンターｂの中間地点：
洪水で直線が消えているが，遠方にラインセンターＢが見える（矢印）

図５　ビデオ映像（スタート地点Ａからラインセンターｂ）

の間隔が広く平坦であり，ＢとＣの区間では最初は登り坂でその後平坦となる。また，ＣとＤの区間，ＤとＥの区間は緩やかな下り坂である。４箇所の区間の平均歩行速度（被験者の平均）を比較すると，登り坂のあるＢとＣの区間は 4.385 km/hour で最も遅いが，４箇所の区間のすべてにおいて，４ km/hour 以上の速度で歩行している。

被験者ｂのみの結果であるため，参考データではあるが，歩行中における心拍数の結果を表４に示す。各ラインセンター間歩行中の心拍数は，100.2bpm～126.8bpm であり，平均で 118.7bpm であった。ラインセンターＡとＢ間の歩行中の



ラインセンターＢのスタート直後の地点：
洪水で直線が確認できない，登りであり遠方にラインセンターは見えない



ラインセンターＢとＣの中間地点：
洪水で直線は確認できないが，遠方にラインセンターＣが見える（矢印）

図６　ビデオ映像（ラインセンターＢからＣ）

心拍数が 100.2bpm が最も低く，他のラインセンター間の歩行中は 120bpm 台の心拍数であった。

4. 考察

直線の地上絵には，さまざまな幅と長さのものがあり，歩行できないほど幅の狭いものやどこを歩いたのか単純には指定できないほど幅が広いものもあり，すべてを歩行路（“道”）として解釈することはできないが，ナスカ台地におけるラインセンターと，ラインセンター間を繋ぐ直線の分析から，南北を繋ぐ歩行路（ネットワーク構造）が存在した可能性を示した[5)]。このラインセンター



ラインセンターＣのスタート直後の地点：
遠方に真直ぐ伸びる直線が確認できる（矢印）



ラインセンターＣとＤの中間地点：
ラインセンターに伸びる直線があり，遠方にラインセンターＤが見える（矢印）

図７　ビデオ映像（ラインセンターＣからＤ）

間を繋ぐ直線を歩行することができるのかを実証するために，複数のラインセンターを経由し，南北を歩行で移動する実験を実施し，ラインセンター間で迷うことなく歩行による移動ができるのかを検討することにした。

歩行実験の結果，スタート地点Ａとラインセンター Ｂ およびラインセンター Ｃ と Ｄ の間は，歩行の所用時間，歩行軌跡の分析から，被験者３人ともに直線上から大きく逸れたり，道に迷ったりせずにラインセンターに到着することができた。図５および図７に歩行中のビデオ映像を示す。図５のスタート地点Ａのスタート直後では



ラインセンターＤのスタート直後の地点：
手前は直線がはっきりしないが，遠方に直線が確認できる（矢印）



ラインセンターＥのゴール近くの地点：
遠方に直線とラインセンターＥが見える（矢印）

図８　ビデオ映像（ラインセンターＤからＥ）

真直ぐに伸びる直線が確認でき，洪水で直線が消えている場所でも，遠方にラインセンターＢが見えている。また，図７のラインセンターＣのスタート直後では，洪水で直線が消えているが，遠方に進むべき直線が見えている。また，ラインセンターＣとＤの中間地点でもラインセンターに伸びる直線があり，遠方にラインセンターＤが確認できる。渡邊[11)]は，ナスカ台地上を移動する際に役立つよう，あるいは台地の認知地図の形成を援助できるよう，ラインセンターが配置されていることや，近い指標しか有効でない場合には，地上の石の配列は極めて有効なガイドとなること

など，ラインセンターや地上絵（直線）が移動には有効な指標になることを述べている。また，快適で安全な道路空間の形成のためには，景観の印象や見通しの良さや歩行者の視認性が重要である[7]，人は移動をする際，外界に存在する様々な情報を利用する。この外界からの情報をうまく利用することで，自分の位置を正確に認知し，目的地までの移動をスムーズに行うことができる[8]と言われている。これらのことから，ナスカ台地は，障害物がなく見通しのよい道路空間であり，遠方に見えるラインセンターや直線を有用な情報として発見し，指標として歩行したのではないかと思われる。

次にラインセンターＢとＣの間では，被験者１名が他の被験者と大きく異なる歩行軌跡であったが，最終的にはラインセンターに到着することができた。図６に歩行中のビデオ映像を示す。図６のラインセンターＢのスタート直後では，洪水で直線が確認しづらく，また登りであり遠方にラインセンターが確認できない。しかし，歩行を継続してゆくと，洪水で直線は確認できないが，遠方にラインセンターＣが見えてくる。このことから，一人の被験者は進むべき直線を見失ったが，遠方にラインセンターが確認できたため，軌道を修正したのではないかと考えられる。ラインセンターＤとＥの間では，歩行開始直後に被験者１名が他の被験者と異なる歩行軌跡であったが，途中から被験者３名の歩行軌跡は合わさりほぼ一致し，ラインセンターに到着できた。図８に歩行中のビデオ映像を示す。図８のラインセンターＤのスタート直後では，手前は直線がはっきりしないが，遠方に直線を確認することができる。また，ゴール地点手前では，遠方に直線とラインセンターＥを見ることができる。他のラインセンター間の歩行と同様に，遠方に見える直線やラインセンターを指標として軌道を修正し，ラインセンターに到着できたものと思われる。

ラインセンターＣからＤの歩行に要した所要時間は，59.4 min～61.4 min，平均歩行速度は，1.30 m/sec～1.34 m/sec であった。第１報[6]での結果では，高速で歩行した被験者１名を除き，他の被験者３名の所要時間は，59.18 min～65.40 min，平均歩行速度は，1.21 m/sec～1.33 m/sec であり，ほぼ同様の結果が得られた。また，GPS データによるラインセンターＣからラインセンターＤまでの歩行軌跡を見ると，第１報と同様に全被験者の歩行軌跡は合わさりほぼ一致しており，直線上から大きく逸れたり，道に迷ったような軌跡は見られなかった。これらのことから，歩行実験の再現性が確認できたものと考えられる。

参考値として示した被験者Ｂの歩行中の心拍数の結果では，スタート地点Ａとラインセンター Ｂ間の歩行中の心拍数が 100.2bpm と最も低く，他のラインセンター間の歩行中の心拍数は 120bpm 台の心拍数であった。ビデオ映像（図５～図８）と高分解能人工衛星画像[注4)]を分析すると，スタート地点Ａとラインセンター Ｂ間は，他のラインセンター間と比較して，洪水による凹凸が少なく，かつ大きな石等が分布しておらず安定した路面であることがわかる。また，心拍数を測定することによって運動強度を知ることが可能である[9]。すなわち，心拍数の増加は運動強度が大きいことであり，Ａ と Ｂ 間は，安定した路面であったために運動強度が他のラインセンター間よりも低くなったとも考えられる。

ナスカ台地には，洪水等の影響を受ける場所と受けない場所があり，動植物，幾何学図形の地上絵の多くは，洪水等の影響を受けにくい安定した場所に描かれている[10]。距離が短く効率的な道を構築する場合には，できるだけ迂回などはせずに真直ぐな道を作ることを考えるのが一般的である。しかし，ナスカ台地の南北を繋ぐ効率的な歩行路を建設しようとすると，洪水等の影響を受ける場所を通る必要がある。今回の実験結果から，ラインセンターとそれを繋ぐ直線があれば，歩行によって南北の移動ができることがわかった。

5. まとめ

ナスカ台地のラインセンター間の直線上を実際に移動する歩行実験を実施し，複数のラインセンターを経由し，迷うことなくナスカ台地の南北間を歩行による移動ができるのかを検討した。その結果，（1）南北歩行実験で取り上げた４箇所の区間のすべてにおいて，目的のラインセンターに到着できたこと，（2）洪水等の影響を受ける場所においても，歩行路として構築が可能であること，などを示した。今後，ナスカ台地の他のラインセンター間を取り上げ，南北を歩行で移動する実験等を行い，さらに検討したいと考えている。

本研究の一部は，文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究「環太平洋の環境文明史」研究項目 A03「アンデス文明の盛衰と環境に関する学際的研究」（課題番号 21101004）の助成を受けて行われた。

注

1）平成 16 年 10 月より，山形大学人文学部では「ナスカの地上絵プロジェクト」を開始しており，文化人類学，地理学，心理学，情報科学の研究者による学際的研究を行っている。

2）ラインセンターの数とラインセンター間の直線は，今後の分析や現地調査等の結果で修正されるため，確定ではない。なお，現地調査は，ペルー文化省の調査許可を得て実施している。

3）ラインセンター間の距離は，人工衛星画像から測定したものであり，数十 m の誤差が含まれている可能性がある。

4）分析に使用した高分解能人工衛星画像（QuickBird 画像）は，DigitalGlobe 社ならびに日立ソフト社との使用契約により，本稿には掲載できない。この人工衛星画像は，軌道高度 450 ㎞で地球を周回している衛星より撮影されたものであり，地上分解能は最大で 0.61m である。

5）各被験者の平均歩行速度は，GPS データの歩行軌跡から推定した歩行距離を用いているため，誤差が含まれている可能性がある。

文　献

1）Aveni F. Anthony, (ed.): The Lines of Nazca, The American Philosophical Society, Philadelphia, 1990.

2）Sakai Masato y Jorge Olano: Informe Final del Proyecto de Investigación Arqueológica de las Líneas y Geoglifos de la Pampa de Nasca (Segunda Temporada), Ministerio de Cultura del Perú, 55-59, 2011.

3）Aveni F. Anthony: Between the Lines: The Mystery of the Giant Ground Drawings of Ancient Nasca, Peru, University of Texas Press, Austin, 2000.

4）大貫良夫，加藤泰建，関雄二編：古代アンデス－神殿から始まる文明－，朝日新聞出版，東京，2010.

5）本多薫：ナスカ台地におけるラインセンター間のネットワーク，季刊地理学，第 62 巻 4 号，234-238，2011.

6）本多薫，門間政亮：ナスカ台地におけるラインセンター間の移動について－歩行実験による歩行経路と心拍の変化からの検討－，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，第 9 号，1-12，2012.

7）平桂子，庄山茂子：路面の明度の違いが道路景観の印象と歩行者の見えに及ぼす影響，人間と生活環境，第 19 巻 1 号，25-33，2012.

8）中澤啓介，北望，高木健士，井上智雄，重野寛，岡田謙一：ランドマークの視認性に基づいた動的な案内地図作成，情報処理学会論文誌，第 49 巻 1 号，233-241，2008.

9）山地啓司：運動処方のための心拍数の科学，大修館書店，東京，1981.

10）阿子島功：ナスカ台地の地形分類図と地上絵，山形大学大学院社会文化システム研究科紀要，

第４号，139-149，2007.
11）渡邊洋一：ナスカ台地の空間認知，山形大学
大学院社会文化システム研究科紀要，第４号，
151-163，2007.

Transferring Between Line centers at Nasca Upland (2nd Report): Walking North-South Feasibility Study

HONDA Kaoru

(Professor, Psychology & Information, Cultural Systems Course)

MONMA Tadasuke

(Researcher, Faculty of Literature and Social Sciences)

This paper describes an experiment seeking to prove the possibility of walking in a straight line between two line centers in the Nasca upland in Peru: specifically, the feasibility of walking in a north-south direction without losing one's way. Results showed that: (1) it was possible to walk all four routes connecting line centers, (2) even at places prone to flooding it was possible to construct walkways.

中立性変様とその諸形態[*1]

小　熊　正　久

われわれは，親しい人の顔や立ち居振る舞いを想像的に思い浮かべることがあるが，その際，その人が現にその場に居るとは捉えていない。テーブルの上に置かれている林檎や梨が描かれている静物画を見る際に，われわれは，それらが描かれている姿を見るけれども，画布のところに林檎や梨があると考えるわけではない。写真を見る場合にも，眼前の一片の紙切れとみなすこともできる写真そのものの場所に友人が居るとは考えていない。また，物語や小説に描写された場面を思い浮かべるような場合，少なくともそれをフィクションと捉えている限りでは，われわれは現実の出来事と捉えてはいないであろう。舞台上で演じられる劇を見る場合にも，われわれは，たしかに舞台上に人物が存在し，その人物が行為したり語ったりしているのを把握してはいるが，その行為を現実の行為とは受け取っていない。自分の顔と部屋の内部が鏡に映し出されているのを見る場合にも，われわれは，まさしく鏡のところに部屋の風景が実際に存在するとは認めていない。

このように，事柄を非現実のものとして捉える意識，より正確には，「あたかもしかじかであるかのような」という仕方で捉える意識のあり方をフッサールは「中立性変様 Neutralitätsmodifikation」と呼んだ。

フッサール生前の主要著作『*イデーン第一巻*』（初版は 1913 年）[*2]はこの「中立化変様」という意識形態を扱ってはいるが，その叙述は凝縮された簡潔なものであったため，この変様の全体像は掴みにくいままであった。その後 1980 年に，関連する遺稿が *"Phantasie, Bildbewusstsein, Erinnerung"*, Husserliana Bd.XXIII（『*想像・像意識・想起*』）として公刊されることにより，上でみたようなさまざまな意識形態と「中立性変様」の関連も再検討できるような状況となった。

小論では，第 1 章において，そうした資料を参考としつつもおおむね『*イデーン第一巻*』の叙述に即して「中立性変様とは何か」を考察したうえで，第 2 章において，『*想像・像意識・想起*』を参考としながら，その諸形態を概観したい。だが，この諸形態は多岐にわたり，その後のフッサールの思想に関連している事柄も多くみられるので，小論においてその詳細を提示することは困難である。ここでは，「中立性変様」がどのような仕方でその諸形態に含まれているのかを中心に，フッサールの考察を概観することとする。

「中立性変様」は，「想像作用」にも「像意識」（「画像表象」）[*3]にも，また上でみたさまざま意識の働きにも含まれる契機であるため，その特性を明らかにすることによって初めて，それらの作用の連関，ひいては意識作用の連関全体が明白になると考えられる。また，この変様は，画像や演劇といった「表象媒体」が成立する条件とも解されるので，小論は，さまざまな「表象媒体」の本性の解明のための基礎作業とも見なされうるものである。このゆえに小論では，「中立的変様」の本性とその具体的諸形態を一緒に扱うこととしたのである。

第 1 章　中立性変様とは何か

最初に，『*イデーン第一巻*』（1913 年）にみられる「中立性変様」についての説明を一瞥し，検討

[*1] 小論は，以下の科学研究費補助金による研究成果である：基盤研究（C），課題名「表象媒体の哲学的研究―画像の像性と媒体性の分析を中心に―」（2012-2014 年度，代表者　小熊正久）。

[*2] 引用文献および参考文献は末尾の【文献表】に記した。

[*3] フッサールの用語「像意識 Bildbewusstsein」は画像についての意識を指すが，それを明瞭に示すためにこのように記すことがある。

すべき問題の在処を確認する（第１節）。だがフッサールはそれ以前に，1901 年に刊行された『*論理学研究*』第２巻第５研究において，「非措定的作用」あるいは「性質的変様」といった名称のもとで，のちに「中立性変様」と呼ばれる事柄について考察を行っていた。そこで，遡って，このテキストにしたがってこの「変様」の特徴をみておく（第２節）。そののち，『*論理学研究*』以降『*イデーン第一巻*』までの時期における考察の進展と『*イデーン第一巻*』の叙述を考慮しながら「中立性変様」の特質を明らかにする（第３節）。最後に，「想像作用」と「中立性変様」の関係を明確にすることを試みるが，それは，サライバの「中立性変様」についての解釈の検討を含むことになる。

第１節　『イデーン第一巻』における問題

フッサールは，『*イデーン第一巻*』の「中立性変様」と題された§ 109 において，「その変様は，それが加えられるとどのような臆見的（doxisch）様相もみな或る種の仕方で全く停止させられ，全く力を殺がれるというものである――しかし，それは，否定とは全く別の意味において，である」と述べている。

すなわち，この変様では，対象を「設定立」（ないし「定立」）する働きを停止するのであるが，「否定」のように，逆に非存在として定立することもなく，そうした意味での「実行成果をも作り出さない」のである。こうして，その変様は，「意識の上で，一切の実行成果を産み出す働きとは対蹠点に立つものであり，すなわち，実行成果を産み出す働きを中立化すること，なのである」。

そして，その変様は，「『実行成果を作り出す働きを中止する』，『それを作用の外に置く』，それを『括弧に入れる』，『未決定のまま宙ぶらりんに放置しておく』」などの作用に含まれている，と言われている。

さて，同書§ 111 では，やはり対象を存在するとは認めない作用である「想像作用」とこの「中立性変様」との関係が説明されている。

だが，この点に関して，一方では，「中立性変様と想像との混同が防止されねばならない」と言われているが，他方，「想像作用とは一般に，『定立的な』再現前化の中立性変様（die Neutralitätmodifikation der “setzenden” Vergegewärtigung）なのであり，したがって，考えられうる最広義における想起（Erinnerung）の中立性変様なのである」とも言われている。すなわち，両者は混同されてはならないが，「想像作用」はなんらかの「中立性変様」ではある，といういささか分かりにくい説明がなされているのである。また，両者の違いとして，「想像作用」はそれを「繰り返すこと（反復）」が可能であるが，「中立性変様」は繰り返しは不可能であると言われているが，「想像作用」が「中立性変様」の一種であることを考慮すると，そのままではこの説明も明瞭とは言いがたい。そこで以下では，『*イデーン第一巻*』以前の論述を参考としながら，これらの点を明らかにし，「中立性変様」と「想像作用」などの諸作用の関係を明確にしたい。

第２節　『論理学研究』における「単なる表象」の問題

ブレンターノは，心理学による諸学問の基礎づけという構想の下で，「心的現象」と「物的現象」を区別したが，「心的現象 psychische Phänomene」の特徴づけの一つは，「それらは表象であるか，あるいは，表象を基礎として持つかのいずれかである」というものであった*4。フッサールは，この特徴づけの多義性を排除するため「心的現象」を「志向的体験」という用語におきかえた*5上で，この命題の意味を考察したが，その過程で，「志向的体験」の契機として「作用質料 Materie」と「作用性質 Qualität」の区別がなされた。或る「判断作用」の場合を例にとれば，それを「判断」として「願望」や「期待」やそのほか

*4 Franz Brentano, *Psychologie vom empirischen Standpunkt, Erster Band*, S120（Buch 2, Kapitel I, § 3）.
*5 LU. II/1, 5Unt.§ 13.

の種類の作用から区別するのが「作用性質」の契機であり，当の判断をほかの諸々の判断から区別する「意味と対象」が「作用質料」の契機である。その結果，ブレンターノの言う「表象」についても，一方では〈或る作用の質料としての表象〉（A）を指し，他方では〈「単なる表象」と呼ばれる性質の一種としての表象〉（B）を指すものとして，二つの意義が区別されるに至った。A が作用に提供する対象および意味は，なんらかの「作用性質」と組み合わさることによって，「判断された対象」，「願望された対象」，「期待された対象」などを存立させる*6。他方，B は，しかじかの事態を示す「作用質料」の存在を前提した上で，「判断」，「願望」，「期待」といった作用と並ぶ「或る事態を単に表象する」という作用である。それは「単なる表象」と名づけられる一種の独立した「作用」なのである。

さてフッサールは，「単なる表象」（B）を，そのほかの作用のようには対象の存在の措定を含んでいないという理由から，「性質的変様 qualitative Modifikation」という用語で表現した。この「性質的変様」こそ，*『イデーン第一巻』*において「中立性変様」と呼ばれることになる変様である*7。

そして彼は，この「性質的変様」を，或る作用の「表象的客体化」（或る作用を対象とする表象を産出すること）から区別することによって明確化をはかっている*8。

まず「表象的客体化」については，次の例が挙げられている。

> 「私は何かを知覚したり，あるいはまた，それを知覚していることを表象したり，そしてさらには，自分が知覚していることを表象しているのをさらに表象したりする」*9。

「判断作用」を例とした説明はこのようである。

> 「…判断作用の表象［表象的客体化］は，判断された事象の表象ではない。同様に，一般に，ある措定作用の表象は，〈措定という仕方で表象された対象の表象〉ではない。両者において表象された対象は異なる」*10。

このように，「表象的客体化」とは或る事柄や作用を表象することによって客体化することであるが，先の引用からもわかるように，「表象的客体化」は繰り返し，いわば積み重ねて行うことができる。この点は，「表象的客体化」と「性質的変様」の相違を総括している部分でも，前者の「無限の反復可能性」として挙げられている特徴であり*11，さらに，先にみたように，のちに*『イデーン第一巻』*§ 112 でも取り上げられる事柄である。

これに対して，「性質的変様」については，それが「信念 belief」に関する変様であるという観点から，次のように語られている。

> 「どの信念作用にもその対応物として《単なる》表象が対応しているが，この単なる表象は，信念作用と全く同じ仕方で，すなわち同一の質料に基づいて同じ対象性を表象しているのであり，したがって，この単なる表象は，表象された対象性を存在の思念という仕方で措定せず，むしろその点は未決定のままにしておく（dahingestellt sein läßt）という点でのみ，信念作用と異なっている」*12。

こうして，「単なる表象」すなわち「性質的変様」は，他の作用を客体として表象することではなく，或る作用の措定を停止して対象の存在を未決定のままにしておくものの，その作用と同じ意味で捉えられた同じ対象に関わるのである。

上の引用文で名指されている「作用」，その作用の「性質的変様」，そして，その作用の「表象的客体化」を図式化すれば，次のようにまとめられるであろう。矢印は，作用がその対象ないし事態に向かうことを表しており，四角の文字枠は，一つ

*6 ibid., B.427
7 このことは，『論理学研究』*の改訂版（1913 年）において，「第 5 研究」§ 39 の箇所に付された註から明らかである。
*8 cf. LU.II/1, § 39.
*9 Ibid., B.487-488.
*10 ibid., B.486.
*11 LU.II/1, § 39, B.486.「表象的客体化の操作は，…無限に反復可能である…」。
*12 ibid., B.487.

の作用を示すために使われている。

① 作用→対象ないし事態

② 作用の性質的変様（未決定のままにしておく）→対象ないし事態

③ 作用の表象的客体化→作用→対象ないし事態

「性質的変様」は，信念を含む作用以外に対しては意味を持たないのであるから，すでに信念が停止された作用に対して再びこの変様を適用すること，つまり「反復すること」は意味をもたないのである。また，ある物事を客体化する作用である③「表象的客体化」作用は対象として作用以外のものを取りうるが，他方②の「性質的変様」のほうは，作用以外に適用されるということは無意味である*13。

さて，「想像作用 Phantasieren」は，以上の区分において，どのように位置づけられるのであろうか。「想像作用」ないし「像表象（イマギナティーフ）作用」について論じている『論理学研究』第五研究§ 40 には「性質的変様と像表象的変様」という表題がつけられており，これは『イデーン第一巻』§ 111 の表題「中立性変様と想像」とよく似ているために，表題だけをみると，すでに後者の理解がそこで先取りされているのではないか思われるほどである。しかし「第五研究」§ 40 で使用されているのは「空想 Einbildung*14」や「像表象的変様 imaginative Modifikation」という用語であって「想像 Phantasie」という語ではないこと，そしてとくに，この節における「想像作用」ないし「像表象作用」の位置づけが不明確であることに注意するならば，その予想は裏切られる。

結局のところ，ここでは，「想像作用」は非措定的作用であること，あるいは，非現実なものの措定を含む作用であることが明確化されていないのであるが，実はこのことは，『論理学研究』（第 5 研究）が公刊された時期（1901 年）と 1904/05 年の講義『想像と像意識』（“Husserliana Bd. XXIII” 所収）における考察の進展を考えるならば納得のいくところである。上で不明確と思われた事柄は，フッサールが当該講義やその後の分析においてはじめて明確化しえたことだからである*15。『論理学研究』「第五研究」を振り返ってみれば，たしかに「性質的変様」のほうはのちの「中立性変様」の先駆であったと言えるが，「想像作用」については，それが「非現実性」の契機を含むという理解はまだ十分になされていなかったのである。

のちの『イデーン第一巻』（1913 年）では，先に見ておいたように，以下のように言われていた。

> 「想像は，思い浮かべるという働きの大抵の諸形態においてもやはりその役割を演じているが，それにもかかわらず，多くの多様で，すべての措定の種類に従う諸形態を伴う中立性変様から区別されなければならない…」。

ここでは，「中立性変様」と「想像作用」を混同してはならないことが述べられているが，さらにそれをふまえて，「想像作用」の定式化がなされていた。

> 「想像作用とは，措定的な再現前化の中立性変様，つまり，考えられうる最広義での想起の中立性変様なのである」。

こうして，『イデーン第一巻』では，「想像作用」の無的性格ないし非現実性の契機が「中立性変様」として表現されていることがわかる。だが同時に，「中立性変様」と「想像作用」は混同されてはならず，「想像作用」は単なる「中立性変様」ではなくて，「再現前化」の「中立性変様」であるとい

*13 この点は，両者の差異のまとめの第二の点としてあげられている。cf. LU.II/2, § 39, B.486.

*14 この Einbildung という語は，日本語の（単なる）「空想」という意味合いとともに「形像」といった意味合いももつ。§ 40 の論述は両方の意味合いを活かそうとしているように思われる。ここでは「想像 Phatasie」や「像表象 Imagination」などと区別するために「空想」と訳したが，「像 Bild」という意味を含んでいることに注意されたい。

*15 この点に関しては，拙論「像の媒体性と想像表象―フッサールの 1904/05 年講義を手がかりに―」（山形大学人文学部研究年報第 9 号，平成 24 年 2 月）を参照。

う重要な規定がなされているのである。

以上で，『論理学研究』にみられる「性質的変様」と「表象的客体化」の考察と「想像作用」に関するその問題点，そして，『イデーン第一巻』における「想像作用」の定式化をみてきた。次に，この主題に関する『論理学研究』以降の分析の進展を概観し，それを念頭におきつつ，さらに「中立性変様」と「想像作用」について考察しよう。

第 3 節　『イデーン第一巻』にいたる中立性変様に関する諸分析

第 1 項　時間意識との関連における「想起作用」と「想像作用」

フッサールの現象学において，「内的時間意識」の分析を経ることにより，「知覚作用」における現在の対象が「現前的に」与えられるとされたのと対照的に，「想起作用」は過去把持的に変様された事柄を振り返る作用，つまり「再現前化 Vergegenwärtigung」する作用として位置づけられるようになった。こうした分析の進展を受けて，『論理学研究』の時期以降，「想像作用」や「想起作用」などと「内的時間意識」との関連が問題になってくる。

これに関して，フッサールは，「想起作用」と「想像作用」のどちらが根源的であるかといった問題に取り組んでいるが[*16]，最終的に，表象されたことが「時間的連関」のなかに位置づけられる「想起作用」も，そうではない「想像作用」も，それぞれが根源性をもつのであって，一方が他方に還元されることのない異なる変様であるという結論に至る[*17]。両者はいずれも「思い浮かべる」という言葉によって表現されるが，双方においては対象の「措定の仕方」が異なる。「想起」は対象の「現実存在の措定」を含むのに対して，「想像」はその措定を含まないのである。こうした考察を経て，フッサールは，『イデーン第一巻』においても，両者を別種の「変様」として位置づけることになる。

だが，他方では，「想起作用」と「想像作用」は，ともに，「再生産 Reproduktion」ないし「再現前化 Vergegenwärtigung」（つまり「思い浮かべること」）する作用であるという点で同類のものとみなされ，「知覚作用」との対比のなかで，その内実が分析されていく。

第 2 項　根源的信念と信念の諸様相について

こうして，「想起」や「想像」の分析や関連づけが行われたが，さらに注目すべき事柄は，「信念」をふくむ知覚，想起などの諸様相の中で「知覚的信念」の根源性が認められるようになったことである。すなわち，「端的に妨げられない知覚」が「端的な直観の領域における信念的根源現象」と見なされるようになり，そのほかの再生産的な意識はその「変様」として位置づけられるようになったのである[*18]。

このような関連づけは『イデーン第一巻』においては次のように表現されることになる。

> 「…われわれは，根源信念もしくは根源臆見という術語を導入する。この術語によって，一切の『信念諸様相』が志向的に遡って関係づけられるという，われわれによって明らかにされた事態が，適切に言い表されることになろう」[*19]。

そして，これらの信念の諸様相に対する変様として，「中立性変様」が位置づけられることになるのである。換言すれば，「あらゆる志向的体験を態度決定的なものか態度決定的でないものとして考察する試み」がなされるようになるのである。

第 4 節　「中立性変様」と「想像作用」の問題

第 1 項　両者の関連

以上のことを勘案して，「中立性変様」と「想像作用」の関係の問題を再考しよう。諸作用の間の連関についての諸分析に関連して，1912 年の草稿 Nr.15 のなかに，以下のような問題の整理が見出

[*16] cf. Hua.XXIII, Text Nr.6, Nr.7.
[*17] cf. Hua.XXIII, Text Nr.13 et Beilage XXIX.
[*18] ibid., S.401.
[*19] ibid., SS.216-17.

される*20。

1）「措定的作用」に対して「非措定的な作用」ないし「中立的作用」が存在するのか。

2）「中立的作用」を生みだす「中立性変様」あるいは，逆に中立的作用から設定立的作用を生みだす変様が存在するのか。

3）「中立的作用」と「想像」の関係はどうか。

こうして，この草稿でフッサールが「中立的作用」に関わる諸問題に取り組んでいたことがわかるが，ここでは，「中立性変様」と「想像作用」の関係の問題に的を絞ろう。

これについては，上の引用の直後に，「判断作用」を例とした「変様」の考察があるので，それを見ておきたい。

> 「a）顕在的な判断はその再生産的変様，すなわち判断の想像を持っており，この判断の想像は，顕在的ないし非顕在的でありうる。こうしてわれわれは，すべての判断に対して，非顕在的な並行的作用として，『単なる』判断の想像を有するのである。他方，
>
> b）すべての判断はその直接的非顕在性の変様をもつ。それは，単に『Sはpである』と考えてみるだけのことであり，想像することではない」*21。

これを整理しよう。なお，「顕在性」とは「措定されていること」を表し，「非顕在性」とは「中立性」を表すために当時フッサールが使っていた用語である。

a）は，判断の「再生産的変様」すなわち，判断を「表象的に客体化すること」である。そして，その「再生産的変様」ないし「表象的客体化」には「顕在的な」場合と「非顕在的な」場合があるというのである。そこで，『*イデーン第一巻*』の「想像作用」の定式化を考慮するなら，この両者の区別は次のように解されるであろう。例えば，〈昨日下した「判断作用」を思い出す〉というような「判断の想起」と，現実に下したかどうかは保留したままでただ〈「判断作用」を思うだけ〉という「判断の想像」とである。前者は顕在的，後者は非顕在的ということになる。

b）は，上のように「判断作用」を「表象的に客体化する」というのではなくて，直接その判断を留保し，判断される事態を「ただ思うだけ」である。これは，判断を下すことを想起したり想像したりするということではなくて，「今まさに，或る内容の判断を下すことを留保すること」なのである。

そこで，以上のように判断に関して「想像作用」と「中立性変様」を区別できるとすれば，a）で示されたように，「想像」は「再現前化（想起）」の「中立性変様」なのであるが，b）のような場合があることを考えれば，「中立性変様」がすべて「再現前化」の「中立性変様」だというわけではない，ということがわかる。

上の引用文の直後に，同様のことについて，「風景の知覚」の変様を例として行った考察が見られる。

> 「これは以下のことと同様である。すなわち，風景の知覚は，一方では非顕在性の変様として『まったく同じ』風景の単なる想像を有し，他方では直接的な非顕在性の変様を有する：これは，全知覚内容を保持したままで，すべての顕在性を欠く（あるいは排去する）のである」。

ここで「想像作用」とは，或る知覚を「想起する」のと同じ内容となるが，それを現実に知覚したと措定しないでただ想像するだけである。他方，知覚の「中立性変様」とは現に風景を見ながら，その「現実性の措定」をやめることである。例えば，フッサールの挙げている，喫茶店のなかの光景が大きな鏡に映った風景であることに気づいて，鏡に映っているその風景をそのまま現実とは認めないという場合がこれにあたるであろう。

なおこうした「中立性変様」と「態度決定 Stellungnahme」の排去については，以下の説明がある。

> 「私の説は次のようになる。思惟のあらゆる類は

*20 以下は，この箇所で使われている「評価」，「非評価」といった語を，「措定」，「非措定」（ないし「中立的」）に置き換えて，解りやすくまとめたものである。

*21 ibid.

顕在性と非顕在性の区別のもとに立つ，そして，それぞれの類における顕在性は態度決定と同じようなことを意味する，そして，一般に態度決定を差し控えること，それを排去すること，簡潔に言えば，非顕在性の変様ということがある」*22。

つまり，それぞれの「態度決定」に応じてその「中立性変様」があるということである。最後に，これに従って，再生産的変様（再現前化）と中立性変様の関係を表にまとめておこう。

	印象的体験（原的体験）	再生産的変様ないし再現前化
中立性変様↓	知覚，願望，判断 etc. ⟶	想起（再現前化）
	↓	↓
	上の中立性変様	想像（中立性変様）

「中立性変様」には，想起の中立性変様（つまり想像）もあるが，そのほか，判断，知覚，願望などといった印象的体験（変様を被っていない原的体験）の直接的中立性変様もあり，その場合には，「想起」ないし「再現前化」を介さない「中立性変様」となるのである。われわれは，「想像作用とは再現前化の中立性変様のことである」という『*イデーン第一巻*』の定式の意味を以上のように解することができるであろう。

第 2 項　「想像作用」と「中立性変様」についてのサライバの解釈について

サライバは，著書『*フッサールにおける想像作用*』*23の最終部に属する節（第 4 章§ 6「存在の一般的中立化と想像」*24）において，「中立性変様」と「想像作用」の関係の問題を取り上げている。「中立性変様」の意味を明確化するために，前項での理解を基本としながら，その議論を取り上げ，検討しよう。

サライバは§ 6 の冒頭で，次のように二つの問題（ないし区別）を区分している*25。

①（a）存在の一般的中立化と（b）想像的中立化の区別

②（a）一般的中立化と（c）完全な作用としての想像作用の区別。

だがこれらの区別は，私見によれば，①に関して言えば，（a）（b）は相互に独立して存在する作用ではなくて，（a）が（b）の一契機として含まれるという点で不適切である。また，②に関しては，フッサールによれば，中立化を含まない（c）「完全な作用としての想像作用」というものは存在しないのであり，それゆえ，①と②を分けて考えることも不適切であると思われる。なお，同書は，フッサールの未公開資料への接近がままならなかった時期のものであることを勘案すると，他の点ではきわめて有益で先駆的であるが，この点ではフッサールの真意を把握していないように思われる。

上の区分がなされたのちの同書 230 頁 12 行目までの叙述は問題がないとおもわれるが，それ以降は，上の区分と関連して，彼女の解釈には疑問とすべき点があると思われる。

彼女は，『*イデーン第一巻*』での「想像作用」の論述に関して次のように言う。

「この特権的な事例［想像作用］は§ 111 では究明されないままになる。フッサールは想像の意識の分枝の中に例をとる」*26。

彼女は次のように「像意識」（画像表象）を「中立的想像化の意識」と見ているが，その点には疑問の余地がある。

「この第二の中立化から，純粋に美的な意識ないし中立的想像化の意識が生まれるのである」*27。

「像意識」（画像表象）においては「中立化」が働いているので，その点で「想像作用」と共通点はあるが，そうであるからといって，「像意識」（画像表象）をそのまま「想像化の意識」と見なすことには首肯しがたい。フッサールは，「想像作用」と「像意識」（画像表象）とを区別して論じているからである。なお，フッサールの使った語「中立

*22 ibid., SS.362–3.
*23 *L'imagination selon Husserl, 1970,* Martinus Nijhoff, Phaenomenologica 34, La Haye.
*24 なおこの「§ 6」は同書の目次には記されていない。
*25 ibid., p.227.
*26 ibid., p232.
*27 ibid., p 233.

的な像客体の意識 das neutrale Bildobjektbewusstsein」はフランス語に訳せば「conscience imageante neutre」である。この事情を顧慮すると，これを想像と類似の事象と考える（誤解すること）は起こりうることではある。だが逆に言えば，そのように理解すれば，フッサールがドイツ語で行っていた「想像 Phantasie」と「像ないし画像 Bild の意識」の区別が曖昧にされてしまうのである。後者すなわち「像意識」（画像表象）は「中立化」の一つの場合，つまり，「知覚の中立化」の事例と理解すべきであろう。

実際フッサールは次のように言っている。

「通常の変様されていない確実性において措定する知覚の中立性変様は，中立的な像客体の意識であると，われわれは確信することができる」*[28]。

次に，サライバは，上掲書 235 頁以下で，フッサールにおいては「想像作用の反復可能性」の説明がなされていないか，あるいは，不十分であると述べている。だが，中立化の「反復不可能性」とそれに対する想像の「反復可能性」は，先に見てきたことを踏まえれば，以下のように考えられるのではなかろうか。

想像は「中立化された再現前化」であり，想像をふたたび想像すること，換言すれば，想像を想像することは可能である。たとえば，私が旅をしていることを想像し，その想像された旅行中に神話の動物を想像するということ，つまり，神話的動物を想像しながら旅をしている私を想像することは可能である。ただし，旅の想像（旅の現前化の中立化）や神話的動物の想像を，個別にそのまま再び中立化することは不可能（ないし無意味）ではある。

また「想像」の場合と同様に，或る絵画を描いた絵画を見て，そのように理解することも可能である。しかし一つの「絵画の鑑賞」の際に働いている「中立化」をそのまま再び行うことは無意味であろう。

サライバは，次のように言う。

「問題を引き起こす事柄，そして，フッサールが説明すべき事柄は，中立性変様でもある想像が反復可能であるということである。中立化の理念はフッサールの目からすれば，すべての反復を排除し，その後の作用への移行を阻止するものである。それにも関わらずフッサールは，*『論理学研究』*が未解決のままにした問題を*『イデーン第一巻』*で解決しようとし，想像作用つまり中立化された再現前化が二重化されうることを肯定しようとする」。

そして，この点での*『イデーン第一巻』*についての彼女の評価は以下のようである。

「中立化された再現前化のための二重化の原理を述べている§ 112 において，いかなる記述もこの肯定を補強してはない。したがって，どのようにして，またどのような契機において［変様を示すとされる］記号の変化が二重化において介入するのかを知るという問題が残っている」*[29]。

フッサールの叙述はたしかに解りにくいとはいえ，われわれには先のように解釈可能であると思われる。むしろ，サライバのほうに誤解があり，その根は，先に見たように，「中立性変様」を作用の一契機（中立化された措定）としてではなく，独立して存在する作用のように考えている点にあるとおもわれる。彼女は，「存在の一般的中立化と想像作用」を著書中の§ 6 の表題としているが，表題の中の二つの事柄を，並列する二種類の「中立化」であるように扱っている。そこで彼女は，先の自分の見解である「中立化の反復が不可能である」ということから，中立化の一種である想像作用のほうの反復も不可能であるという結論を導き出すのである。

サライバの最初に立てた区別は，フッサールの次の文に依拠するものと考えられる。

「中立化的再現前化の意味での想像と中立化的変様一般の間の根本的な区別は，現前化としての

*[28] Ideen I, § 111, S.226.

*[29] ibid., p.236.

想像変様は反復可能であるのに対して，中立化という『操作』の反復は本質的に排除されている」*30。

この中の「中立化的変様一般」という語について言えば，これは，こう名づけられる変様が独立して存在するということではなく，「さまざまな作用に対して存在する中立化的変様」を一まとめにして「一般に」述べているものと考えられる。そう考えれば，「想像作用」に関しても，（すでに中立化されている）同じ想像作用を再び中立化することは意味をなさないのである。だが，私の理解では，「想像作用」は中立化された表象形成作用である。それゆえ，「中立化」されていても，その表象形成作用をまた別の表象形成作用の対象とすることは可能であり，このようにして「反復可能である」と思われるのである。

第 2 章　中立性変様の諸形態

以上のように「中立性変様」の契機は，様々な作用に，その措定を差し控える契機という形で属しうるのである。例えば，「想起」ないし「再現前化」の「中立性変様」としての「想像」，また，知覚に対する「中立性変様」としての「風景を現実と見なさないこと」や「像意識」（絵画や写真などの画像表象），「或る事柄についての「判断」を差し控えること」などがある。さらに，彼は，*『想像・像意識・想起』*のなかで，「演劇」を鑑賞すること，「小説」を読むことも「中立性変様」の態度を含むものとしている。本章では，可能な限り，こうした諸形態の関連を解明するとともに，「中立性変様」の広がりを示したい。

第 1 節　像意識（画像表象）について

第 1 項　相克と像客体

1904/1905 年の講義『想像と像意識』以来，「物的像表象」（画像表象）に関しては次の三種類の「像」が区別されている。まずこの区別を確認しておこう*31。

第一は，「額縁に入った画布」や「印刷された紙」などとしての像である。簡潔に言えば「物としての像」である。

第二は，例えば横綱白鵬を写した写真の場合であれば，現実の白鵬ではなく「白鵬に全体として似てはいるが，大きさや色などについて明瞭に白鵬とは異なる像」といった現れである。これは，「像客体 Bildobjekt」ないし「代表象する客体」と呼ばれている。上の例で言えば，白鵬とは異なるが，白鵬のような現れのことである。

第三は，絵画や写真において主題となっているものとしての像であり，上の「像客体」によって「代表象された客体」，上の例では白鵬そのものである。これはまた，「像主題 Bildsujet」とも呼ばれる。

前章で見たように「想像作用」は*『イデーン第一巻』*において「再現前化」ないし「再生産」の「中立性変様」と定式化されたが，「画像表象」は，「知覚の中立性変様」とされたのである。後者について，簡単にみておこう。

『イデーン第一巻』§ 111 では，上で見た「物としての像」，「像客体」，「像主題」の区別がそのまま使われている。そして，「像客体」の意識は「中立的な意識」であると言われている。

> 「〈変様されていない確信において措定的である通常の知覚の中立変様〉は中立的な像客体の意識である…」。

さらにこの意識については次のような記述がある。

> 「別のものを写像しているこの像客体は，存在するものとしてわれわれの眼前に彷彿としているのでもなければ，存在しないものとして彷彿としているのでもなく，さらにまた何らかのそのほかの定立様相において彷彿としているのでもない。あるいはむしろ，その像客体は存在するものとして意識されながらも，しかし，いわば存在するかの

*30 Ideen I, § 112.

*31 cf. Hua.XXIV, SS.18–20.

ようなものとして，存在の中立変様において，意識されているのである」*32。

さて，「像意識」（画像表象）についての 1904/05 年の講義『想像と像意識』でのフッサールの分析によれば，一つの画像を見る際に，「物体的像」としての把握と「像客体」としての把握との間に「相克」が起こり，そのことにより，「像客体」は無的なもの，非実在的なものとして捕らえられるということである。特にその § 22 では，像客体の現出と背景や周囲と知覚との相克が強調されている。

「…他の統握［物としての像の統握］もまだそこにあり，周囲の現出との通常の確固とした連関をもっている。知覚は現前的現実性の特性をもっている。周囲は*現実*の周囲であり，紙は現実の現在である。像は現出するが，それは，現実の現在と衝突する。それは単なる『像』であり，それは，どれほど現出しようと，無である」*33。

このように，「像客体」の現出を通常の知覚と見なしえないこと，そして，それは，知覚との相克に由来する「非現実性」ないし「無性」の特性を備えていることが述べられている。

第 2 項　像物体と像客体

そこで，こうした「非現実性」，「無性」といった「像客体」の性格が『*イデーン第一巻*』においては「中立性」として表現されていると言ってよいようにも思われる。しかしながら，厳密に言えば，『*イデーン第一巻*』の「像客体」の性格づけは，単に「非現実性」ないし「無性」というのではない。それは，「存在しないものとして彷彿としているのでもない」と言われているからである。また，『*想像・像意識・想起*』所収の 1912 年頃とされる草稿（No.17）をみると，とりわけ「像はけっして幻覚ではない」*34とされている点で，「像」の捉え方は，講義『想像と像意識』と異なるように思われる。その点を明らかにしておきたい。

以下は，フッサールの思考が凝縮された論述である*35。注意を付け加えながら考察していく。フッサールは，「何が，〈像にとって本質的なもの〉として際立たせられるのであろうか」という問いに続けて，「像物体 Bild-ding と像客体と像主題とを区別しなければならない」と述べる。

ここで，「像物体」とは，先に「物としての像」と呼ばれていたもののことであるが，「像客体」の現出については次のように言われている。

「この像客体の現出は覚知的である。統覚を受ける感覚的感性的なものを持つ限りにおいてそうである。しかしそれは知覚における現出ではない。『信念』が，現実性の性格が欠けているのである」。

ここで「覚知的 perzeptiv」とは，知覚から現実を措定する信念を取り去った「現れ」のことであるが，そのように「像客体」は信念ないし「現実性」を欠いているのである。

だが，次のように，この現実性を欠いた状態（中立的状態）は，端的に知覚との相克によるとは言われていない。

「そこには主張する現実性と保持される現実性の間の相克はない。あるいは，幻覚の場合のように二つの現実性の主張の間の相克ではない。なぜなら，像客体の現出は決して『通常の』［知覚における］物現出ではないからである」。

すなわち，明白な「相克」が生じるとすれば，それはむしろ，それぞれ信念（主張）を伴う二つの知覚の間においてである。たとえば，鏡の像を現実の風景と思い込んで見ていたといった幻覚ないし錯覚のような場合には，「現実性の主張」を伴っていたためにのちに「幻覚」として把握されるのである。それに対して，「像」つまり「像客体」はそのような現実性を要求する主張をもともと持っていないものと考えられる。こうしたことは，写真や肖像画を見る際のことを思い浮かべれば納得

*32 Ideen I, § 111, S.226.
*33 Hua.XXIII, S.46.
*34 Hua.XXIII, S.486.
*35 Hua.XXIII, SS.489-490. 以下，本項での引用は同箇所による。

のいくことではなかろうか。例えば顔写真の像そのものは，ことわるまでもなくそれ自体が現実として見られているわけではない。では，二つの知覚が明白に「相克する」ということがないにも拘わらず，どうしてわれわれは「像」を現実と見なさないのであろうか。それについてフッサールは，像現出は「通常の」物の現出ではなく，「奇妙な」現出だと考えている。通常の知覚的現出であれば，次のように特徴づけられる。

「…一人の人間は，様々な外観をもちうるが，人間の理念は知覚に対して一定の可能性を予め指定する。人間は知覚的にこのような姿である。すなわちそれは，可能性としてその措定性格をもつような一定のタイプを意味する」。

これに対して，写真などにおける現出は，通常期待される人間からは逸脱した姿なのである。もちろんある点で人間に類似してはいるのだが，像の大きさや動きや色などを取ってみれば，いわば，写真上のものを現実の人間と見間違うことはないのである。

そしてこのことをフッサールは，「知覚の諸傾向が現に存在するが，それらはそれ自身のうちで互いに廃棄し合う」と表現している。つまり，現実の人間の知覚であればそこに成り立っているような，諸契機や諸部分の調和的な関係が成り立っていないということである。写真であれば，人物の大きさと距離，平面的な構成，色と光の不調和などがそうしたことの例としてあげられるであろうし，石膏製の胸像であれば，人間の通常の姿をしているのに対して色の異様な白さが不調和と解されるであろう。そのほか，演劇の舞台に見られる現実ではありえない不調和の例なども考慮して，フッサールは，像現出の非現実性の根拠を先のように表現したのである。幻覚との対比も含めてもう一度見ておこう。

「…そこでわれわれは［像現出において］次のように言いうる。知覚の諸傾向が現に存在するが，それはそれ自身のうちで互いに廃棄し合うと。像客体は一つの虚構物であるが，幻覚的なものではない。なぜならそれは，幻覚の場合のように，それ自身において調和的でありながら周囲の現実性によって廃棄される（ないしは，調和的なものと調和的なものが相克するところに措定において廃棄される）のではないからである」。

こうして，「像」と「像客体」についての新しい考察をまとめれば次のようになるであろう。

「像的虚構物は固有なタイプの無性である。それは，廃棄された措定という性格を伴う現出ではなくて，それ自身において廃棄された現出である。すなわち，それ自身において廃棄され，相互に廃棄しあう措定の諸要素を含む現出なのである」。

第３項　像基体としての像物体

さて，以上の洞察に応じて，「像物体（物としての像）」と「像客体」関係も以前とは異なるものとして捉えられている。以前には両者の間には「相克」のみが考えられていたのに対して，ここでは，「像物体」は「像客体」を現出させるという「意義」を担っているものとされているのである。

「物としての写真は『正常な位置』をもっており，そこにおいて，それに属する像客体がおのれを示すことになる。すなわち像物体はある義務の担い手であり，それは然々の仕方で保持され，方向づけられて知覚されるべきなのである。そしてそこには，正常である像客体の現出が属するのである。ここで支配的なのは，一種の記号関係あるいは一種の意味ないし指摘の関係である。その物はある『意義』をもっており，その意義は『像』に，すなわち，像物体の一定の方向づけの中で現出する像客体のなかにあるのである」[*36]。

たとえば，写真であれば，写真の台紙としての「物」は，一様に白く，平らで，適当な大きさのものであり，斜めからではなく正面から見られなければならない。そうでなければ，「像客体」がその上で「正常には」現れない。この意味で，「像物体」

[*36] Hua.XXIII, S.491.

はいわば目的的な機能をもつと言えよう。こうした理由から，以下のように，「像物体」は「像基体」とも名づけられている。

> 「像物体は基体，*像基体 (Bildsubstrat)*，特殊な意味での像にとっての基体である。それは，まさしくこの像の現出であるところの特定の像現出のための使命をもつ像基体である」*[37]。

このようにしてみると，画像においては，「像客体」が成立するために「中立性変様」が必要であるとともに，「像物体」に支えられてはじめて，われわれに世界の事柄を提示する「媒体」として成立するのである。これは，「像の現出」という事柄について，物体や知覚する際の身体（例えば見る際の姿勢や向き）をも視野に入れた，新しい現象学的な見方に通じていくように思われる。

第 2 節　演劇における中立性変様

フッサールは，絵画，写真などの画像による呈示とは別な仕方での呈示であるが，「演劇」(Schauspiel）による呈示も「中立性変様」の一種と考えている。そうした事例として，彼が演劇について述べている箇所を見ておこう*[38]。

フッサールによれば，俳優は或る意味で，人物や行為の「像 Bild」を作り出すのであり，演劇における呈示を「像的呈示」と名づけることもできる。しかし演劇における「像」と絵画や写真の画像による「写像 Abbild」――この語は或るものを写す像と解することができるであろう――という意味での「像」は呈示の仕方が異なるとされている。画像による写像の場合には，「像客体」と「像主題」を区別することができ，「像客体」を通して「像主題」が呈示されるという具合になっている。先の例を使えば，われわれは，白鵬の写真における姿（像客体）を通して白鵬そのもの（像主題）を思い浮かべる。そしてその際には，「像客体」は何らかの仕方で「像主題」に「似ている」――きわめて広い意味に解されるが――と解される。

だがこれに対して，俳優による呈示は，「像客体」において「像主題」が呈示されていると言われるような意味での呈示ではない。（俳優の呈示とはここでは，彼の動きや表情や，彼の産み出す外的『現出』といった現実の活動（演技）を媒介にした「像」の産出である）。例えば，舞台上で「織田信長」を演じている俳優の動作はたしかに織田信長の動作と見られなくはないが，それぞれの動作が，歴史上の織田信長の動作を写していると見なされているわけではないだろう。それぞれの動作が写しであるかどうかというよりは，まさしく舞台上で生き，動いている人物の立ち居振る舞い，人物相互のやりとりこそが重要なのである。そうでなければ，おおよそ結末の分かっている戦国の出来事や忠臣蔵などが繰り返し上演されることはないと考えられる。

こうした区別に対して，絵画などの「写像」にもそうした面があるという指摘があるかもしれない。たしかに，絵画についてもその画面自体が問題であって，或る事柄を写しているかどうかは二の次であるということもあるかもしれない。たしかに，そのように考えていくと，上の二つの場合に，ある意味での共通性を認めることもできるかもしれない。だが少なくともフッサールが扱っている「肖像画」のような場合には，「写す」という関係は無視できないほど重要であると思われる。

こうして，フッサールは，肖像画を見るときのような「写像的関係」と演劇における呈示を区別している。それでは，われわれが演劇鑑賞をする場合，俳優の姿や舞台上の物事，出来事などは一体どのように捉えられているのであろうか。

それらがわれわれ観客に見えていることは確かである。しかし，舞台そのものの存在，舞台上の背景（書き割りなど），また人物（ある衣装をつけた俳優）も通常の生活の場面でのそれらとは異なっている。家屋のなかの部屋の内部が舞台となっているときには，部屋の造作全体が現実的な

*[37] Hua.XXIII, S.492.
*[38] “Husserliana Bd. XXIII” 所収のテキスト Nr.18 による。

ものではないし，街並みや建物や樹木も現実のものとはほど遠い。そして，観客もそれを現実の風景とは捉えていないのである。

だが，それらが見えているにも拘わらず「現実でない」ということは，それらが「幻想 Illusion」であるということなのであろうか。フッサールによれば，そうではない。幻想は，あとになって「幻想」と評価されはしても，見ている時点で見ている者にとって，見ていることは「知覚」であり，見られた事柄は「現実」と捉えられているのである。そして，「幻想」と「現実」の間には，どちらが現実であるかという「相克」や把握の「交替」が存するのである。

これに対して演劇鑑賞の場合には，見ている最中に，あるいは大抵の場合には見る前からすでに，それは「非現実」であると捉えられている。また，とくに舞台上の出来事については，それが幻想かどうかという「相克」や「把握の交替」も存しないのが通常であろう。そこで，フッサールは，次のように言う。

> 「劇が呈示される場合，模写意識が喚起される必要はなく，そこで現出するのは純粋に覚知的な虚構物である。われわれは中立性において生きているのであり，見られたものに関して現実の措定を遂行しているのではなく，そこで起こることのすべて，物や人物に関するすべて，言われたこと，為されたことなどのすべて，それらはみな，〈しかじかであるかのような〉という性格をもつのである。生き生きとした人間，俳優，書き割りと呼ばれる実在の物，現実の壁，現実の幕などは，『呈示する』。それはわれわれを芸術的幻想へと置き入れるために役立つのである」*39。

つまり，劇の呈示においては，それは現実あるいは逆に非現実と措定されているのではなく「しかじかであるかのように」という様態で受け取られているのであり，その態度が「中立的」と呼ばれているのである。この点はさらに次の言葉でも確認される。

> 「われわれがこれらの肯定的な現実性措定も否定的現実性措定も遂行していないということは，われわれがいかなる措定も遂行していないということを意味しない。われわれは能動的な仕方で知覚し判断し，期待を遂行し，希望し，恐れ，悲しみ，喜ばしく感動し，愛したり憎んだりしたりするのであるが，これらすべては想像『の中』においてなされ，〈しかじかであるかのように〉という様態においてなされるのである」*40。

そうすると，演劇鑑賞のような場合には，物事の現れを捉えるということとそれを「中立的に」捉えるという二重の把握が存することになる。この点についても，次のように言われている。

> 「技巧，演劇的な目標設定と実現化（実演）の観点からわれわれは次のように言うことができる。『経験』が教えるように，或るものどもは，二重化された統覚，しかも二重化された覚知的統握を引き起こすのに適している」*41。

舞台設定や俳優の姿や立ち居振る舞いなどは，こうした「二重化された統覚」を引き起こすように，ないしは，引き起こす「べく」*42造られているのである。

第 3 節　物語および小説における中立性変様

フッサールは，「物語」や「小説 Roman」をも「中立性変様」を含む作用と考えている。彼は次のように言う。

> 「物語的芸術 erzählende Kunst は，語を通して再生産的想像力がわれわれに課せられる。その場合，記号であるところの語は虚構的なものとして使用され，その意味も虚構的に変様されている」*43。

このように，物語や小説においては「画像」や

*39 ibid., S.515.「覚知的 perzeptiv」という語は現れとしては知覚と同様であるが，現実としての措定が含まれていないという意味で用いられている。

*40 ibid., S.517.
*41 ibid., S.517.
*42 ibid., S.518.
*43 ibid., S.519.

「演技」を通してではなく，「語を通して」事柄が呈示されるのであるが*44，その語の使用は，次の説明にもあるとおり，通常の使用ではなく「虚構的」使用なのである。それにともなって，語によって描かれる「人物」や「行為」も変様されている。

「われわれは登場人物やその行為を《しかじかであるかのような》という様態において表象するのであり，それらを現実のものとして措定するわけではない」。

物語や小説の中の語が媒体として現れるだけでなく，「判断」も独特の変様を被ることになり，この点が，物語による「虚構的世界」の構築にとって重要な役割を果たすことになる。

物語や小説において「判断」はいろいろな仕方で語られるが，フッサールは最初に，虚構された物語の語り手による判断を取り上げており，これらが語り手によるものと叙述されていても，判断するのは「われわれ読者」であると言っている。この点はやや解りにくいが，ここではフッサールは，物語全体について，それを受け取り，判断している者は読者であると考えているように思われる。そして，その「判断」の内実について，次のように言っている。

「現実の人間であるわれわれが判断するのではあるが，その判断は通常の判断ではない。それらは，《しかじかであるかのような》諸人物や諸行為に関連し，われわれが虚構する態度において期待すること，つまり，《しかじかであるかのように》における期待としてわれわれによって遂行されることをそれらは表現するのである」。

物語に関するわれわれの判断は，《しかじかであるかのような》という様態での物語のなかの人物や行為に関連する。そしてそれらは，虚構に関連するのではあるとはいえ，一定の「真理」に関係するというのである。またフッサールは，物語の中の登場人物が物語中の人物や事柄について下すという形の「判断」にも言及しているが，それらも，何らかの「真理」に関連していると述べている。

「記述する言表，作中人物たちについての諸判断，期待されるべきそれらの発展などは虚構物に関連するとはいえ，一種の客観的真理をもっている」*45。

では，こうした「判断」やそれが関係する「真理」はどのような特質をもつのであろうか。まず，それらは虚構の物語に関係するので「疑似的判断」，「疑似的真理」と呼ばれてしかるべきであるが，それにも拘わらず，それらがまったく拠り所や脈絡もなく下される判断でもないし，真偽の基準がまったく存在しないような判断でもないことを確認しておこう。たとえば，「オイディプス王」の物語の中では，その物語を貫く「歴史」が存在し，物語の進行とともにオイディプスの当初の判断は思い込みにすぎなかったことが暴露されていき，「父親を殺害し母親と関係した」という「真理」が明らかになっていくのである。こうして，物語や小説における判断も真理も「疑似的」なものではあるが，それなりの基準や妥当性をもつと言えよう。

だが，こうした真・偽は何に基づくのであろうか。そこで語られた事柄そのものに基づくことは，確かであろう。だがそれだけではなく，フッサールは次のように考えている。現実の諸判断の変様としての「疑似的判断」は，「正当性と虚偽性の規範を有している。それらすべてには，論理的諸法則とそのほかの規範的法則が妥当する。*論理学*は与えられた［特定の］現実性を優遇するのではなく，あらゆる可能な現実性に関連する」*46と。

つまり，「疑似的判断」が真であるためには，「論理的諸法則」となんらかの「規範的諸法則」を満たさなければならないというのである。たしかに，語られる事柄は矛盾してはならないという意

*44 なお，前節でみた演劇は，それが「台詞」などの言葉を含むのであるかぎり，また，文による脚本などに拠るという点で，物語や小説との共通性をもっている。そこで，本節で考察する事柄は，そのかぎりで，演劇にも適用されるであろう。

*45 ibid., S.520.
*46 ibid., S522.

味で「論理的法則」に従っていなければならないであろう。だが,「規範的諸法則」とは何を指すのであろうか。ここでは明示されていないが，物語全体は，物語る際の「語」の意味とも関連するような仕方でさまざまな事柄の「本質」ないし「形相」による枠組みに従う必要があるであろうし，さらに，一定の「因果関係」をも前提し，それに則っていなければならない，といったことが考えられる。「因果関係」などについて言えば，或る物語のなかで特定の因果関係そのものが問題になることもありうるが，その場合には何らかの説明がなされなければならないだろう。

「本質」ないし「形相」に関して補足しておけば，フッサールは,「個別的事実」に関する判断を「事実判断」と呼び,「本質」ないし「形相」についての判断を「本質判断」と呼ぶ*47が，或る事柄の本質や本質相互の関係を示す法則は，それらに属する「事実」にも妥当することになる。そして，物語や小説において様々な「事実」が設定されるが，場合によっては,「ケンタウロスの本質」というような「本質」も物語の設定によることがあると考えられる。物語のなかでは，設定された事実や本質に従って判断がなされるが，フッサールの挙げている例を用いれば,「ケンタウロスが誰とつきあい誰と戦うか」,「ケンタウロスがどんなものを食したか」といったことは，未定のままにとどまる場合もあるし，物語の設定による場合もあるのである。

だが，以上の制約が物語に関する「疑似的判断」やその「真理」に関わるということは理解できるとしても，翻ってみれば，これらは「現実的判断」の制約でもある。つまり，物語中の事柄についての判断だけでなく，現実として措定された出来事についてわれわれが下す判断にも妥当すべきことなのである。

さて，われわれは，こうした諸法則を充たす「現実的かつ可能的な顕在的諸経験の領野」を措定するのであり，それが,「事実的世界 faktische Welt」と呼ばれている。他方,「あらゆる再生産的虚構作用は自由であり，さまざまな虚構は連関して存在しうるのであり，疑似的諸経験として経験の統一へと調和し」，それは,「虚構され，こうした経験のなかで部分的に直観される世界」を伴っている，と言われている。このように，一つの物語や小説においてはさまざまな虚構が矛盾なく関連しており，それらを含むような「世界」がそれらの背景として措定されているのである。

こうして，物語や小説は,「疑似的経験の世界」として「虚構的世界」(「想像世界」) を形成し，それを背景にして,「判断」の「真理」が考えられるのである。さまざまな想像作用は，個々の措定の「中立性変様」を含んでいたが，ここではさらに，それらの関連として「虚構的世界」ないし「想像世界」ということが考えられるのである。

だがさらに，物語や小説が「公共的」なものであり，複数の聞き手や読者が関わる「虚構」であるとすれば，そこには,「相互主観的な」客観性と呼ぶべき事柄も見出されるであろう。たとえば,「オイディプス王」の「虚構的世界」は多くの人に知られており，そうしたことに基づいて,「オイディプス」にまつわる「真理」も存在しうるのである。

こうして,演劇にも物語などにもあてはまる「疑似的経験」，しかも相互主観的客観性をもつ作品の経験について，次のように語られている。

> 「小説や演劇はその特定の像の成素と像の連関に従って，相互主観的『実在』を持っている。すなわち,『呈示する』経験的客体を適切な状況下で現出にもたらし，偶然的主観性に拠らない相克を遂行する者，そして，芸術的志向に自由に従う者などが，すべて，同じ小説，虚構された生や虚構された運命などの同じ部分を疑似的経験にもたらし，またもたらすに違いない，といった限りにおいて，そうである」*48。

*47 cf. ibid., S.521.

*48 ibid., S.520.

舞台上の演技や出版された小説などという経験的現実によりながら，われわれは，同じ物語，同じ生の部分を疑似的に経験するのである*49。

第4節　本質看取と想像

『想像・像意識・想起』に収められている遺稿を見ると，フッサールは，1918年頃から1924年頃にかけて，「想像世界」と「現実世界」の関連つまり，「中立的態度」と「設定立的態度」の関連の考察に取り組んでいることがわかる。その中には，それぞれの世界ないし態度において与えられる「個体 Individuum」のあり方，また，「虚構物」と「可能性」の関連などの考察が含まれている。ここでは，後者の問題の所在を確認したあと，「本質看取 Wesenserschauung」についての説明によりこの関連を見ておくことにしよう。

「中立的態度」と「設定立的態度」の関連の一つとして，想像されたものを，態度変更により現実における「可能性」と見なすという関係が考えられる。1918年頃の草稿の中には，以下の文が見出される。

> 「…虚構物が現実性でないとしても，それはやはり可能性として存在する。われわれは態度を変更して，想像から，真の意味で存在するものとして措定可能なもの（[また,] 現存在しないもの，存在しないもの）を取り出す。その際，われわれは現実に措定する。われわれは《しかじかであるかのように》に生きているのではなく，また《しかじかであるかのように》という様態において疑似―経験の主体ではなく，現実の主体として生きており，場合により，眼前に現実世界をもっており，現実の把捉を遂行し，現実にあることを見出す。ケンタウルスではなくて，ケンタウルスの可能性を見出す」*50。

また，1924年頃の次のような文も同じような理解を示している。

> 「純粋可能性の措定の解明に，私はどのようにして至るのであろうか，この措定はやはり，現実の措定，信念である。〈しかじかであるかのような〉という変様は変様の固有の次元であり，それはこの点で，変様していないすべての信念の様態（ないし存在の様態）に対立しているのである。そしてこの変様は，他のすべてと同様に，或るものについての意識であり，その構成的理性をもつのである。その相関者は純粋な可能性である」*51。

しかしながら，同じ頃に，想像されたものをそのまま可能性として考えることに対する疑念が表明されている文もある*52。

> 「諸知覚の進行において調和性を支配する本質諸法則は，対応する想像の進行における本質諸法則と同一である，と言いたいと思うかもしれない。しかしこれは誤りであろう。知覚は設定立的意識であり，設定立性の本質法則はそもそも中立性の本質法則とは異なるのである。…しかし，想像においては，『しかじかであるかのように』という様態での，遊戯的現実性と可能性を除いては，いかなる現実性も事象的可能性も存在しない」。

また，同書の編集者も，その序論になかで注意しているように，「想像すること，そして想定することさえも，可能性の意識の遂行ではない」といった文言も見出される*53。

しかしながら，こうした考察の動きを見てみると，「想像」と「可能性の把握」が無関係だとされ

*49 本節で扱ったフッサールの所論と関連するものとして，彼の弟子ローマン・インガルデンの『文学的芸術作品』が挙げられる。そこでは，文学作品のなかに見られる語や文の機能，疑似判断やその真理要求などが細密に分析されている。なお，インガルデンは文学作品のなかで「主張文」が「疑似判断的性格」を持つようになる「変様」を，フッサールの「中立性変様」と「単純に同一視できない」と述べている（同書33節）が，小論の見方によれば，フッサールの見解に即しても，それは「中立性変様」とみなすことができるということになる。

*50 Hua.XXIV, Beilage LVI, S.529.　ここには「虚構物と可能性」という見出しがつけられている。

*51 ibid., S.559.

*52 Hua.XLI, S.193. Beilage XXI.この補遺は，「現実性の中に含まれている事象的可能性と，想像における自由で任意の純粋可能性のと対立」という表題がつけられており，編集により，「おそらく1918年，1918年2月6日より後のもの」とされている。

*53 ibid., S.583. この文言が含まれている草稿（Nr.20）は，「想像―中立性」と題されているが，成立年は1921/1924と推定されていて，幅がある。

たわけではなく，上のような検討を土台として，「本質看取」の具体的手順が明確化されていったと考えられる。この明確化の過程についての調査は後日に期することにするが，ここでは，少しあとの時期の『*現象学的心理学*』（1925 年の講義）の「§ 9　アプリオリの把捉の純粋な方法としての本質視」に拠りながら，本質看取における「想像」の役割と「可能性」の位置づけを概観しておくことにしよう。

フッサールがここで試みているのは，どのように「虚構的思惟」つまり「自由な想像作用」が，「一般的に，アプリオリの看取と呼ばれる大きな作業への道を開くかを記述する」ことである。「自由な想像作用」の行使により或る事象を「変更」しながら，その事象の本質を捉えることが「本質看取」であるが，その過程は次のように要約されている*54。

> (1)「…自由で恣意的な変更（Variation）を行使しながらわれわれは，変項（Varianten）を産出することができ，そのそれぞれが『任意』という主観的体験様態において出現する…」。
>
> (2)「だが，われわれはここで常に，眼差しを次のことに向けることができる。すなわち，それらを通して，あるいはすべての変項を通して必然的に不変なものが貫通し，それは，われわれが看取し，洞察できるように，それ自身絶対的に不変的である。……すなわち，恣意的な変更の実行することにより，そして，変更において相互に異なるものが任意であることにより，いわば諸項の恒常的な合致が保持され続け，合致において必然的に不変でありつづける〈何であるか〉ないしは内実として，不変的本質が保持されるのである」。

さらにこの説明の直後に，個別の音から出発して音の本質（形相）を看取するという例が挙げられている。参考のために見ておこう。

> 「実際に聴いても『想像の中で想い浮かべ』てもよいのだが，一つの音を出発点とすると，われわれは，『任意の』変項の変遷の中で把捉された形相（エイドス）－音を，ここで必然的に共通なものとして獲得することができる。だがわれわれは，任意に変更された別の音の現象から出発しても，新しい『事例』において別の形相（エイドス）－音を把捉するのではなくて，新しい形相と以前の形相を俯瞰して，同じものが存在すること，両方の変項および変更は唯一の変更に収束するということ，両方での変項は等しい仕方で一つの形相（エイドス）の任意の個別であるということを理解するのである」*55。

「形相（エイドス）－音」とは「音一般の形相」のことであるが，その内実についてやや具体的な説明をつけ加えるならば，高さ，大きさ，音色などの点で多種多様な音（変項）を想像することを通して，われわれは音がどのような契機を備えていなければならないのか，どのような点で他の感覚的知覚と異なるのかといったこと，つまり「形相（エイドス）－音」を理解するというのである。

では，こうした本質看取のプロセスなかで「想像作用」のはたす役割はどのようなことであろうか。次の文はその点について述べている。

> 「一つの純粋な形相は，変更の中で狙われた個々の事例の事実的現実性をまったくどうでもよいものとして扱う。一つの現実性は他の可能性の中の一可能性として，しかも，任意の想像可能性として扱われる。しかし，形相が実際に純粋なのは，予め与えられた現実性へのあらゆる繋がりが実際に最も入念に排除される場合のみである」。

これを参考にすると，自由な想像は，「中立化変様」を行って現実性との繋がりを断ち切るとともに，想像作用により多くの事例（諸変項）を産み出すという役割をもつと言えるであろう。そのようにして産み出された多くの事例を背景にしてはじめて，一つの事例は，単に想像しうるものというだけでなく，「他の諸可能性の中の一可能性」として「可能性」の資格をうると考えられる。

---

*54 Hua.IX,SS.72–73. 引用においては，自由変更の部分と本質看取の部分を分けるために，(1) と (2) を区分した，これは小論筆者によるものである。

*55 ibid., S.73.

こうした点を，「実在的なもの Reales[*56]」とその諸性質，それらの「変更」についてのフッサールの考察から見ておこう。物の色が変化するということは，物という「実在的なもの」ないし「個体 Individuum」が時間的諸位相を通して色の点で「変化」することを意味する。だが，その「諸変化」を「諸変項」とみなす場合には，それらは「類的に共に関連して gattungsmäßig zusammengehören」いなければならない。例えば「音は音に変化するのであり，色には変化しえない」。こうして，「本質看取」とは，「実在的なもの」のほうは度外視して，諸変項が属する類ないし形相を看取することを意味する。そうすると，「本質」ないし「形相」は諸変項が従うべき「必然性の法則」という身分をもつことになる。諸変項ないし諸可能性はそうした「必然性」の中での「可能性」なのである。[*57]。

こうして，「本質看取」は，実在的なものの現れ方としての諸事象の形相的関連をも看取することを意味する。この点から見ると，単に（ある色を）想像できるというだけでなく，形相（色一般）の一変項として捉えることによってはじめて，それは（色の）「可能性」という資格をもつようになると言えよう。そのためには，一つの事例の想像だけでなく，多様な変項を伴う「想像的変更」が必要なのである。

最後に，「自由な想像的変更」のプロセスにおいて一体何が起こるのかを確認しておこう。

> 「…われわれは事例から事例へ，似たものから似たものへ移行するだけではない。眼目は次のことである。出現の系列における任意の個別は，重なり合う合致に至り，それによって総合的統一に入るが，その統一のなかでそれらはすべて相互の変遷として現出するのである」[*58]。

こうして，「本質」は，個別的変項の重なり合いのなかで見て取られるのである。この点は，以下に，さらに具体的に記されている。

> 「進展する合致において初めて，純粋にそれ自身で取り出して見られうる同じものが一致する。もちろんたいていの場合，多くの差異が現実の一致に結びついている。たとえば，任意の音Ｃの系列において，形相Ｃが同一でありながら，さまざま強度や音色は，合致して一致するどころではなく，競合しながら際だつのである」[*59]。

すなわち，強度や音色がさまざまに異なる諸事例との対比において，高さＣの音という「形相」が把握されるというのであり，強さも音色もないＣという高さだけが独立して与えられるということではない。それゆえ，次の叙述にも見られるように，「形相の同一性」と「変項ないし事例の多様性」は切り離し難い事柄なのである。

> 「したがって，理念化のプロセスには，多様性と進展する合致における統一的連結という二つのことが属し，さらに，第三のこととして，諸差異に対して一致させることとしての取り出して観るという同一化が属する。
>
> ここでさらに注意しなければならないことだが，多様性はそれ自身多数性として意識され，そのようなものとして，けっして精神的把握から逃されてはならない。そうでなければわれわれは，形相を理念的に同一的なものとして獲得しないだろう。これは，《多の上の一 ἓν ἐπὶ πολλῶν》としてのみありうるのである。
>
> ……そのような連続的な変遷過程において一気に，重なり合いのなかで差異化することと一致させることが産みだされる……」[*60]。

「本質看取」においては，多くの重なり合う多くの事例なしに「本質」が看取されるということはない。最後の語に表現されているように，まさしく「重なり合い」のなかで，「一致」とともに他の事象との「差異」も産みだされ，そのなかで「一致」

*56 “Reales” とは，もの（res）のもつ諸事象の担い手としての同一なるもの（das Identische）ということを意味するが，さまざまな物と因果関係などにある「実在」という意味ももつと考えられるので，「実在的なもの」と訳した。
*57 cf.Hua.IX,SS.75-76.
*58 ibid., S.77.
*59 ibid., S.78.
*60 ibid., S.78.

が確認されるのである。

こうして,「中立性」の契機を含む自由な想像は,「本質看取」においても重要な役割を果たす。自由な想像作用は,「絵画」や「写真」の画像のように固定した像をわれわれに呈示するのではない。想像作用は，重なり合いながら，さまざまな点において異なりつつも或る点においては一致するさまざまな像を呈示し，それとともに「形相」が把握されるのである。またその中で，現実の事例も想像された事例と同列の一つの可能性になるということによって，両方の事例が「可能性」という資格を獲得すると考えられる。

以上，小論第 1 章では,「中立性変様」の本質を解明せんとし，第 2 章では,「中立性変様」の諸形態についてのフッサールの見解を追ってきた。われわれの「意識の生」のなかで占める「中立性変様」の広がりを，或る程度示しえたのではないかと思う。

それぞれの分析についてはさらに事象に即して検討すべき点が多く存在するであろう。また,「現象学的方法」との関連などについても考察すべき点はあるが，それらは後日に期する。

【文献表】

Ⅰ．フッサールの著作

フッサール著作集（“Husserliana”：引用においては Hua.と略す）の巻数，書名，出版社，当著作集としての出版年，引用の際の表記および必要な場合の略号，を示す。

小論本文中の引用においては，引用文の末尾に略号および頁数ないしセクション番号を用いて，引用箇所を表記する。

引用に際して，引用文中の傍点は本論文筆者によるものであり，原文での強調部分はイタリック体で表示した。

・Husserliana Bd.III, *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie, Erstes Buch*, Nijhoff, 1950.（*『イデーン第一巻』*と表記する）

・Husserliana Bd.IX, *Phänomenologische Psyhologie*, Nijhoff, 1962.（*『現象学的心理学』*と表記する）

・Husserliana Bd.XIX/2, *Logische Untersuchungen Zweiter Band Zweiter Teil*, Nijhoff, 1984, 1901[1].*『論理学研究』*と表記し，その引用において，例えば第 2 巻第 2 部は LU.II/2.などと略記する。必要に応じて版（A ないし B）と頁数を示す。B は，1913 年の改訂版の頁づけである。

・Husserliana Bd.XXIII, *Phantasie, Bildbewusstsein, Erinnerung 1898-1925*, Nijhoff, 1980.（*『想像・像意識・想起』*と表記する）

Ⅱ．フッサール以外の著作

・Brentano, Franz : *Psychologie vom empirischen Standpunkt*, Felix Meiner 1973, 1924[1].

・Roman Ingarden : *Das literarische Kunstwerk*, 1931[1], Max Niemeyer Verlag.（邦訳：ローマン・インガルデン，『文学的芸術作品』，瀧内槇雄・細井雄介　訳，勁草書房，1982）

・Saraiva, Maria Manuela : *L'imagination selon Husserl*, Phaenomenologica 34, Nijhoff, 1970.

Neutralitätsmodifikation und ihre verschiedenen Gestalten

Masahisa OGUMA

Diese Abhandlung behandelt Husserls Begriff der Neutralitätsmodifikation und ihre verschiedenen Gestalten. Sie enthält zwei Kapitel.

Das erste Kapitel versucht das Wesen der Neutralitätsmodifikation zu klären. Die Folge davon ist, dass die Neutralitätsmodifikation kein unabhängiger Akt ist, sondern ein Moment, das in verschiedenen intentionalen Akten enthalten ist. Nämlich ist Phantasie eine Neutralitätsmodifikation der Erinnerung, Bildbewusstsein ist eine der Wahrnehmung usw.

Das zweite Kapitel vergleicht verschiedene Gestalten der intentionalen Akte, die das Moment der Neutralitätsmodifikation enthalten, und untersucht ihre Strukturen. Dabei handelt es sich um die Akte, sich ein Bild vorzustellen, sich ein Schauspiel zu schauen, eine Erzählung oder einen Roman zu lesen und dergleichen. Zum Schluss erklärt das Kapitel das Wesen der “Wesenserschauung”, die durch die freien Phantasien vollzogen wird.

中世叡尊教団と泉涌寺末寺の筑後国への展開
―新発見の中世西大寺末寺帳に触れつつ―

松　尾　剛　次

はじめに

中世における叡尊教団の全国的展開*1を考えるうえで，明徳2（1391）年に書き改められた西大寺末寺帳*2（以後，「明徳末寺帳」と略す）は大いに重要である。ところが，残念なことに「明徳末寺帳」には筑後国の分が書かれていない。それゆえ，これまで叡尊教団の筑後国における展開については論じられてこなかった。

しかしながら，たとえば筑後国竹野荘（現，浮羽郡田主丸町）は古代西大寺領であり，元弘3（1333）年6月29日には後醍醐天皇によって竹野荘地頭職が西大寺に光明真言の領所として寄進されている*3など，叡尊教団が筑後国に拠点寺院を有していたと推測される。実際，永享8（1436）年の「西大寺坊々寄宿末寺帳」*4には，「一室分」として*5筑後国浄土寺があがっている。また，本文で述べるように15世紀半ばの「西大寺末寺帳」にも筑後国浄土寺が見える。それゆえ，15世紀半ばにおいて，浄土寺は西大寺末寺であった*6。以下，浄土寺の分析を通じて，叡尊教団の筑後国における展開をみよう。

ところで，後述するように，筑後国浄土寺は西大寺末寺化する以前は京都泉涌寺の末寺であった。鎌倉時代には勅願寺・幕府祈祷寺であり，南北朝期においては室町幕府の利生塔設置寺院であるほど繁栄していた。従来，泉涌寺末寺の地方的展開についてはほとんどわかっておらず，その意味でも，この筑後浄土寺の事例は極めて重要なケース・スタデイといえよう。

第1章　西大寺末寺としての筑後国浄土寺

筑後国浄土寺は，中世の東寺宝荘厳院領三潴（みづま）荘*7内に位置した。酒見浄土寺とも表記され，現在の福岡県大川市酒見に所在した。現在は廃寺である。浄土寺については，『大川市誌』*8，『福岡県三潴郡誌　全』*9，『新考三潴郡誌』*10『福岡県の地名』*11『角川日本地名大辞典　福岡県』*12といった研究がある。とりわけ『福岡県の地名』は比較的詳しく浄土寺の歴史を論じている。また，藤本頼人の研究*13も，筑後川河口の中世世界を論じる中で浄土寺・風浪宮について言及し，大いに示唆に富んでおり，現在における浄土寺研究の

*1 叡尊教団の全国的展開については拙著『中世律宗と死の文化』（吉川弘文館，2010），拙稿「叡尊教団の河内における展開－西大寺直末寺教興寺・寛弘寺と五輪塔」（『山形大学大学院社会文化システム研究科紀要』8号，2011），「中世叡尊教団の薩摩国・日向国・大隅国への展開－薩摩国泰平寺・日向国宝満寺・大隅正国寺に注目して－」（『山形大学人文学部研究年報』9号，2012），「叡尊教団の紀伊国における展開」（『山形大学人文学部研究年報』10号，2013）など参照。

*2 拙著『勧進と破戒の中世史』（吉川弘文館，1995）に翻刻。

*3 『福岡県の地名』（平凡社，2004）830頁。『鎌倉遺文』41所収「元弘三年六月二十九日付後醍醐天皇綸旨」。

*4 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞に翻刻。

*5 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞156頁。

*6 八尋和泉「筑後善導寺の美術」『九州の寺社シリーズ筑後大本山善導寺』（九州歴史資料館，1981）41頁において，八尋氏が釈迦如来像の解説を行い，それに関して浄土寺が享徳2（1453）年に西大寺末寺となっていたことを指摘しているが，論拠をあげて論じられてはいない。

*7 三潴庄は，平治元（1159）年には東寺宝荘厳院を本家とし，四条隆季を領家としていた。その後も，鎌倉・南北朝期まで宝荘厳院，四条家は三潴庄を遠隔地荘園として保持している（瀬野精一郎編『九州荘園史料叢書14筑後国三潴荘史料』＜竹内理三発行，1976＞1頁）。三潴庄については，瀬野精一郎「筑後国三潴庄の成立と終焉」（竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『荘園制と中世社会』東京堂，1984）参照。

*8 『大川市誌』（福岡県大川市役所，1977）144頁。

*9 『福岡県三潴郡誌　全』（名著出版，1973）352頁。

*10 『新考三潴郡誌』（福岡県三潴郡小学校教育振興会，1953）。

*11 『福岡県の地名』＜前注（3）＞1013・1014頁。

*12 『角川日本地名大辞典40福岡県』（角川書店，1988）699頁。

*13 藤本頼人「筑後川河口の中世世界」（藤原良章編『中世のみちと橋』高志書院，2005）。後に藤本『中世の河海と地域社会』（高志書院，2011）に収録。

到達点といえる。

まず，それらの研究の基になった『福岡県三潴郡誌』を見ると，次のように指摘されている*14。

浄土寺址　本郡酒見村風浪神社の辺にあり，伏見天皇の永仁五年勅願寺となりし僧寺にして，京都泉涌寺の末院たりしが，天正七年蒲池氏滅亡の頃，破却退転せりといふ
宝琳寺，摂取両院址　共に尼寺にして，浄土寺の附近に在り，建武の頃御祈祷寺たりし綸旨，及征西将軍宮の令旨足利直義御寄進状其他同寺に関する古文書三十余通の写今に存す

すなわち，浄土寺は（1）風浪神社の辺に所在していた，（2）永仁 5（1297）年には勅願寺となった僧寺，（3）京都泉涌寺の末院で，（4）天正 7（1579）年蒲池氏滅亡の頃，破却退転した，（5）浄土寺に関する綸旨など古文書 30 余点あまりが残っている，と指摘している。

（1）などからは，神仏習合時代であったことを考え，浄土寺は風浪神社の神宮寺であったと考えられている。（2）・（3）から，泉涌寺末の勅願寺であったと考えられていることがわかる。なお，『新考三潴郡誌』によれば，後に引用する浄土寺文書は，（5）に指摘されたもので，天正年間に浄土寺が頽廃した後で，南酒見村の庄屋助佐衛門の手に渡った*15という。

このように一応の浄土寺に関する歴史が明らかにされている。とりわけ，先述の『福岡県の地名』や藤本氏の研究では，浄土寺文書などを使って，浄土寺の歴史が要領よくまとめられている。

しかし，従来は，八尋和泉氏*16を除いて，京都泉涌寺の末寺とは考えられているが，奈良西大寺末寺とは考えられていない。それゆえ，ほとんどの先行研究でも，西大寺末寺であったことは触れられていない。そこで，まず，泉涌寺末寺から西大寺末寺に変化した*17点を史料により確認しておこう。

先述したように永享 8（1436）年の「西大寺坊々寄宿末寺帳」の「一室分」に筑後浄土寺は見える。

史料（1）*18

一室分

（中略）

筑後酒見廿八代和上時寄附
浄土寺享徳二癸酉

（後略）

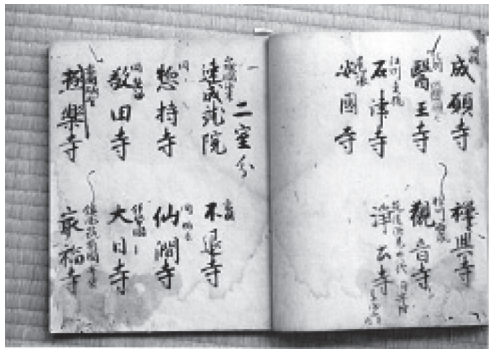


図　「西大寺坊々寄宿末寺帳」の「一室分」

「西大寺坊々寄宿末寺帳」というのは，奈良西大寺で開催される光明真言会に際して，一同に会する西大寺末寺僧がどこに宿泊するかを示している*19。それゆえ，永享 8（1436）年において，浄土寺僧は光明真言会に際し，「一室」に滞在することになっていたことがわかる。はるか九州筑後国から奈良西大寺へやって来ていたのである。交通が発達していなかった中世においても，毎年，北は陸奥・出羽から南は薩摩・大隅種子島からも，とりわけ筑後国から奈良西大寺の光明真言会に集っていた。こうした中世叡尊教団のネトワークの広がりの大きさは強調しても強調し過ぎることはない。それは叡尊教団に全国から人・物・情報が集積されていたことを表しているからである。

また，浄土寺は，史料（1）の「筑後酒見廿八代和上時寄付，享徳二癸酉」という注記*20から西大寺

*14　『福岡県三潴郡誌　全』＜前注（9）＞352 頁。
*15　『新考三潴郡誌』＜前注（10）＞694 頁。
*16 八尋前掲論文＜前注（6）＞参照。
*17 泉涌寺末寺から西大寺末寺となった寺院として他に山城国戒光寺がある。
*18 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞156 頁。
*19 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞161 頁。

表（1）中世西大寺末寺帳の注記に見える西大寺直末寺化時期

No.	寺名	時期	典拠
1	元興寺極楽院	第九代長老	明徳
2	越後安禎寺	貞治二（1363）年	明徳
3	摂津能福寺	第十四長老御時，応安二（1369）三月九日	明徳
4	山城菩提寺	第十四長老御時，応安二（1369）年六月	明徳
5	丹後成願寺	第十五長老御時，応安六（1373）四月三日	明徳
6	伊勢常光寺	第十五長老御時，応安七（1374）九月八日	明徳
7	肥前宝生寺	第十五長老御時，永和元（1375）六月二五日	明徳
8	信濃山善寺	第十五長老御時，永和元（1375）九月三日	明徳
9	山城常福寺	第十六長老御時，永徳三（1383）二月日	明徳
10	播磨報恩寺	第十六長老御時，至徳元（1384）年八月	明徳
11	大和八木寺	第十八長老	明徳
12	大和山坊阿弥陀寺	第十八長老，明徳二（1391）年八月	明徳
13	越後曼陀羅寺	明徳二（1391）年八月廿五日	明徳
14	美濃報恩寺	十八代長老，明徳二（1391）年十月卅日	明徳
15	尾張阿弥陀寺	第十八代長老明徳二（1391）年十二月十三日	明徳
16	越中大慈院	十八代長老，明徳三（1392）年三月廿二日	明徳
17	紀伊遍照光院	十九代長老，応永五（1398）年八月廿五日	明徳
18	播磨龍華院	第十九長老応永十（1403）年十月廿七日	明徳
19	大和勝福寺	第十九長老，応永三（1396）年	明徳
20	加賀称名寺	第十九，応永五（1398）年八月廿五日	明徳
21	河内宝蓮花寺	第二十代応永十四（1407）年七月廿日	明徳
22	津観音寺	第廿一代御時，応永十八（1411）六月日	明徳
23	出羽菩提寺	第廿一代和上，応永十八（1411）年七月一日旦那小野寺殿当寺附了	明徳
24	大和菩提寺	第廿一代和上	坊
25	近江石津寺	第廿二長老御代応永廿（1413）年八月十日	明徳
26	肥後霊山寺	永享八（1436）年卯月十六日	明徳
27	近江常福寺	廿七代ニ寄進	明徳・坊
28	山城寿福寺	第廿七代	明徳
29	大和大善寺	第廿七代良誓	明徳・坊
30	大和極楽寺	第廿七代	明徳・坊
31	摂津法薗寺	第廿七代長老ニ寄進	明徳
32	播磨餝万寺	第廿七代文安四（1447）年八月日	明徳・坊
33	近江福泉寺	第廿七代文安五（1448）年四月日	明徳・坊
34	近江長安寺	廿七代和上文安五（1448）年寄進	明徳・坊
35	近江法薗寺	廿七代ニ寄進今ハ薬師院被返了	明徳・坊
36	筑後酒見浄土寺	廿八代和上時享徳二（1453）年	坊

典拠欄の「明徳」とは明徳二年の「西大寺末寺帳」，「坊」とは永享八年の「坊々寄宿末寺帳」を指す。いずれも拙著『勧進と破戒の中世史』（吉川弘文館，1995）所収。

第 28 代長老の時である享徳 2（1453）年に西大寺末寺として寄付されたことがわかる。なお，西大寺第 28 代長老（1450～1457 年在位）とは元澄[*21]のことである。

さらに，「二室分」として

史料（2）[*22]

二室分

（中略）

九州筑後国

大琳寺

（後略）

[*20] 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞161 頁。

[*21] 「西大寺代々長老名」（『西大寺関係史料（一）諸縁起・衆首交名・末寺帳』，奈良国立文化財研究所，1968）74 頁。

[*22] 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞156 頁。

史料（2）のように大琳寺も挙がっている。それゆえ，大琳寺も末寺として光明真言会に参加していたのだろう。ただ，この大琳寺は肥後菊地の大琳寺の可能性が高く*23，ここでは扱わない。

以上のように，筑後国にも叡尊教団の末寺が存在し，浄土寺が享徳 2（1453）年以来は西大寺末寺となっていたのである。

それゆえ，第 3 章で紹介する 15 世紀半ばの「西大寺末寺帳」には

史料（3）*24
筑後國
浄土寺酒見

と見える。

この「西大寺末寺帳」は，（1）作成年が書かれていないこと，（2）越後国，播磨国分が翻刻ミスで書かれていない*25ことなどから，従来，全く使用されてこなかった。しかし，筑後国浄土寺が書かれていることなどから逆に作成年代をほぼ限定できる。

まず，浄土寺が末寺となったのは，先述の通り享徳 2（1453）年以来である。それゆえ，浄土寺が記載されているとすれば，1453 年以後の作成である。とりわけ，他の中世の「西大寺末寺帳」の注記を検討すると，表（1）のように，筑後浄土寺がもっとも新しく直末寺となっている。

また，末寺帳の末尾に「奉行　尊光，高算」*26とあるので本「西大寺末寺帳」の作成者は，尊光と高算である。その二人の内，高算については「西大寺長老次第」に「第二十九高算和尚　明圓上人住持十五年文明三辛卯十二月十二日寂八十歳」*27とある。すなわち，第 29 代西大寺長老で，15 年間長老位に就き，文明 3（1471）年 12 月 12 日に 80 歳で死去していることがわかる。高算が末寺帳の作成を担当したのは長老就任以前であろうから，1457 年以前であろう。とすれば，本末寺帳は，1453 年から 1457 年までの間に作成されたことになる。

さらに注目すべきは，本末寺帳は「下書」で以後の加筆がなされていない点も重要である。「明徳末寺帳」も，永享の「西大寺坊々寄宿末寺帳」も後の時期に加筆が行われている。この点，本末寺帳は下書きであったゆえか，以後の加筆はないという大きな特徴がある。これまで，中世「西大寺末寺帳」は 2 つしか知られてこなかったが，新たな中世「西大寺末寺帳」が見つかったことになる。

この筑後国浄土寺は寛永 10（1633）年の西大寺末寺帳*28には見えない。天正 9（1581）年蒲池氏滅亡の頃，破却退転したといわれる*29。天正 9 年頃には廃寺となっていたのであろうか。そこで，次章で浄土寺の歴史を見てみよう。

第 2 章　筑後国浄土寺の役割

先述のように中世浄土寺に関しては，比較的史料が多く残り，先行研究もそれを使って書いている。だが，専論はない。浄土寺は研究の少ない泉涌寺系の律寺から西大寺末寺へ変わったのであり，ここで論じておこう。

筑後地域の優れた地誌である『校訂筑後志』によれば，「浄土寺・宝琳寺両古址」として「共に三潴郡酒見村風浪社の辺にありて七堂伽藍の大寺」*30とある。かつての浄土寺の繁栄ぶりが偲ば

*23 筑後は肥後の間違いであろう。拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞151 頁参照。
*24 「西大寺末寺帳（四）」（『西大寺関係史料（一）諸縁起・衆首交名・末寺帳』＜前注（21）＞）125 頁には酒見浄土寺が記載されている。
*25 「西大寺末寺帳（四）」＜前注（21）＞124 頁。
*26 「西大寺末寺帳（四）」＜前注（21）＞127 頁。
*27 「西大寺代々長老名」＜前注（21）＞74 頁。
*28 「西大寺末寺帳（三）」＜前注（21）＞。
*29 『福岡県の地名』＜前注（3）＞1013 頁では，蒲池鎮並が殺害されたのは天正 9（1581）年 5 月 27 日であり，蒲池氏の没落と浄土寺の廃絶が関係するとすれば，それ以後であろうとする。なお，蒲池氏については大城美知信・田渕義樹『蒲池氏と田尻氏』（柳川の歴史 2）を参照。ただ，問題となるのは文亀 2（1502）年に校合された先述の「明徳末寺帳」に浄土寺が記載されていない点である。「明徳末寺帳」には，文亀校合の年に追記された寺もあり，それゆえ，浄土寺は文亀 2 年頃には西大寺末寺から離脱していたのであろう。釈迦像が善導寺に移ったのも，その頃であろうか。

れる。なお，『筑後地鑑』によれば，風浪宮の祭神は唐の通留山の風浪将である。神宮皇后の三韓征伐に際し，軍艦風波の災難を救ったので，皇后は帰国後，この地に請じて祀ったという*31。

また，藤本氏の研究*32によれば，浄土寺・風浪宮は榎津を中心とした酒見地区一帯の中核に位置したと考えられている。

ところで，注目すべきことに，筑後善導寺に伝わる釈迦像の胎内銘には教空，顕空といった浄土寺僧名が見える*33ことから，その釈迦像はかつて浄土寺の本尊であったと考えられている。すなわち，釈迦像の胎内銘には数多くの結縁者名と仏師湛誉，湛真の名が記されている。

史料（4）*34

沙門教空

正和三年十一月初一日

小比丘顕空　　小沙弥□清
小比丘聖心　　小沙弥知真
小比丘尊海　　小沙弥□□
小比丘祐尊　　小沙弥超永
小比丘善空　　小沙弥玄恵
（18 名ノ名ヲ略ス）　　大仏師　法橋湛誉
法橋湛真

大檀那菩薩戒比丘善性　沙弥教覚

（阿弥陀，観音，勢至ノ梵字）南無阿弥陀仏
尼慈妙聖霊
頓証聖霊□悟

（以下，略）

史料（4）は，釈迦像の胎内胸腹部の墨書銘である。その部分だけでも正和 3（1314）年 11 月 1 日付けで少なくとも 29 名の僧侶の名と仏師湛誉・湛真の名が記載されている。湛誉・湛真は湛派の仏師と考えられている。29 名の僧たちは本像の造立に結縁した僧で，筑後浄土寺の僧が中心であろう。というのも，八尋氏*35の指摘されるように，僧の中心人物教空は史料（5）のように，浄土寺住持として「殺生以下禁断」を鎌倉幕府に申請し，それを認められている。また，次行に記された顕空は嘉暦 4（1329）年の「鎮西探題裁許状」*36に浄土寺住持として見える。とすれば，浄土寺は 29 名ほどの住僧のいる寺院であったと推測される。また，そのほか，他の部位にも数多くの結縁者名前が記されている。このように，本胎内銘は泉涌寺末寺時代の筑後浄土寺の実態を示す貴重な史料といえよう。

ことに，史料（4）の部分からは，善性を大檀那として尼慈妙の霊の「頓証菩提」が願われていることがわかる。胸腹部という中心部に書かれており，それが本釈迦像造立の主な狙いだったのであろう。また，他の部分にも，尼の名が散見され，彼女たちは宝琳寺や摂取院という尼寺の関係者かもしれない。

史料（5）*37

筑後国酒見村浄土寺住持僧教空申，殺生以下狼藉之事，

右，如申状者，去永仁五年九月廿一日，可為勅願寺之由，被下綸旨畢，任傍例，可令禁断寺領内殺生，停止武士以下甲乙人乱入狼藉之由，欲被仰下云々者，早任申請旨，可令禁遏之状，鎌倉殿仰，下知如件，

正安二年十月十六日

陸奥守平朝臣（北条宣時）判
相模守平朝臣（北条貞時）判

史料（5）は，永仁 5（1297）年に勅願寺化したことを踏まえて，寺領内の殺生禁断と武士以下甲

*30 『校訂筑後志』（本荘知新堂，1907 年）230 頁。
*31 『校訂筑後地鑑』（歴史図書社，1977）49～52 頁など参照。
*32 藤本「筑後川河口の中世世界」＜前注（13）＞。
*33 『角川日本地名大辞典 40 福岡県』＜前注（12）＞699 頁。
*34 『筑後大本山善導寺歴史資料調査目録』（九州歴史資料館，1981）81 頁。
*35 八尋「筑後善導寺の美術」＜前注（6）＞41 頁。
*36 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞70 頁。
*37 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞46 頁。

乙人乱入狼藉の停止を求めた浄土寺住持教空の申請を認めた正安２（1300）年10月16日付関東御教書である。それにより，永仁５年以来勅願寺であったことがわかる。また，教空が住持であったことも明らかである。

また，嘉暦４（1329）年４月16日付の鎮西探題下知状写によれば，鎌倉幕府の祈祷寺であった*38点にも注意する必要がある。

史料（6）*39

下　筑後国三潴庄酒見村浄土寺
　可早任先御寄付旨，以敷地四至墩内并料田等，永代為一圓寺領事

右，彼寺草創以降，申入子細於本所，抽御祈祷忠精之間，本名主覚法并沙門教空田園＜田数漆町余云々，加両尼寺分定＞等，寄進之刻，任申請，去正安元年被成御下文畢，加之乾元堤修固之時，梁河村内荒野貳拾町被寄付畢，然者仏陀施与之地悔返之上者，縦当庄平均雖有中分沙汰，於彼寺領者，不可有折中之儀，永代為一圓寺領，弥可奉祈領家御繁昌云々者，早任申請，更不可違乱之状，所仰如件，庄家宜承知，敢勿違失，以下

文保元年三月　日　　沙弥称念　判

※　＜　＞内分チ書キ

史料（6）は，文保元（1317）年３月付けで，領家方の沙弥称念が，覚法・教空によって浄土寺・宝琳寺・摂取院分として寄付された土地などの一圓領支配を認めている。もっとも，本文書の奥には「前僧正法印大和尚」の奥上所判があるべきで，発給主体は領家（三潴庄領家四条家の菩提寺鷲尾山金山院）と考えられている*40。

先述のごとく，正安２（1300）年には浄土寺住持であった教空は，史料（6）のように土地を本名主覚法とともに浄土寺へ寄付している。それゆえ，教空は地元の出身者かもしれない。浄土寺は教空の代に風浪宮の神宮寺として中興されたのだろうか。

史料（7）*41

泉涌寺末寺，筑後国浄土寺并宝琳寺，宜為御祈祷所者，天気如件，仍執達如件

建武元年六月十八日　　左衛門権佐（岡崎範国）　判

史料(7)から，浄土寺と宝琳尼寺が建武元(1334)年段階では泉涌寺末寺であり，また，後醍醐天皇の祈祷所であったことがわかる。先述のように宝琳寺は，先の摂取院とともに浄土寺の近辺に所在した尼寺で，浄土寺の末寺であった。おそらく，宝琳寺と摂取院は浄土寺とペアになって成立した尼寺であろう。

肥前万寿寺にあった鐘の銘文によれば，本来，それが風浪宮のものであったことがわかる。さらに，それは応永21（1414）年に浄土寺・風浪宮・摂取院らの人々の協力によって制作されたことがわかり，それらの繋がりの強さが窺われる*42。叡尊教団においても，僧寺と尼寺はペアになって樹立されることがあった*43が，泉涌寺系における事例として注目される。

浄土寺の中世史において，一大画期の一つは，室町幕府下において利生塔設置寺院となったことである。

史料（8）*44

筑後国酒見浄土寺塔婆事，為六十六基之随一，寄料所可造立之状如件

暦応三年十二月十三日　　左兵衛督（足利直義）　判

浄土寺長老

*38 藤本「筑後川河口の中世世界」＜前注（13）＞41頁。『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞70・71頁。
*39 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞59・60頁，または『鎌倉遺文』35，101・102頁所収「筑後浄土寺文書」文保３(1319)年３月日付「称念下文」。本文書については藤本『中世の河海と地域社会』＜前注（13）＞219頁，服部英雄「柳川の地名地図」（『地図のなかの柳川－柳川市史　地図編』柳川市史編集委員会，1999）など参照。
*40 藤本『中世の河海と地域社会』＜前注（13）＞219頁。
*41 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞72頁。
*42 藤本「筑後川河口の中世世界」＜前注（13）＞42・43頁。
*43 たとえば金沢称名寺と海岸尼寺のケースがある。そのほかに紀伊利生護国寺と妙楽尼寺（拙稿「叡尊教団の紀伊国における展開」＜前注（1）＞）などもある。
*44 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞76頁。

史料（9）*45

奉安置筑後国浄土寺塔婆

　　仏舎利二粒　一粒東寺

右，於六十六州之寺社，建一国一基之塔婆，忝任申請，既勅願，仍東寺仏舎利，各奉納之，伏冀皇祚悠久，衆心悦怡，仏法紹隆，利益平等，安置之儀，旨趣如件

　　暦応四年正月一日　左兵衛督源朝臣直義（足利）　判

史料（8）のように，暦応 3（1340）年 12 月 13 日には浄土寺は室町幕府が 66 国に設置した利生塔設置寺院の 1 つに指定された*46。史料（9）によれば，暦応 4（1341）年正月 1 日には東寺の仏舎利 1 粒が浄土寺に奉納されている。

このように，室町幕府，とりわけ北朝方の宗教的拠点であった。しかし，征西将軍が九州で勢力をもっていたころには，南朝方の征西将軍の祈祷所になっていたことも注目される*47。

以上のように，泉涌寺末寺時代の浄土寺が，永仁 5（1297）年には伏見天皇の勅願寺であり，また後醍醐天皇の祈祷所であった。室町時代においては室町幕府の利生塔設置寺院であったりと，筑後国において，非常に重要な役割を担っていた寺格の高い寺院であったことは明らかである。近年は，ようやく泉涌寺系律宗の鎌倉や京都での活動も注目されるようになった*48が，九州地域においての浄土寺の存在にも大いに注目される必要がある。

とりわけ，京都泉涌寺開山俊芿は肥後国の出身で，肥後正法寺（現，熊本県玉名市，現在は廃寺）などを開いた*49。おそらく肥後地域は，俊芿の重要な布教地域であったと推測される。正法寺からは有明海沿いのルートで筑後浄土寺にいたったのであろう。

その後，注目すべきことには享徳 2（1453）年には西大寺末寺となっていた。残念ながら西大寺末寺時代の史料がないために，西大寺末寺浄土寺の役割を史料的に明らかにすることはできない。そこで，他の西大寺末寺の役割から推測してみよう。

まず，浄土寺は筑後川水系の花宗川沿いにある。先述の藤本氏*50によれば，浄土寺・風浪宮は筑後川河口に位置した榎津を中心とする中世世界の中核的な位置にあったという。すなわち，榎津という津が筑後川河口に所在し，風浪宮の参道は筑後川に向い，風浪宮は筑後川を上下する船舶の安全を祈願する神社であったという。服部英雄氏は，中国明の日本を紹介した書物である『籌海図編』『日本考』に筑後の榎津があげられていることを紹介し，榎津が筑後国府の津の役割を果たしていたと推測している*51。

ところで，諸国の西大寺末寺が河川の管理や港湾管理を担当していたことは周知のごとくである*52。鎌倉極楽寺による和賀江津管理，金沢称名寺による六浦津管理は有名であるが，九州においても，利生塔寺院で川内川を押さえていた薩摩泰平寺，同じく利生塔寺院で島津庄の外港志布志津を押さえた志布志宝満寺が想起される*53。とすれば，浄土寺も花宗川の管理，とりわけ，筑後国府の津の役割を果たしていた榎津*54を管理したのかもしれない。今後は利生塔設置寺院と津などの交通路支配との関係についても大いに注目する必要がある。

また，風浪宮の神宮寺であった可能性が高い。この点も，西大寺末寺が勧進機能を担っていたこ

*45 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞76・77 頁。
*46 安国寺・利生塔については，拙著『日本中世の禅と律』（吉川弘文館，2003）第 2 部第 4 章「安国寺・利生塔再考」を参照。
*47 『筑後国三潴荘史料』＜前注（7）＞92 頁。
*48 大塚紀弘「中世都市京都の律家」（『寺院史研究』10，2006），大森順雄『覚園寺と鎌倉律宗の研究』（有隣堂，1991）など参照。
*49 『不可棄法師伝』（『續群書類従』9 上），西谷功「資料翻刻『泉涌寺不可棄法師伝』」（『御寺泉涌寺と開山月輪大師』泉涌寺，2011）。俊芿の肥後における活動については『玉名市史通史編上』（玉名市，2005）が詳しい。
*50 藤本「筑後川河口の中世世界」＜前注（13）＞。
*51 服部『景観にさぐる中世』（新人物往来社，1995）。
*52 拙著『中世律宗と死の文化』＜前注（1）＞191 頁など参照。
*53 拙稿「中世叡尊教団の薩摩国・日向国・大隅国への展開－薩摩国泰平寺・日向国宝満寺・大隅正国寺に注目して－」＜前注（1）＞。
*54 服部『景観にさぐる中世』＜前注（51）＞188 頁。藤本「筑後川河口の中世世界」＜前注（13）＞参照。

とから，浄土寺も風浪宮の勧進機能を担っていた可能性を指摘しておこう*55。

第3章　もう一つの中世「西大寺末寺帳」

第1章で論じたように，筑後浄土寺が享徳2（1453）年に西大寺末寺になったことなどから，もう一つの中世「西大寺末寺帳」の存在が明らかとなった。そこで，以下に紹介する。

本末寺帳は，すでに「西大寺末寺帳（四）」として『西大寺関係史料（一）諸縁起・衆首交名・末寺帳』*56に翻刻されている。しかし，それには，残念なことに越後国，播磨国分がミスで翻刻されていない。

大きさは縦33cm ×横23cmで，冊子本である。表紙に「西大寺末寺　下書」とある。西大寺における所蔵番号は132函10号である。

表紙右端に「西大寺諸國末寺　下書」とあり，下書きであったらしい。そのことは，伊勢国，陸奥国分などに小さな文字で末寺の追記がなされている点によく表れている。

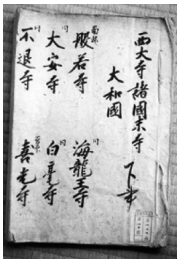
さらに，他の末寺帳に見えない，本来極楽寺末寺であったはずの奥州や武蔵の末寺や尼寺が記載されている点でも貴重である*57。明徳2（1391）年に書き改められた「明徳末寺帳」では，「参河国以東諸末寺，多分，極楽寺に属す」*58とある。それゆえ，奥州や武蔵国の末寺が記されているのは注目される。

ただし，注記は，たとえば山城速成就院に付けられた「大谷五条」のように，速成就院が栗田口から五条に移転した慶長8（1603）年以後，すなわち後世に付けられたものもある*59。

なぜ，1453年から1457年までの間に本末寺帳が作成されたのかははっきりしないが，末寺役・銭の徴収などのために，「明徳末寺帳」「西大寺坊々寄宿末寺帳」以後の末寺の変化を書き留める必要が生じたのであろう。

以下，写真とともに翻刻する。

西大寺諸國末寺　下書



大和國

南都 般若寺
同 大安寺
同 不退寺
平群郡會峯 額安寺
三輪若宮 大御輪寺
惣持寺
高尾 神願寺
ヲキ田　ヲキ田 福田寺
橋原 仙澗寺
フセ 綰索院
橋原　橋原 三鈷寺
常樂寺
市原　市原 迎攝寺
布施　上保寺 圓福寺
宇智郡　宇野 觀音院
同　二見 大日寺
長安寺
八木寺
吐田 勝福寺
高樋 来迎寺
北横田庄 極樂寺
笠 竹林寺
同 福智院
森本 本光明寺
法隆寺内 北室

同 海龍王寺
同 白毫寺
菅原 喜光寺
万歳 最福寺
箕田 敬田寺
吉野郡 現光寺
香久山三学院 三學院
南都 小塔院
フセ 三寶院
ユキ 髙福寺
磯野 極樂寺
宇田郡芳野 神宮如法院
宇多アカハ子 佛隆寺
吉野塔尾 如意輪寺
秋篠寺 文殊院
佐備 神宮寺
南都 極樂院
山坊 阿彌陀寺
宇智郡牧野 大善寺
南都 知足院
寿福寺
南都 不空院
同 圓證寺
高市郡橘寺 菩提寺
大聖無動寺

*55 拙稿「仏教者の社会活動」『新アジア仏教史12日本Ⅱ躍動する中世仏教』，佼成出版，2010）。
*56 『西大寺関係史料（一）諸縁起・衆首交名・末寺帳』＜前注（21）＞。
*57 奥州分の筆頭に書かれている長福寺は現在の福島県いわき市に所在する。「長福寺縁起」などによれば，元亨2（1322）年に小川義綱によって，鎌倉極楽寺了俊の弟子慈運を開山として開かれたという。このように，14世紀には極楽寺末寺であった。それが，本末寺帳に記載されたことは，15世紀半ばには極楽寺から西大寺へと本寺が変化したことになろう。なお，長福寺については西岡芳文ほか「福島県いわき市長福寺本尊地蔵菩薩座像と納入文書－概報」（『金沢文庫研究』330，2013）が大いに参考になる。
*58 拙著『勧進と破戒の中世史』＜前注（2）＞137頁。
*59 拙著『中世律宗と死の文化』＜前注（1）＞165頁。

山城國

淨住寺（葉室）　大谷五條 速成就院
大乘院（八幡神宮寺也）　不壞化身院 大覺寺
放生院（宇治）　三条大宮 長福寺
法光明院（西谷）　醍醐 菩提寺
常福寺（京中御門西洞院）　山田庄 壽福寺
觀音寺（相樂郡木幡觀音寺）　極樂坊
桂宮院（ウツマサ）　京八條大通寺也 遍照心院
戒光寺　成心院
平等心王院（槙尾寺也）　橋寺（宇治常光院也）

河内國

西琳寺　教興寺
真福寺（丹南郡）　泉福寺
寬弘寺　千光寺
西方寺（六辻）　金剛蓮花寺
藥林寺　廣成寺
神弘寺　寶泉寺
寶蓮華寺（譽田奥院）

和泉國

禅寂寺　大鳥 長承寺
来迎寺　淨弘寺

攝津國

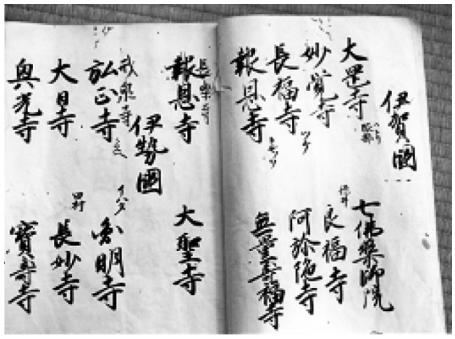
藥師院（天王寺）　多田院
莊嚴淨土寺（住吉）　鷹合 妙臺寺
慈光寺（神崎）　東アシヤ 東光寺
安養寺（奥堂）　兵庫 能福寺
吉祥寺（ヲカベ）　椋橋寺 同八王子也 觀音寺
法薗寺（猪名寺）　椋橋寺 極樂院
安樂寺（マキ）

伊賀國

大岡寺（ハヽ）　服部 七佛藥師院
妙覺寺　徳井 良福寺
長福寺（ツケ）　阿彌陀寺
報恩寺（トモノヲ）　無量壽福寺
長樂寺　大聖寺

伊勢國

戒泉寺
弘正寺（クスヘ）　圓明寺（イハタ）
大日寺　田村 長妙寺
興光寺　寶壽寺
圓興寺　常光寺
福善寺　大福田寺（クワナ）



近江國

寶蓮院（二階堂）　佐々木 慈恩寺
石津寺　福泉寺
長安寺（伊香郡）　法薗寺
常福寺　阿弥陀寺（高嶋郡新城庄ほりかわ）

尾張國

釋迦寺（田嶋）　長巻 圓光寺
圓滿寺　金勝寺
安國寺　國分寺

美濃國

松蔵寺（山田）　大井 長康寺
小松寺　報恩寺

信濃國

盛興寺（二科）　山善寺

越前國

神宮護國寺（金津）　兵庫 大善寺
長福寺（兵庫郷新宮村）

加賀國

月輪寺（月影）　西光寺（吉光）
神宮寺　明星寺（二口）
寶光寺　稱名寺（トクミツ）
國分寺

越中國

禅興寺（曽禰）　弘正寺（長澤）
寶薗寺（黒何）　聖林寺（野尻）
大慈院（今ハ号長徳寺）　圓満寺
國分寺

越後国

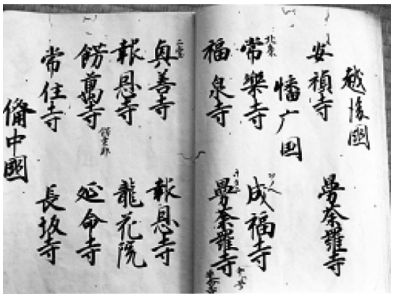
安禎寺　曼荼羅寺

播磨国

常楽寺（北条）　成福寺（ヲノヘ）
福泉寺　曼荼羅寺（サタニ）（今ハ号延命寺）
興善寺（二堂）　報恩寺
報恩寺　龍華院
餝万寺（餝東郡）　延命寺
常住寺　長坂寺

備中国

この部分，未翻刻



善養寺（ナリウ）（成羽）　金光寺
菩提寺（カルヘ）

備後國

浄土寺　常福寺（クサイツ）（草出）

金剛寺（イマ高野大田庄）

周防國

浄寶寺　國分寺（安樂寺法花寺 長願寺長童寺）

長門國

國分寺（府）　律成寺
浄名寺（コトウ）　蔵福寺（同）
長光寺（アサ）　善興寺

安藝國

丹後國

金光明寺（志樂）　金剛心寺（ヒヲキ）
泉源寺　成願寺
國分寺

但馬國

常住金剛寺　花蔵寺
金光明寺

石見國

正法寺

紀伊國

金剛寺　利生護國寺（スダ）
妙樂寺（橋本）　福林寺（トヨ田）
岡林寺（新宮）　西福寺
觀音寺　光明寺
寶金剛寺　寶光寺
遍照光寺（院 高野）

阿波國

高林寺　成願寺
觀音寺

讃岐國

鷲峯寺　普賢寺（ヤシマ）

國分寺　屋嶋寺

伊豫國
國分寺　興法院

土佐國

筑前國
大乘寺（博多）　最福寺（宰府）
安養院　神宮寺（田村）
長福寺（江ノ）

筑後國
淨土寺（酒見）

出雲國
報恩寺

豊前國
大興善寺（規矩郡 紀玖郡）　寶光明寺
寶勝寺（ミヤコ）　大樂寺（宇佐）
常福寺（城井）　觀音寺（ミヤコ 城）
中願寺　万福寺（中津河）
觀音寺

豊後國
金剛寶戒寺（府中）　永興寺（日田）
最勝寺（佐伯庄）　潮音寺
神宮寺

肥前國
東妙寺（田手）　法泉寺
寶生寺（ソノキ 彼杵大村）

肥後國
淨光寺　天福寺
大琳寺（菊地）　春日寺
金剛光明寺（山鹿）　觀音寺（河尻）
靈山寺　玉泉寺（八代）

大隅國
正國寺（宮内）　慈音寺

薩摩國
泰平寺（河内 川内）

日向國
寶満寺（志布志）　寶泉寺

因幡國
國分寺

常陸國
平福寺

下総國
大慈音院

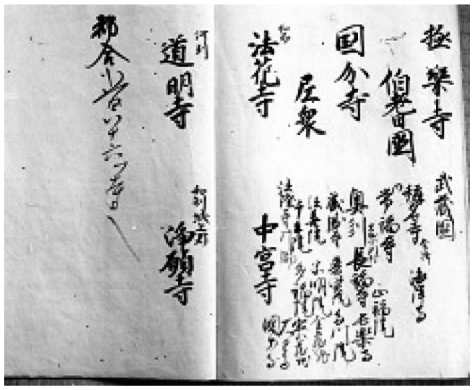
下野國
真福寺（小山）

出羽國
菩提寺（マ井キ）

相模國
極楽寺

伯耆国
國分寺

武蔵國
稱名寺（金澤）　海岸寺
常福寺（同）　正福院
奥州　長福寺（岩城小川村）　長樂寺
藏勝寺　普賢院　多門院
法善院　宗明院　金藏院
千手院　多福院　密藏院
大王寺
國分寺



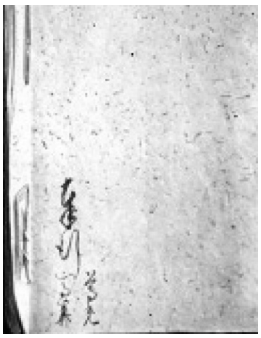
尼衆

和州
法花寺　　法隆寺門脇
中宮寺

河州
道明寺　　和州城上郡
淨願寺

都合貳百八十六ヶ寺也

奉行　尊光
　　高算



おわりに

以上，第１章で浄土寺が中世において泉涌寺末寺から西大寺末寺へ変化していたこと，第２章では，浄土寺の歴史的変遷を追い，第３章では新たに見つかった中世「西大寺末寺帳」を翻刻・紹介した。

筑後浄土寺は，西大寺末寺としてよりも，それ以前の泉涌寺末寺時代の役割が極めて大きなものであったことがわかる。花宗川の畔に立地し（河川・津支配），風浪神社の神宮寺であったこと（神宮寺として本社の勧進・葬送などを担う），宝琳寺・摂取院という尼寺を押さえていた（尼寺をペアとして創建する）点など，叡尊教団にもいえる活動である。

このように，泉涌寺系の律寺も中世において重要な果たしていた寺院が存在したのである。とりわけ，浄土寺が享徳２（1453）年に西大寺末寺となったことが分かることなどから，新たな中世「西大寺末寺帳」の存在が明らかとなった。

附記：2013 年 5 月 4 日に柳川古文書館を訪問し，学芸員の田淵義樹氏から多くのご教示を得た。記して感謝の意を表したい。また，本研究は，平成 25 年度科学研究費「中世叡尊教団の全国的展開」の成果の１つである。

The Development of the Eizon Order during the Middle Ages in Chikugo Province

Kenji MATSUO

This paper aims to clarify how the Eizon Order developed in Chikugo Province (modern Fukuoka Prefecture) during the Middle Ages. Now a ruin, Jodo Temple, a branch temple of the Saidai Temple in Nara, was located at that time in Chikugo and was headquarters of the Eizon Order. In this paper, the author will focus on identifying when it became an Eizon Order branch temple and what role it played, and also introduce a newly-found list of 15th century Saidai Temple branch temples.

社会文化システム研究科　彙報

2012 年度開講科目一覧（特別研究Ⅰ，Ⅱは除く）

文化システム専攻

授業科目名	担当教員	開講期
英語語法論特論Ⅰ	鈴木　亨	前期
英語音声学特論Ⅰ	冨田かおる	前期
英語語彙論特論Ⅰ	森田光宏	前期
日本語意味論特論Ⅰ	渡辺文生	前期
日本語史特論Ⅰ	中澤信幸	前期
言語学特論Ⅰ	池田光則	前期
英語音声学特別演習	冨田かおる	後期
日本語意味論特別演習	渡辺文生	後期
日本語史特別演習	中澤信幸	後期
言語学特別演習	池田光則	後期
人間情報科学特論Ⅰ	本多　薫	前期
人間情報科学特別演習	本多　薫	後期
ヨーロッパ現代思想文化論特論Ⅰ	小熊正久	前期
日本中世宗教文化史特論Ⅰ	松尾剛次	前期
日本中世宗教文化史特別演習	松尾剛次	後期
日本古代史特論Ⅰ	三上喜孝	前期
日本近代現代史特論Ⅰ	板垣哲夫	前期
ドイツ史特論Ⅰ	山崎　彰	前期
ロシア東欧文学特論Ⅰ	中村唯史	前期
文化人類学特論Ⅰ	坂井正人	前期
日本古代史特別演習	三上喜孝	後期
ドイツ史特別演習	山崎　彰	後期
ロシア東欧文学特別演習	中村唯史	後期
文化人類学特別演習	坂井正人	後期
日本古代中世文化論特論Ⅰ	菊地　仁	前期
日本近現代文化論特論Ⅰ	森岡卓司	前期
中国古典文化論特論Ⅰ	芦立一郎	前期
中国中世文化論特論Ⅰ	西上　勝	前期
中国古代中世文化論特論Ⅰ	福山泰男	前期
日本古代中世文化論特別演習	菊地　仁	後期
日本近現代文化論特別演習	森岡卓司	後期
中国古典文化論特別演習	芦立一郎	後期
中国中世文化論特別演習	西上　勝	後期

表象文化論(美学・芸術学)特論Ⅰ	元木幸一	前期
美学・芸術史特論Ⅰ	石澤靖典	前期
比較文化論特論Ⅰ	伊藤豊	前期
英米近代文化論特論Ⅰ	佐藤清人	前期
英米現代文化論特論Ⅰ	藤澤秀光	前期
ドイツ現代文化論特論Ⅰ	渡辺将尚	前期
フランス現代文化論特論Ⅰ	阿部宏慈	前期
表象文化論（美学・芸術学）特別演習	元木幸一	後期
比較文化論特別演習	伊藤豊	後期
英米近代文化論特別演習	佐藤清人	後期
英米現代文化論特別演習	藤澤秀光	後期
ドイツ現代文化論特別演習	渡辺将尚	後期
フランス現代文化論特別演習	阿部宏慈	後期

社会システム専攻

授業科目名	担当教員	開講期
人権論特論Ⅰ	中島宏	前期
公共経済学特論Ⅰ	是川晴彦	前期
財政学特論Ⅰ	貝山道博	前期
統治組織論特論Ⅰ	今野健一	前期
社会経済システム論特論Ⅰ	田北俊昭	前期
社会政策特論Ⅰ	戸室健作	前期
人権論特別演習	中島宏	後期
統治組織論特別演習	今野健一	後期
社会政策特別演習	戸室健作	後期
経済地理学特論Ⅰ	山田浩久	前期
企業経営論特論Ⅰ	真保智行	前期
経営情報特論Ⅰ	殷勇	前期
日本産業構造分析特論Ⅰ	立松潔	前期
株式会社論特論Ⅰ	安田均	前期
経営システム特論Ⅰ	西平直史	前期
管理会計特論Ⅰ	緒方勇	前期
企業経営論特別演習	真保智行	後期
経営情報特別演習	殷勇	後期
日本産業構造分析特別演習	立松潔	後期
経営システム特別演習	西平直史	後期
雇用関係法特論Ⅰ	阿部未央	前期
雇用関係法特別演習	阿部未央	後期

国際関係論特論Ⅰ	高　橋　　和	前　　期
国際政治特論Ⅰ	松　本　邦　彦	前　　期
国際組織法特論Ⅰ	丸　山　政　己	前　　期
現代政治論特論Ⅰ	北　川　忠　明	前　　期
比較政治学特論Ⅰ	星　野　　修	前　　期
国際関係論特別演習	高　橋　　和	後　　期
国際政治特別演習	松　本　邦　彦	後　　期
国際組織法特別演習	丸　山　政　己	後　　期
現代政治論特別演習	北　川　忠　明	後　　期
比較政治学特別演習	星　野　　修	後　　期
ＥＵ経済論特論Ⅰ	鈴　木　　均	前　　期
国際金融論特論Ⅰ	山　口　昌　樹	前　　期
ＥＵ経済論特別演習	鈴　木　　均	後　　期

共通科目

授　業　科　目　名	担当教員	開　講　期
情報処理実習	古　藤　　浩	後　　期
現代外国語（英語）Ⅰ	Ryan Stephen Bond	前　　期
現代外国語（英語）Ⅱ（前期）	佐　藤　清　人	前　　期
現代外国語（英語）Ⅱ（後期）	嶋　田　珠　巳	後　　期
現代外国語（ドイツ語）	渡　辺　将　尚	前　　期
現代外国語（フランス語）	磯　野　暢　祐	前　　期

2012 年度　修士学位論文題目一覧

文化システム専攻

（題　　目）	（分　野）	（領　域）	（氏　名）
『万葉集』研究　―初期万葉における歌と女性―	国際文化論	アジア文化	五十嵐　恵
Phonetic and phonological features of vowels in learners'speech	人間科学	言語科学	大谷　静香
中国現代女性作家・池莉論	国際文化論	アジア文化	周　静漪
On the Syntax and Semantics of Objects in English	人間科学	言語科学	堀　仁美
曹植「洛神賦」における女性描写	国際文化論	アジア文化	李　暁宇

社会システム専攻

（題　　目）	（分　野）	（領　域）	（氏　名）
南アフリカ共和国における教育制度の発展について　―アパルトヘイトは克服できるのか―	国際システム	国際関係	遠藤　大地
為替相場のパススルーの推移　―1990 年代と 2000 年代の比較―	国際システム	国際経済法務	小野　更紗
中国における為替相場と国内物価との関係	国際システム	国際経済法務	高　旭
山形県の中小企業に対する「新連携」政策の影響	企業システム	企業経営	後藤　慎哉
日本労働組合の役割と行方　―企業別労働組合の限界とユニオン制の導入―	企業システム	企業経営	周　晴楓
人民元の切り上げと中国沿海地域の貿易構造の高度化	国際システム	国際経済法務	肖　朗
日本の中小企業と中国への進出	企業システム	企業経営	孫　震
コンサートツアー事業と音楽映像配信サービスに関する需要分析	公共システム	公共政策	吉田　一清
地域主導型企業誘致政策に見る広域市町村連携の可能性　―岩手県北上川流域地域を事例に―	公共システム	公共政策	太田　和洋
ジャストインタイムからサプライチェーンへの展開	国際システム	国際経済法務	奥山　広明
国立大学法人における財務報告のあり方	企業システム	企業経営	内藤　修広

「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」投稿規程

1．名称及び発行

本編を「山形大学大学院社会文化システム研究科紀要」（Bulletin of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University）と称する。

2．投稿資格

本編に投稿できる者は，原則として，社会文化システム研究科ないし人文学部教職員とする。ただし，次のいずれかに該当する場合には投稿を認めることがある。

⑴　本研究科ないし人文学部に相当年数勤務し，退官した元専任教員
⑵　本研究科ないし人文学部の客員研究員
⑶　本研究科ないし人文学部教職員が相当の役割を担っている場合の共同執筆者
⑷「特集」などの編集企画により編集委員会が依頼した者
⑸　本研究科を修了した者
⑹　その他，編集委員会が適当と認めた者

3．投稿内容

人文・社会科学に関する未発表のものとし，その種類は次の通りとする。

⑴　原著論文
⑵　編集企画により編集委員会が依頼した原稿
⑶　本研究科の研究教育内容にかかわる研究の成果
⑷　本研究科および人文学部によって助成された研究の成果報告など
⑸　そのほか，編集委員会が適当と認めたもの

4．原稿の分量および様式

⑴　原稿は，各号原則として１人１編までとするが，３に定める分類項目を異にする場合には複数掲載を認める場合がある。
⑵　分量は，原則として，日本語原稿の場合は 400 字詰め原稿用紙で 100 枚（40 字× 40 行のワープロ用紙では 25 枚分）以内とする。欧文原稿の場合は A4 判の片面に周囲 3 ㎝の空白を残して２段送りタイプすることにし，50 枚以内とする。その他の言語の場合の分量は上に準ずる。
⑶　編集委員会が適当と認めた場合，連載の方式をとることができる。
⑷　日本語による執筆の場合は外国語の，外国語による執筆の場合は日本語の要旨をつけることとし，要旨は原則として刷り上がり１頁とする。投稿者は，当該言語ネイティブまたは外国語教育担当教員によるチェックを受けたうえで，外国語要旨を編集委員会に提出するものとする。ただし，当該言語ネイティブまたは外国語担当教員に依頼することが困難な場合には，英語による要旨に限り，編集委員会が仲介するものとする。
⑸　⑴に定める制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り，編集委員会の承認を得て受理されることがある。ただし，この場合の超過分の印刷経費は執筆者が負担するものとする。
⑹　特殊な印刷を要するもの（カラー印刷など）は，原則として執筆者が負担するものとする。

5．版組

刷り上がりの大きさは A4 判とする。原則として横組みの場合も縦組みの場合も２段組とする。

6．原稿の提出

⑴　原稿は原則としてワードプロセッサで作成し，電子ファイルの形式で編集委員に提出する。その際，プリントアウトしたもの１部を添付する。

⑵　編集委員は，提出された原稿と引き換えに，原稿題名・受付年月日等を明記した投稿受領書を発行する。

7．原稿の締め切り

⑴　創刊号の原稿締め切りは 2005 年 1 月 31 日とする。

⑵　第２号以降の原稿締め切りは，6 月 30 日（休日の場合は休日明けの日）とする。

8．論文等の審査及び掲載の可否

⑴　編集委員会は原稿の審査を査読者に依頼する。

⑵　編集委員会は，審査の結果，必要ならば原稿の修正を求めることができる。

⑶　編集委員会は，審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定する。

9．校正

⑴　校正は執筆者の責任において行い，原則として再校までとする。

⑵　校正は誤字，脱字，誤植等の訂正に限るものとし，本文の大幅な変更（削除，挿入等）は原則として認めない。

⑶　前項の規定にもかかわらず，大幅な訂正を必要とする場合は編集委員会の許可を得るものとし，その印刷に伴う経費は執筆者が負担する。

10．掲載及び別刷りの経費

⑴　掲載に要する経費は，制限内のページ数であれば，原則として無料とする。

⑵　別刷りの経費については著者負担とする。

11．出版権利用の許諾

論文を投稿する者は，山形大学本研究科に対し，当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。

12．論文等の電子化及びコンピュータ・ネットワーク上での公開

⑴　掲載された論文等は，原則として電子化し，人文学部ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

⑵　ただし，執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は，当該論文の電子化・公開を拒否することができる。その場合は原稿提出時に申し出る。

附　則　　この投稿規程は 2005（平成 17）年 1 月 1 日から施行する。
附　則　　この投稿規程は 2007（平成 19）年 4 月 1 日から施行する。
附　則　　この投稿規程は 2010（平成 22）年 4 月 1 日から施行する。

編 集 委 員

相 沢 直 樹　（文化システム研究科）
アーウィン マーク（文化システム研究科）
西 平 直 史　（社会システム研究科）
森 岡 卓 司　（文化システム研究科）

編 集 者
発 行 者　山形大学人文学部
〒990-8560　山形市小白川町一丁目 4 番 12 号
責 任 者　北 川 忠 明
印 刷 所　田宮印刷株式会社
発行年月日　平成 25 年 10 月 1 日

BULLETIN of Graduate School of Social & Cultural Systems at Yamagata University

No. 10

CONTENTS

Articles

日治時期台灣「揚文會」的兩種虛文觀
以後藤新平與吳德功為例……許　時嘉　1

關於「日臺基本漢字」發音對照表應用於日本語教育之可能性……中澤信幸・岩城裕之・是澤範三　13

Corporate and organizational management in the Great East Japan Earthquake: Case studies from Yamagata Prefecture……Yoshihiro ITO　21

Transferring Between Line centers at Nasca Upland (2nd Report): Walking North-South Feasibility Study……HONDA Kaoru, MONMA Tadasuke　33

Neutralitätsmodifikation und ihre verschiedenen Gestalten ……Masahisa OGUMA　49

The Development of the Eizon Order during the Middle Ages in Chikugo Province ……Kenji MATSUO　69

2012：List of Graduate School Courses and Submitted Master's Theses ……83

Requirements for Contributors ……87

OCTOBER 2013